

平成 2 0 年

笛吹市議会
第 4 回定例会会議録

平成 2 0 年 1 2 月 5 日 開会

平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第101号

平成20年笛吹市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成20年11月28日

笛吹市長 荻野正直

1. 期 日 平成20年12月5日 午後1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（24名）

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 恵 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

不応招議員（なし）

平成 2 0 年

笛 吹 市 議 会 第 4 回 定 例 会

1 2 月 5 日

平成20年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第1号)

平成20年12月5日
午後1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告ならびに提出議案要旨説明
- 日程第 5 議案第118号 笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第119号 笛吹市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第120号 平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 8 議案第121号 平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 9 議案第122号 平成20年度笛吹市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第123号 平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第124号 平成20年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第125号 平成20年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第126号 平成20年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第127号 平成20年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第128号 平成20年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第129号 平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について(いさわふれあいセンター他2施設)
- 日程第18 議案第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について(芦川国民健康保険診療所)
- 日程第19 議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について(御坂福祉センター他3施設)

- 日程第20 議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（石和温泉駅前
観光案内所）
- 日程第21 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について（すずらの里）
- 日程第22 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂路さくら
公園他2施設）
- 日程第23 議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について（石和恵比寿公
園）
- 日程第24 議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代健康ふれ
あい館）
- 日程第25 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スコレーセン
ター他1施設）
- 日程第26 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（いちのみや桃
の里ふれあい文化館）
- 日程第27 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について（花鳥児童館）
- 日程第28 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂林業セン
ター）
- 日程第29 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂東部地区
コミュニティ施設）
- 日程第30 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八田御朱印公
園）
- 日程第31 議案第144号 市道廃止について
- 日程第32 議案第145号 市道認定について
- 日程第33 発議第 10号 リニア対策特別委員会の設置について
- 日程第34 発議第 11号 笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について

2. 出席議員は次のとおりである。（24名）

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 恵 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

3番 野澤今朝幸 4番 北嶋恒男

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	中川啓次
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	内藤運富
福祉事務所長	佐藤貞雄	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	堀井一美	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	田中昭子
農業委員会長	荻野勇夫		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	橘田益貴
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第4回笛吹市議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、12月定例会市議会が招集されましたところ、議員ならびに市長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただきご同慶に絶えないところであります。

また、新たに議員としてご出席いただいた皆さまにおかれましては、本日より本格的な議会活動が始まり、多いにその力量を発揮していただくことを期待いたします。

さて、アメリカの個人向け住宅融資の破綻をきっかけとした金融不安は、世界各国の金融システムに巨額な損失をもたらし、世界経済は憂慮すべき状況になっております。

わが国では、株の暴落、円高など経済のマイナス要因が増大し、百年に一度といわれるほどの大きな危機に直面しております。

本市においても、財政状況の厳しい中、今定例会においては16億円余の補正予算案などが提出されております。

議員ならびに市長をはじめ執行部各位におかれましては、提案された案件はもとより、市政を取り巻く諸課題につきましても、十分にご議論を尽くしていただき、今定例会が実り多きものになりますようお願い申し上げます、開会に際してのごあいさつといたします。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第3番 野澤今朝幸君

議席第4番 北嶋恒男君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（上野稔君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から17日までの13日間と決定いたしました。

○議長（上野稔君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

監査委員から、平成20年8月分から平成20年10月分の例月出納検査の結果について、報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承をお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況等については、お手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第4 市長より、行政報告ならびに、日程第5 議案第118号から日程第32 議案第145号までの28案件を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

本日ここに、平成20年12月定例市議会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の行政経営の一端を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解を賜りたいと存じます。

わが国は、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、新たなステージに入ったものの、都市と地方の格差拡大や非正規雇用の増大などの問題を多く抱えております。

また、世界的な資源・食料価格の高騰や、アメリカ・ヨーロッパにおける金融危機の深刻化による株式・為替市場の大幅な変動などから、世界経済は急激に減速しており、日本経済もこの影響を受け、大幅なマイナス成長に転じております。

12月3日に開けられました臨時閣議においても「日本経済は景気後退局面に入っており、今後も、景気の下降局面が長期化・深刻化するおそれが高まっている」と、厳しい認識を表明しております。

低迷する経済状況を受け、同日、閣議決定された2009年度予算編成の基本方針では、09年度のシーリングが、これまでの「堅持」から「維持」に弱められ、状況に応じて枠外での財政出動を容認する方針が盛り込まれるなど、財政健全化路線を継続しながらも、景気対策に重点を置いた姿勢が明確に打ち出されました。

道路特定財源の一般化に伴う、道路整備を中心とした1兆円規模での新交付金と合わせ、地方の実情に応じて別枠で1兆円を使用する新たな仕組みの創設など、地方にとっては大きな期待を寄せるところでありますが、歳入増に対する論議の遅れや、財源調整の難航も取りざたされておりますので、国の動向を注視しながら、適切な対応を行ってまいりたいと思います。

このような情勢の下、平成21年度の予算編成に取り組んでまいりますが、来年度の本市の財政について見通しますと、市税収入は景気の低迷から減少傾向にあり、また、現時点で、

地方交付税や地方譲与税についての増加を見込むことは困難なことから、実質的増収を予測することは難しい状況であります。

また、繰入金財源としての各基金残高も横ばい傾向にあり、財政調整基金をはじめ、将来に向けた計画的な基金運用の検討が不可避となっております。

さらに、少子・高齢化に伴う扶助費等の増加や合併特例債等の起債償還額の増加が見込まれるなど、極めて厳しい財政経営が続くものと思われまます。

本市が今後、真に必要な市民サービスの水準を確保しながら、将来に向けて持続的に発展していくためには、健全で安定した財政運営を基本として、最小の経費で最大の効果を上げることに留意しつつ、第一次笛吹市総合計画“ふえふき協奏曲第1番”に掲げる、さまざまな施策・事業を着実に推進していく必要があります。

そのためには、予算編成における、各部局の裁量の強化による主体的な施策および事業の再構築を図りつつ、すべての事務事業について、コストと成果の検証による自己評価を実施した上で、地域の要望などを考慮し、施策の優先度を精査しながら、限られた財源を重点的かつ効率的に配分するなど、創意と工夫を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、第一次笛吹市総合計画の施策体系に沿って、主な事業のご説明をさせていただきます。

はじめに、市営バス運行事業についてであります。

本年1月7日から、3路線の実証運行を行っておりますが、住民アンケートおよび運行実績により路線の一部変更や、JRへの接続に配慮した時刻変更等を行い、8月11日より新たな内容で実証運行を開始いたしましたところであります。

9月末まで運行した時点でのデータを収集し分析を行った結果、若干の利用者増が見られたことから、継続して利用実績などデータの収集を行うため、12月末まで実証期間を延長することといたしました。

今後は、実証路線の検討と併せ、境川、一宮、芦川の各既存路線の利用状況や地域の意向調査結果を踏まえ、公共交通ネットワークの方向性を決定してまいりたいと考えております。

次に、雇用促進住宅「甲斐八代宿舎」についてであります。

雇用促進住宅「甲斐八代宿舎」につきましては、本年2月に「独立行政法人雇用・能力開発機構」より雇用促進住宅の譲渡・廃止時期について、平成22年12月に廃止予定の通知を受けたところであります。現在、市営住宅の住み替えの利活用や定住人口の確保に向け、払い下げについての検討を進めており、今後は購入する場合の条件など、他の市町村の動向も参考にしながら、慎重に機構との協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量化への取り組みについてであります。

市では、可燃ごみ53%減量を目指す中で、廃棄物減量推進委員さんや各地区環境指導委員さんにご協力をいただきながら、減量目標達成に向けて事業に取り組んでおります。

循環型社会の構築に向けた、ごみ減量事業の推進を目的に、環境負荷の低減と処理コストの軽減について広報での案内、市のホームページを活用した、ごみ増減状況の公表と合わせ、排出物実態調査および組成調査の実施や、各地区出前説明会を11月末までに60回実施しております。

さらに、今後の対策としまして、アパート・集合住宅単位での分別説明会の開催、市内スーパーなど店頭での啓発活動、および、ごみ減量について再認識をいただくため、分別啓発チラ

シの全戸配布等を計画しております。

本事業の主旨をご理解いただき、市民一人ひとりのごみを減らす行動に結びつくよう、減量施策について積極的な取り組みを推進してまいります。

続きまして、庁舎南館の太陽光発電装置設置工事についてであります。

10月の工事開始以来、順調に進捗しております、来年1月30日までには完成の見込みであります。

工事内容につきましては、南館の屋上および2階屋根に、太陽電池モジュール168枚・30キロワットの設備を設置し、庁舎電力の一部を賄うものであります。

また、計測装置、表示装置を設置し、来庁者にもデータを公表することにより、新エネルギー化の促進および省エネ対策としてPRしてまいります。

次に、温泉活用健康づくり事業についてであります、平成18年度より、市内の温泉を活用した専門的な健康支援プログラムを展開しております。

その分析を山梨大学医学部に依頼したところ、あらゆる健康度の評価が統計学的にきわめて良好との結果が得られたことから、11月5日より福岡県で開催された「第67回日本公衆衛生学会総会」において、山梨大学医学部と共同で事業成果の発表を行いました。

この公衆衛生学会では、講演や研究成果発表、シンポジウムなどが行なわれ、本市の温泉を活用した健康づくり事業も日本全国に発信され、広く紹介されたところであります。

今後の取り組みとしましては、来年1月中旬に予定しております、仮称「笛吹市民・健康づくりのつどい」において、市民にも温泉活用の成果を公表してまいります。

また、併せてシルバー体操指導員養成事業等の成果も発表し、市民の健康づくりに対する意識の高揚と、実践活動の輪をさらに広げてまいります。

次に、かすがい東保育所の建て替えについてであります。

建物の老朽化および借地期限の満了に伴い、平成21年度に建て替えを行いたく準備を進めております。

子どもたちの豊かな発育環境を確保し、利用する園児にとって居心地が良く、また、使い勝手の良い施設を目指し、設計業務プロポーザル審査委員会で選定された業者により、現在、実施設計を行っているところであります。

次に、笛吹市保育所ビジョンの策定についてであります。

このビジョンは、将来を担う子どもたちに対して、市としての保育の方向性を明確にすることを目的に策定するものであります。

策定にあたっては、保育に関係する団体の代表者などで構成する策定委員会を立ち上げるとともに、保育士を中心としたワーキンググループを設置し、内容の検討を行いながら、本年度中の策定を目指してまいります。

次に、障害福祉計画についてであります。

障害者自立支援法に基づき、平成18年度に策定いたしました「障害福祉計画」につきましては、平成18年度から20年度までを第1期計画、21年度から23年度までを第2期計画と定めております。

今年度は、第2期計画に向けて、目標数値等の見直しを行っており、本計画の柱であります地域生活支援事業について、笛吹市地域自立支援協議会を中心に、障害者やその保護者等で構成する圏域ネット部会や地域部会・事業者部会により、第1期計画3年間の評価と、課題に対

する方策を協議しております。

障害者本人や保護者等の意見の取りまとめを行う中で、第2期障害福祉計画に反映させてまいります。

次に、原油価格高騰に対する緊急対策についてであります。

原油価格の急激な変動を踏まえ、市の単独の緊急対策事業として、在宅で生活する65歳以上の高齢者のみの世帯のうち、75歳以上の高齢者が一緒に住んでいる約2,500世帯に対し、「笛吹市ぬくもり灯油券」を交付いたしました。

現在、原油価格はやや下落傾向ではありますが、まだまだ高値で推移しており、今後の急激な変動も懸念されております。

この冬、高齢者の皆さまには、少しでも暖かく過ごしていただきたいと願っているところであります。

次に、学校給食についてであります。

9月29日に第1回笛吹市学校給食検討委員会を開催いたしました。

この検討委員会は、笛吹市学校給食検討委員会規則に基づき、給食費未納問題や食アレルギー、給食物資の購入など、学校給食の運営全般に係る重要事項について審議する組織であります。

今後は、検討委員会からのご意見をいただきながら、市としての学校給食運営に関する統一した基準を作成し、学校給食の円滑な運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、スコレー大学についてであります。

「いつでも、どこでも、誰でも学べる環境づくり」を目標に、好評をいただいております市民講座スコレー大学では、第1学期には、30講座に543名のご参加をいただきました。

現在、開講中の第2学期は、40講座に681名のご参加をいただいております。引き続き、第3学期に向けて40講座の生徒募集を行い、来年1月からの開講に向けて準備を進めているところであります。

今後も、市民の皆さまが生涯にわたり、自由に、自らテーマを選び、興味・関心があることを必要な時に学ぶ生涯学習のきっかけとなるよう期待し、市民講座スコレー大学や各地区の特色を踏まえた地区講座等を提供してまいります。

次に、子どもたちの心豊かな成長と、地域を大切にすることを目的に始まった「小学生・中学生俳句会」につきましては、今年で12回を数え、11月23日に境川総合会館で表彰式を行ったところであります。

今年は、全国218校から1万6,496句と、笛吹市となってから最多の投句をいただきました。そのうち市内全部の小・中学校からも3,233句の投句があり、素直で感受性豊かな小・中学生の作品に深い感銘を受けたところであります。

今後も、笛吹市の風土が生んだ伝統文化である俳句を、児童生徒が親しみ、経験できるきっかけづくりの場として、関係各位のご協力をいただき、一層充実していくよう努力してまいります。

次に、笛吹こども議会についてご報告いたします。

笛吹こども議会は、笛吹市の将来を担う子どもたちの視点からの、豊かな発想や提案を市政に反映させる目的で、平成17年度から毎年開催しております。

今年度は「わたしたちが創る笛吹市」をテーマに、11月26日に市内の全小学校から、29名の児童にお集まりをいただき開催したところであり、そこで頂戴したご意見やご提案は、今後

のまちづくりの参考とさせていただきたいと考えております。

次に、協働のまちづくりの推進についてであります。

市民の視点で市民自らが主体となった「新しい公共」を目指し、平成19年度より地域振興基金の運用益を活用した地域振興促進助成事業をはじめ、市民ボランティア・NPO法人助成事業を実施しております。

本年度は、既に第1次・第2次募集は終了し、23団体が助成金の交付を受けております。

第3次募集については、9月1日から10月17日まで募集を行ったところ、4団体より申請がありました。11月13日開催の審査会において審査が終了し、まもなく助成金が交付される予定であります。

なお、平成21年度助成事業の第1次募集については、来年1月を予定しております。

受付や相談窓口として、市民活動支援課、関係事業課および各支所で対応していますので、議員各位におかれましても、より多くの市民や団体の皆さまが参画されますよう、ご助言をお願い申し上げます。

次に、笛吹市公式ホームページの充実についてであります。

本市の公式ホームページは、平成16年の合併時に開設し、既に4年以上経過しており、内容の更なる充実は本年度のマニフェストにも掲げているところであります。

登録情報・アクセス数ともに年々増加する中で、市民が「より便利で、使いやすい」と実感できるような、見やすいホームページに向けての改修・リニューアルの準備を進めております。

その一環といたしまして、10月27日からホームページ上で、市議会の映像を録画放送する、いわゆるビデオ・オンデマンドの動画配信という形で公開させていただいたところであります。

次に、有料広告掲載事業についてであります。

この事業は、市の公共物等に有料広告を掲載することにより、経営資源を積極的かつ効率的に活用し、新たな財源を確保するとともに、企業等との協働により行政サービスの向上を図るものであります。

広告掲載の対象公共物としまして、広報紙・ホームページ・各種封筒・施設・公用車など、さまざまな媒体について検討を進める中で、有料広告掲載取扱要綱を定め、来年4月からのホームページへの有料広告掲載に向け、現在準備を進めております。

また、その他の公共物への掲載につきましても、引き続き検討を重ね、順次拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度の導入についてであります。本年度で指定期間が終了することに伴い、再募集を行った施設を含め、公募施設10施設、公募を行わない施設12施設について検討を重ねてまいりました。

公募施設については、10施設に8団体の応募があり、審査を行った結果、温泉3施設、公園4施設、その他3施設につきまして、6団体を指定管理者候補者として内定し、スコレーセンター、福祉センター等12施設については、公募によらず8団体を指定管理者候補者として内定いたしました。

現在、これらの22施設について、市と指定管理者候補者との間で仮協定書の締結をいたしておりますが、指定管理者の指定については、本定例議会に上程いたしましたので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

なお、ご議決をいただいた後には、平成21年度から指定管理者の導入を行い、市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、税務関係についてであります。

国の税源移譲による、平成19年度分の住民税の還付につきましては、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方について、平成19年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額について、還付する手続きを行っております。

本年6月に、該当と思われる方2,557人に申告書を送付した結果、1,956人からの申告があり、合計で1,832人に5,564万1,300円の還付を行いました。

なお、未申告者につきましては、再度通知を送付し申告指導を行っており、申告に基づき該当者には引き続き還付をしております。

次に、収税関係についてであります。

税金を確実に財源として確保する徴収力の強化は、健全な自治体経営の基礎であり、また、市民の税負担の公平性からも、悪質な滞納者に対しては毅然とした対応が求められており、市としても積極的に差し押さえ等を実施しております。

差し押さえの内訳は、不動産、預貯金等ですが、本年度から動産の差し押さえを行い、その換価の手段として初めてインターネット公売を実施いたしました。

収税の増加および納税意識の高揚を目指し、随時インターネット公売も執行し、可能な限りの手段で滞納整理を行い、収納率向上と自主財源確保に努めてまいります。

次に、平成21年4月採用の市職員採用試験につきましてご報告いたします。

試験職種につきましては、一般行政職と消防職および福祉職を行っており、そのうち一般行政職には、民間での情報技術経験者も別枠で募集を行いました。

9月21日に実施した試験では、一般行政職に85名、福祉職35名、消防職23名が受験し、10月14日に一次合格者を発表いたしました。

また、10月30日には二次試験を行い、一次試験合格者22名のうち21名が受験し、11月25日に最終合格者11名を発表いたしました。

その内訳は、一般行政職7名、福祉職2名、消防職2名であります。

続きまして、本定例会に提出させていただきました案件の内容についてご説明申し上げます。

提出させていただきました案件は、条例案2件、補正予算案10件、指定管理者の指定案件14件など、合わせて28案件ですが、主なるものにつきまして概略をご説明申し上げます。

まず、条例案についてご説明申し上げます。

はじめに、「笛吹市春日居地区温泉給湯事業の設置等に関する条例」についてであります。

これまで特別会計として運営していた春日居地区温泉給湯事業に、地方公営企業法に基づく財務規定を適用し、平成21年4月から企業会計として経営を行おうとするものであり、地方公営企業法の一部を適用するためには、条例に定める必要があることから、本条例案を上程するものであります。

次に、「笛吹市都市計画税条例の一部改正案」についてであります。地方税法の改正に伴い、条文中の引用条項を改めるものであります。

次に、補正予算案につきまして概略をご説明申し上げます。

「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）」であります。歳入歳出それぞれ16億2,100万円を追加し、総額を286億5,900万円とさせていただくものであります。

また、事業執行が翌年度にわたるリニア推進費ほか2事業についての繰越明許費、笛吹市いさわふれあいセンター、笛吹市みさかふれあい交流センター、笛吹市健康増進施設ほか17件について、平成21年度からの指定管理料につきまして債務負担行為の追加、さらに市債借入限度額の変更に伴う、地方債の変更につきましてお願いするものであります。

歳入の主なものであります。地方特例交付金および地方交付税4億4,100万円を追加、生活保護費負担金、土地区画整理事業費補助金など国庫支出金1億1,800万円を追加、県支出金では重度心身障害者医療費助成事業補助金など7,200万円を追加、繰入金として老人保健特別会計および財政調整基金からの繰入金など5,800万円を追加、諸収入では遺跡発掘調査業務受託事業収入など4,900万円を追加、市債については各種の適債事業費の見込み額確定によるもの、および合併特例債の基金造成分など8億7,200万円を追加するものであります。

次に、歳出につきましては、職員給与費の見直しによる増減補正をはじめとし、総務費にあっては市長・市議会議員・農業委員会委員選挙執行経費の確定による減額ほか、平成21年3月末日に退職する職員に係る退職手当特別負担金の追加など6,600万円、民生費では重度心身障害者医療費助成事業のほか国民健康保険、老人保健、介護保険および後期高齢者医療特別会計への繰出金など2億7,500万円、衛生費では甲府市とのごみ共同処理委託料、簡易水道特別会計への繰出金など2千万円、農林水産業費では原油高騰対策事業費など3,800万円、土木費では橋梁の長寿命化を図るための点検委託や土地区画整理事業費など1億4,800万円、教育費では小中学校施設をはじめ保健体育施設、給食施設の修繕費など7,300万円、諸支出金においては合併特例債を活用し、平成18および19年度に引き続き、地域振興基金積立など10億円をそれぞれ追加し、消防費にあっては水槽付ポンプ自動車の入札差金など100万円を減額させていただくものであります。

次に、特別会計の補正予算案であります。「国民健康保険特別会計」では、1億2,900万円を追加し、その総額を78億5,500万円にするほか、芦川国民健康保険診療所の指定管理料について債務負担行為をお願いするものであります。

「老人保健特別会計」では、1億3,400万円を減額し総額を6億9,800万円に、「介護保険特別会計」では、1億9,600万円を追加し総額を43億1,600万円にするほか、地方債の補正をお願いするものであります。

「介護サービス特別会計」では、200万円を追加し総額を1,700万円に、「後期高齢者医療特別会計」では、1,900万円を減額し総額を11億400万円に、「公共下水道特別会計」では、5,700万円を追加し総額を46億2,800万円にするほか、下水道整備事業費の繰越明許および地方債の変更をお願いするものであります。

「簡易水道特別会計」では、800万円を追加し総額を9億3,900万円にするほか、地方債の変更をお願いするものであります。

「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計」では、100万円を追加し総額を1,300万円にするものであります。

さらに、「平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)」であります。収益的収入及び支出において40万円を減額し総額を11億2,400万円に、資本的収入において1,200万円を減額し総額を3億9,900万円に、資本的支出において3,300万円を追加し総額を7億2,900万円とさせていただくほか、地方債の変更をお願いするものであります。

その他の案件につきましては、その末尾に提案理由を付記しておりますので、それによりましてご了承をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明させていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(上野稔君)

市長の説明が終わりました。

この際、申し上げます。

ただいま、市長より要旨の説明がありました案件については、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、大綱的な質疑にとどめたいと思います。

それでは、ただいまから大綱質疑の発言を許します。

質疑ありませんか。

(なし)

以上で、質疑を終結します。

ただいま、議題になっております議案第118号から議案第145号までの28案件については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

暫時休憩といたします。

再開は、午後2時15分とします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時18分

○議長(上野稔君)

再開いたします。

ただいま、松澤隆一君ほか2名より発議第10号、および、渡辺正秀君ほか1名より発議第11号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議第10号および発議第11号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(上野稔君)

日程第33 発議第10号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松澤隆一君。

○22番議員（松澤隆一君）

発議第10号

平成20年12月5日 提出

笛吹市議会議長殿

提出者 笛吹市議会議員 松澤隆一

賛同者 " 降矢好文

 " " 寶 修

リニア対策特別委員会の設置について

リニア対策特別委員会の設置について、別紙のとおり提出します。

提案理由

笛吹市議会委員会条例第6条の規定により、笛吹市議会にリニア対策特別委員会を設置し、リニア中央新幹線の早期建設、停車駅設置に向けた対策を推進するため。

詳細については別紙のとおりです。

○議長（上野稔君）

お諮りします。

本件については、質疑・討論、および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

重ねて、お諮りします。

ただいま、設置されましたリニア対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、風間好美君、小林始君、前島敏彦君、渡辺正秀君、野澤今朝幸君、北嶋恒男君、龍澤敦君、内藤武寛君、中村正彦君、以上の9名を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名を、リニア対策特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま、選任いたしました特別委員会は、後刻、正副委員長の互選をお願いいたします。

○議長（上野稔君）

日程第34 発議第11号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

発議第11号

平成20年12月5日 提出

笛吹市議会議長殿

提出者 笛吹市議会議員 渡辺正秀

〃 野澤今朝幸

笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について

この改正の中身は、「乳幼児」を「子ども」に改めるということと、それから、子どもの定義を「満12歳」に改める。そして、さらに第4条第1項中の「乳幼児のうち満5歳に達した者にあつては、その満5歳に達した月の翌月以降は入院に限る」を削除するというものであります。

この提案理由は、医療費助成金の支給年齢を拡大するためであり、所要の改正をする必要があるために本案を提出するものであります。

この提案理由について、詳細な説明をさせていただきます。

まず、乳幼児医療費助成制度の対象を中学3年生まで広げてほしいという署名が、約2万名分も寄せられたことに示されているとおり、市民の医療費助成制度の対象年齢拡大の願いは、極めて大きいものがあります。

2つ目に、誰もが安心して医療を受けられることは、市民の基本的な願いであり、せめて義務教育期間中は、お金の心配なく医療を受けられることが必要である。

3つ目に、昨今の少子化、不況、子育て世代の格差と貧困の拡大、こういう状況の下、子ども医療費助成制度の対象年齢の拡大は、緊急に必要である。

4番目に、全県的に子どもの医療費助成制度の対象年齢の拡大は急速に進んでおり、平成21年4月より予定されているという市町村数は57.5%に上り、また、そこに住んでいる住民人口は69.7%に達する見込みであること。

5番目に、小学生への助成金額は、甲斐市の試算にならえば4,500万円程度になること。

そして、本改正案の内容としては、要請署名の中学3年生までの助成実現への第一歩として、小学校6年生までの助成を実現するものである。

以上が提案理由でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（上野稔君）

発議第11号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

ただいま、議題になっております発議第11号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りします。

8日は、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、8日は休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、9日午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

平成 2 0 年

笛 吹 市 議 会 第 4 回 定 例 会

1 2 月 9 日

平成20年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

平成20年12月9日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	中川啓次
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	内藤運富
福祉事務所長	佐藤貞雄	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	堀井一美	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	田中昭子
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	橘田益貴
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定をお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 「一般質問」を行います。

今議会へは、12名から23問の通告がありました。

質問は、通告順に行います。

なお、関連質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ10分間としますので、ご承知願います。

それでは、16番、大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

笛政クラブの大久保俊雄でございます。

議長の許可をいただきましたので、質問いたします。

荻野市長には、去る10月26日に行われました笛吹市長選挙に見事再選されました。誠にめでたうございます。

このことは、荻野市長の4年間の実績もさることながら、市長の市政に対する公平・公正な政治姿勢、そして市の将来設計である第一次総合計画策定実現に向けた、情熱あふれる姿が多く多くの市民の共感を得たものと思います。

そして、先月18日の臨時議会にあたりまして、これからの4年間、「清潔・公平・公正・公開」の政治姿勢を貫きながら、市民第一主義、市民との協働のまちづくりに向け、全身全霊を傾けると表明されました。

市民が明るくはつらつとした未来を確かなものと実感できる、そんな笛吹市をぜひつくってくださることを切望するとともに、私ども議会も市民の負託を重く受け止め、積極的に地域の声に耳を傾け、住民代表としての討議する機関として、地域再生、豊かさを実感できる市政推進に全力を傾注する責任の重さを感じるところであります。

しかしながら、新たなセカンドステージを迎えるにあたり、私どもを取り巻く社会情勢はいかがでしょうか。

百年に一度の金融津波が発生し、世界を不安が覆い尽くし、日本も不況に突入いたしております。

これまで超大国として圧倒的な経済力、政治力、軍事力によって世界をリードしてきたアメリカも、力の変調を来たしており、いわゆるパックスアメリカナの終えんによる、わが国をはじめ世界中が新たな秩序を模索する必要性が生じております。

わが国、特に地方経済も株価の大暴落などを通じて、企業や消費者心理は冷え込み、雇用や所得環境も悪化の一途、金融の貸し渋りによる中小零細企業の運転資金の枯渇、ありとあらゆるデータはまさに歴史的な景気減速、不況を示しております。

全治3年などと悠長なことを言っているうちに、中小企業は多数消滅、国民生活は再起不能、そして消費に回るかもはっきりしない地方への丸投げの定額給付金、細工に終始するのではなく、根本解決には何が必要か。まさに国は地方活性化に照準をあて、一方、地方自治体は住民の生活が第一、それには何が必要か。危機のときにこそ政治に携わる者がどう行動するか、有権者はじっと見ております。

そこで、市長の2期目、セカンドステージについて伺います。

現在、国、地方を問わず構造改革も停滞気味、社会情勢は先ほどのとおり極めて不透明、そして、大都市以外の地方都市では平成の大合併もひと段落し、新たな枠組みでの地域づくりが始まりました。

国から地方へという分権改革においては、地方分権の一定の受け皿としての自治体はできても、いままでの制度を壊すだけの改革では、体力のない地方都市を露呈する結果ばかりが目立っております。

地方財政の構造改革は、地方を元気にすることであります。

笛吹市も厳しい状況ではありますが、市民の新たな施策展開や閉塞感打開への期待は高まり、ニーズも高度化してまいります。

市民と共に奏でる“ふえふき協奏曲第1番”総合計画の実現に向けた政策の着実な遂行が求められている中で、財政の健全化と市民ニーズの多様化、相反するその目的の達成のための市長の熱い決意のほどを、まず伺いいたします。

次に、財政の弾力化について伺いますが、昨年導入されました財政健全化法による4つの指標は、昨年度はいずれも安全圏ではありましたが、いわば借金といえる地方債残高、起債合計は、昨年度は市民1人当たり2万7千円増加し87万2千円となっております。

また、普通会計における財政分析指標の中でも、とりわけ財政構造の弾力性を判断する比率、市長がよく言われるところの「自治体経営」という言葉におきまして、市の投資、いかに自由に投資することができるかを考える上で重要な指標が、経常収支比率であります。

市税などの経常的歳入から人件費などの経常的歳出を引いた割合であり、これが大きいほど財政が硬直化しているということになるわけですが、市の選択と集中による投資を考える上で、その比率も平成18年度の84.2%から平成19年度の85.8%と上昇しており、70%から80%が標準とされる中で、硬直化が進んでいると言わざるを得ません。

そこで、弾力性を向上させる方策を伺います。

また、歳入を考える上で地方債を発行することによる臨時的歳入と、地域産業の活性化による市税などの経常歳入の確保について伺います。

いまさら申すまでもなく、収入は税金などの自主財源と、国庫や県などからくるもの、地方債を発行する、いわゆる借金によるものがありますが、借金の方法にも有利な度合いがありまして、合併特例債は特に有利な起債だと認識しております。

今後、合併後10年は市町村建設計画に基づく必要な経費の95%の合併特例債を充当し、その元利償還金の70%を普通交付税措置されるものであります。

笛吹市でも、発行可能総額は386億5千万円のうち本計画総額が、その77%にあたる301億円で、今年度までにそのうちの18%にあたる54億円を発行、来年度以降は247億円を計画予定であります。

1人当たりの借金が増加し、特例債といえども次世代に繰り越す借金ではありますが、地域の要望がますます増加する中で、自治体間競争を勝ち抜くための選択と集中、いわゆる自治体経営にはさらなる本起債の有効活用が望まれますが、4年前と比べても時代の流れが大きく変化している中で、セカンドステージにおける展望と計画についてお聞かせください。

さらに、経常収入の確保、収納率うんぬんは常々議論されておりますが、その総額をアップするためには、当然、地域経済の活性化、つまり基幹産業である温泉・果実・自然・歴史と文化を融合させた、観光産業の活性化による歳入増加のための実効性のある方策について、計画されなければなりません。

そして、わが国では長らく観光は国家的課題とはみなされず軽んじられてまいりました。2003年の観光立国宣言がなされ、一挙に観光を巡る地殻変動が生じました。

昨年には、観光立国推進基本法が施行され、今年12月には国交省の外局として観光庁が新設されました。

観光立国の背景には、地球的規模での人の動きの活発化への対応という国際的側面と、観光を基軸にした地域再生への対応という国内的側面があります。

そして、もはや旅行業、宿泊業、運輸業などの特定業界だけの重要課題ではなく、国富の増大と国の福利の増進に貢献する国家的課題と位置付けられたわけでもあります。

観光立市であります笛吹市においても、国という言葉をもそのまま市と読み替えることも可能でありまして、パックスアメリカナの崩壊による中央経済の壊滅の危機に瀕している今こそ、本市独自のツーリズムイノベーション、観光革新が必要ではないでしょうか。

そこで、伺いますが、確実な地域活性化としての観光革新には何が必要であり、さらに総合計画にもいくつか数値目標が記載されておりますが、その数値目標を達成するための具体的方策について伺います。

続きまして、財政状況が厳しい中で、県や国からの各種支援策に対する本市の取り組みについて伺います。

政府は、平成20年1月に平成20年度以降の経済見直しと、経済財政運営の基本的態度を閣議決定いたしました。

その中の大きな柱の一つとして、地方の自立と再生に向けた地方の再生支援について、具体的な地域再生戦略という形でイメージしております。

その地域再生戦略におきましては、これまでのように国が施策分野ごとにあらかじめ基準を示すやり方ではなく、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取り組みに対して、省庁横断的、施策横断的な視点からの確に支援する、すなわち予算補助をする具体例が盛り込まれているという、大きな発想の転換が図られております。平たく言えば、やる気のある地方自治体、

民間団体等に対しては、省庁間の垣根を取り払い、お金を差上げますよという事業であります。

受け皿となる本市においても、部とか課ごとによる担当業務や事務分掌は必要でしょうが、セクト主義を廃した部や課を超えた地域活性化策、旧町村の垣根を取り除いた、暮らしやすさの充実に向けた連携も必要になってくるのではないのでしょうか。

さらに、百年に一度といわれる経済津波の地方への悪影響や、規制緩和による地方経済の疲弊・衰退、国や県からの補助金の減少等を考慮すると、自主財源の確保にはおのずと限界を生じてしまいます。

この市民生活者の暮らし、産業、教育、雇用等、各種用意された支援策を本市でも積極的に活用すべきである。そう考えますが、その支援、予算獲得のための情報はどうなされているのでしょうか。また、担当部局や民間団体への情報提供や、政策立案に対してどのように取り組みがなされているのか。

また、今後において、まさにたゞいま予算編成の時期でもありますが、どのようなアプローチが必要であるか、課題はどこにあるのか具体策をお伺いいたします。

また、この地方再生戦略のほかにも緊急経済対策として、例えば、地域活性化緊急安全実現総合対策交付金が6千億円用意されておりますし、原油高騰による補助金等々、年度途中ではありますけれども、決定された支援策も多数用意されております。それらに対する取り組みと獲得に対する具体策も併せてお聞かせいただき、演壇での質問といたします。

以上でございます。

○議長(上野稔君)

当局の答弁を求めます。

1問目、2問目とも答弁を荻野市長。

○市長(荻野正直君)

大久保俊雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今、質問の中にもいくつか国のお話が出てまいりましたけれども、私も大変今、市長にならせていただいて、国の動向が一つは大きく気になります。

と申しますのは、今この国は総理大臣が1年と続かない、そういうことが2回も続き、なお3人目になりましても、もう既になったばかりで支持率は非常に低下している。こういう中であって、私ども地方自治体はどうしても国の政策に大きく左右される部分があるわけでありまして、今現在予算を編成しておりますけれども、第2次の補正予算につきましても、まだ決まらないというようなことで、大変苦慮する点もたくさんあるわけでありまして、常に私は市民に向かってこういう話をさせていただいております。

地方分権というのは、やはりそれぞれの自治体がいかに自主独立できるか、財政の中でも自主財源によってどこまで運営できるかに限りなくチャレンジするのが、これからの自治体のあるべき姿だと、こんなふうに思っております。

それに基づきまして、以下、ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、はじめに、今後4年間、市政のセカンドステージで何に最も重点を置いて自治体運営をなすべきと考えるかとのご質問でございますが、先の第2回臨時議会の折にも述べさせていただいたところですが、これからは、これまで以上に「清潔・公平・公正・公開を原則とした、隠し事のない市政運営による効率的な市役所経営」を基本に、積極的な情報公開を進めつつ、

「あなたとつくる笛吹市」のフレーズの下、市民第一主義・市民生活起点の行政経営方針を引き続き徹底してまいります。

そして、本年度スタートいたしました、第一次笛吹市総合計画「ふえふき協奏曲第1番」に掲げる将来像「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」の実現に向けた施策を、多くの市民の皆さまのご理解、ご協力をいただきながら、着実に推進してまいり所存でございます。

総合計画の中で、当面、重点的に取り組まなければならない施策がいくつかございます。

循環型社会の構築、農業と観光の振興、子育て支援、高齢者や障害者の皆さんの健康づくりと福祉施策、教育ビジョンの展開等々ございますが、それらの施策を展開するためにも、まず必要とされるのが、さらなる行財政の健全化であります。

本市財政は、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、および、これまでの市債の発行に伴う公債費が増加する中、税収の落ち込みや国からの交付金などの減額により、さらなる悪化が懸念されるところであります。

本市における財政健全化への取り組みといたしましては、平成17年度に策定いたしました「ヒト・モノ・カネ・情報を効果的に活用し、スリムで魅力的な市政の実現」を目標とする第一次行財政改革大綱をもとに、特に財政面で効果が期待できる改革を5年間で集中的に実施する「笛吹市集中改革プラン2005」により、定員適正化計画の実施、市税納税率の向上、事務事業の再編整理、公共施設運営の見直しの4項目につきまして、それぞれ目標数値を定め取り組んでまいりました。

こうした行財政改革につきまして、引き続き推進しつつ、特に、財政の健全化維持のため、市税の納税率向上を最大課題と位置付け、自主財源の確保に取り組むほか、限られた経営資源を最大限有効活用するための行政経営システムと、月次目標管理および「選択と集中」による計画的な事業執行により、行政の内部効率性を一層高めていきたいと考えております。

また、財政の健全化と住民サービスの充実、相反する課題に対してどのように取り組むのかについてでございます。

私どもの基本的な考えといたしましては、財政の健全化と住民サービスの充実は相反するものではなく、健全な財政基盤の確立なくして住民サービスの充実は成り立たないと考えております。

低迷する経済状況、また、国、地方とも非常に厳しい行財政経営を強いられる今だからこそ、健全で安定した財政経営を基本として、最小の経費で最大の効果を上げることに専念しつつ、すべての事務事業について、コストと成果の検証による評価を実施した上で、住民志向と必要性および優先度を精査しながら、限られた財源を重点的かつ効果的に運用することで、真に必要な住民サービスの水準を確保しながら、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、地方自治体の行財政改革、地域振興には、特に経常支出の割合の低下によって予算の弾力化を向上させることが喫緊の課題であるが、具体策はにつきまして、お答えいたします。

財政構造の弾力性を判断する指標に経常収支比率があります。

この比率は、人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することの困難な経常的な経費に対して、経常的な一般財源収入がどれだけ充当されているかを表し、この比率が低いほど経常一般財源の残余が大きく、臨時の財政需要に対して余裕を持つこととなり、反対にこの比率が高いほど臨時の財政需要に対する余裕がなくなる、いわゆる財政構造の弾力化が失われ硬直化にあ

るといわれております。

なお、一般的に、市にあつては80%を超えると、財政構造が硬直化傾向にあるといわれております。

本市の経常収支比率の推移を見ますと、平成17年度決算82.44%、18年度決算84.2%、19年度決算では85.8%と上昇しており、19年度決算による全国平均92.0%を下回っているものの、県平均84.5%を上回っており、財政構造の硬直化が進んでおります。

ご質問にあります、経常的な経費の縮減につきましては、笛吹市集中改革プラン2005の中で示されております、定員適正化計画の実施による人件費の削減、事務事業の再編整理による成果主義の考えに基づいた事務事業の見直しなど、公共施設運営の見直しによるサービス向上や、経費節減を図ることにより対応してまいりたいと考えております。

また、地域経済活性化効果が期待できる施設について、指定管理者制度の導入を引き続き検討し、歳出の縮減に努める一方で、歳入であります市税納税率の向上については、先に述べましたように、最大課題と位置付けし、さらなる自主財源の確保に取り組んでまいります。

次に、合併特例債の活用実績と今後の具体的計画について問うにつきまして、お答えいたします。

まず、合併特例債の活用実績ですが、平成17年度は、道路新設改良事業として3億6,200万円、農業基盤整備事業として1億8,080万円、石和東児童館建設事業として4,420万円、消防施設整備事業として4,620万円、春日居駅周辺整備事業ほかとして4,550万円、合計6億7,870万円。

平成18年度は、道路新設改良事業として3億9,800万円、農業基盤整備事業として1億6,060万円、基金造成事業として9億5千万円、消防施設整備事業ほかとして4,370万円、合計15億5,230万円。

19年度は、道路新設改良事業として3億430万円、農業基盤整備事業として2億6,640万円、基金造成事業として9億5千万円、本庁舎南館増築事業として4億2,440万円、御坂児童センター建設事業として8,640万円、新電算室統合整備事業として8,100万円、一宮西小学校屋内運動場整備事業として5,720万円、準用河川西田川整備事業ほかとして7,600万円、合計22億4,570万円と、3年間で44億7,670万円を借り入れております。

また、本年度は、道路新設改良事業として4億7,640万円、農業基盤整備事業として3億9,580万円、基金造成事業として9億5千万円、準用河川整備事業として6,650万円、消防施設整備事業として5,170万円、八代ほたるの里整備事業費ほかとして7,140万円、合計20億1,180万円の借入を予定し、今回の補正予算におきまして10億1,660万円を追加計上させていただいたところでもあります。

次に、今後の具体的計画についてであります。笛吹市中期財政計画の中で借入予定総額についてお示ししてあるとおり、平成21年度は21億6,100万円、22年度は29億200万円、23年度は31億5千万円、24年度は47億8,800万円の予定であります。

事業内容につきましては、道路改良・農業基盤整備・消防施設整備・基金造成事業などのほか、総合計画実施計画策定に基づきます、甲府・峡東地域ごみ処理施設建設事業、石和温泉駅周辺整備事業、バイオマス事業などを想定しているところであります。

いずれにいたしましても、合併特例債につきましては、元利償還費の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるという、非常に有利な地方債でもありますので、他の起債からの乗換え等も検討する中で、財政健全化法に基づく実質公債費比率における早期健全化基準などを見据えながら、十分活用していきたいと考えております。

よろしくご理解をお願いいたします。

次に、観光立市である本市において、総合計画に示される数値目標達成のための具体策についてお答えいたします。

観光による交流は、地域の経済社会を活性化する効果が大きく、観光振興は国を挙げての重要な政策テーマとなっております。

県を代表する温泉郷と果実郷を有する本市においては、観光は基幹産業の一つであり、「桃・ぶどう日本一と温泉の郷」は、これまで以上に全国に積極的にPRを行ってまいります。

現在の旅行形態は、従来の都市発地型から着地型へと急速な変貌を遂げています。

着地型とは、旅行商品を都市部の旅行業者が企画・提供する「発地型」に対し、旅行商品の企画・提案を旅行目的地側主導で行う手法であります。

これまでは、旅行者のニーズを把握し、情報を発信するのに便利な発地型が大半でありましたが、消費者志向の多様化に伴い、地元の人間が知る自然や歴史などのスポットや、楽しみ方が求められるようになり、着地型が注目されています。

地元にとっても新しい観光素材を掘り起こし、都市部の旅行業者に提案する着地型が地域おこしにつながるものと考えます。

われわれが海外旅行などで体験する、オプションツアーと理解をしていただきたいと思います。

例えば、本市の持つ豊かな自然と歴史を活用した、四季をとおしての「花めぐりツアー」や、今後検討が必要であります学芸員指導による遺跡発掘体験、ワインなど地域資源を最大限生かした中で商品開発していくことが、誘客につながると考えます。

さらに農業との連携、広域での事業展開も重要であります。

団体から個に移行しつつある旅行形態を踏まえ、よりターゲットを明確にし、戦略的に観光を行うことが重要な要素ととらえ、観光施策を展開してまいります。

今後、策定されます笛吹市観光振興基本計画の中にも、第一次笛吹市総合計画の目標数値を織り込み、観光各種団体と方向性を協議し、目標達成を目指してまいります。

数値達成には、観光都市を目指すという共通の認識のもと、地域が一体となった魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。

続きまして、2問目のご質問、財政状況が厳しい中での国からの各種支援策に対する本市の具体的取り組みを問う、についてでございます。

わが国の経済状況は、金融システムの不安定化、株式・為替市場の大幅な変動などにより、減速傾向を強める世界経済の影響を受け、大幅なマイナス成長に転じております。

地方においては、地方分権改革推進法の施行により、権限移譲などの地方分権がますます進み、自治体間における格差の発生が避けられない現況の下、地方公共団体は市民の皆さまからお預かりした大切な税金を有効に生かすため、自立性に富んだ高レベルの行政組織を確立し、徹底した行財政改革による安定した財政基盤の構築を図り、そこに生活する住民が真に豊かな生活を営むことができる、まちづくりを行う責務があります。

地方再生戦略は、昨年11月、当時の福田内閣におきまして、消費者や生活者の視点に立った行政への発想転換により、希望と安心の国づくりを表明し、構造改革を進める中で生じた地域間格差の問題も踏まえ、地方再生のための総合的な戦略をまとめたものであります。

省庁横断的・施策横断的な観点から、地域のそれぞれの課題・実情に応じ、生活者の暮らしの確保、魅力あるまちづくり、中小企業振興、農業の活性化対策など、地域の創意工夫や発想に基づく地方再生を国が後押ししていく制度であります。

本市におきまして、この地方再生戦略に位置付けられている取り組みといたしましては、頑張る地方応援プログラムとして、微生物の活用による農業振興事業、温泉活用健康づくり事業や、ほたるの里づくり事業など11の独創的な事業を展開するとともに、農業の担い手支援や都市部の住民との交流促進などにより、笛吹ならではのまちづくりを推進しています。

また、地方再生戦略の基本的な考えでもあります、縦割りを廃しての横断的な取り組みといたしましては、限られた経営資源の中で、真に市民が求める施策を展開していく行政経営システムの構築のため、本年4月よりその中枢となる経営会議を設置し、施策や事務事業の進行管理を行うとともに、部局や課を超えての行政課題への対応として、それぞれの課題ごとにワーキンググループを設置して、総合的に検討を行っております。

今後も、経営会議を中心に、笛吹市総合計画「ふえふき協奏曲第1番」の笛吹DNA戦略のとおり、各部局の計画や施策・事業を「のばす」「つなぐ」「ささえる」の視点で、横断的につなぎ、相乗効果を生み出す取り組みを進めてまいります。

また、インターネットや関係機関への問い合わせにより、官庁情報をいち早くキャッチしながら、地元選出の国会議員や県議会議員との連携を密にし、さまざまな角度から国・県へもアプローチを行っていくとともに、部局間の縦割りを越えての情報提供や情報の共有化を図り、総合計画に基づく施策横断的な政策立案を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

今、市長のほうからも、今後4年、セカンドステージに向けて、いろいろ思いを語っていただいたわけですが、何点かお伺いしますけれども、まず、1点目に、合併する前に66の合併協定項目というのがございまして、合併してからどうしようかと決める項目があったわけですが、4年経過しまして、5つの項目というのが未調整といいますか、決まっていないわけでありまして、1つが、旧石和町から課税されていた不均一課税である都市計画税の問題ということで、これは5年の猶予期間を経て決めなければならないということで、あと1年という部分が未調整であるということと、上下水道料金の問題、これ2点目です。3点目に給食の会計処理の取り扱い、4点目には都市計画マスタープランの作成と、5つ目に広聴広報の取り扱い、この部分が未調整であります。とりわけ私どもが耳にするのは都市計画税と上下水道料金、この問題はやはり合わせるところによって不公平感がでたりするわけですし、非常に市の財政を考える上では、当然、避けて通れない問題でありますけれども、この5つについて未調整、このままずるずる抱えて、いつかは結論を出さなければならないわけですから、今後のスケジュールといいますか、今後の方策をまず1点お伺いするということと。

総合計画数値目標、観光だけでなく、例えば、子育てとか環境問題いろいろ出るわけで、それは一度には無理でしょうけれども、一つひとつこの数値目標を達成するということが、時代も大きく変わっている中で、場合によっては修正しながら、この数値目標を達成しなければいけないと思うわけでありまして、先ほど、観光施策の数値目標を達成する個別計画としまして、今、市長のほうから笛吹市観光振興基本計画を進めるということがありましたが、この具体的なスケジュール、一刻も予断を許さない地方経済の疲弊といいますか、早く実効性のある計画を立てていただかなければならないわけでありまして、この観光振興基本計画の今後の施策実行に向けた取り組み、具体的なタイムスケジュールをちょっと、2点ほどお伺いしたいですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（上野稔君）

池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

再質問の1点目でございますが、笛吹市誕生時に検討してまいりました、合併協定66項目のうち半数近くが合併後に持ち越されました。

現在、5項目ほど未調整もしくは検討中ということでございますが、1点目の都市計画税の統一化につきましては、現在、市役所内部で研究・検討を進めておるところでございます。できます限り、来年3月議会の中で方向性を示せる段階になればいいのかと、いうことで進めております。

それから、都市計画マスタープランの策定につきましては、既に進行しておりまして、来年3月議会の中で報告させていただく方向で進めております。

それから、上水道および簡易水道料金の統一につきましては、年明け、市民ミーティングの中で市民の皆さまに説明をいたしながら、料金改定を進めていくという流れになっております。

それから、下水道受益者負担および使用料の統一につきましても、若干、上水道とは時期がずれますけれども、鋭意、今努力しておりまして、その統一化に向けて検討しております。

給食費の徴収方法・会計処理の統一につきましては、平成21年度から統一してまいるということで進めております。

それから、そのほか公営住宅の取り扱いにつきましても、整備計画を新市において作成するという事になっております。これにつきましても、作成する方向で現在進めておりまして、来年度もしくは再来年度の予算を確保しながら、計画を図ってまいりたいというような状況でございます。

以上です。

○議長（上野稔君）

観光の問題を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

大久保議員の再質問、今後、策定されます観光振興基本計画のスケジュールはというご質問でございますが、先ほど、市長から答弁のありましたとおり、最近の旅行形態が団体から個に移行しつつあるということでございます。このへんの状況をよく見極めながら、今、市として何をすべきかと、これ重要な課題でありますけれども、特に観光連盟の法人化、あるいは二次交通の整備、それから足湯を含めました拠点施設の整備ということになります。

特に、この拠点整備の中の足湯を今後どうしていくかということも、この振興計画に盛り込んでいきたいと思っておりますけれども、このへんで農業と果実と連携を含める中で、あるいは農産物の直売所をここに建てるというような、大きなものの考え方も一つありますし、あるいは、昨日の山日新聞にありましたとおり、特に石和温泉の、おもてなしの心の充実ということもいわれておりますので、観光業者、大きな団体の十分な意見を聞きながら、あまり早急に数値目標を立てるのはどうかなと思っておりますけれども、来年度1年、関係観光業者等々の話し合いを聞く中で、しっかりスケジュールもその中で見極めて定めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

都市計画税と上下水道料金というのは、先ほど申しましたように、どこかが基準になって増えるところ、減るところがあるということで、この経済状況を見ますと、市民の視点からしますと、少しでも負担は少なくしてほしい、上げてほしくないという強い思いがあるわけですが、当然、行政のほうも法的根拠に照らしたり、財政状況、諸般の事情をかんがみて金額を決めていかなければならない中で、当然、説明責任といいたいでしょうか、ただ上げる、下げるではなくて、住民の皆さんの理解を得る中で、今、市民ミーティングということがありましたけれども、本当に市民の意見が吸い上げられるのかというのが懸念されるところでありまして、観光振興基本計画も、ともすれば、とられがちな手法が検討会議みたいな、座長を誰がするかということで、結論ありきの会議にもっていかれがちな、これも大事とは思いますが、さっき何度も市民の意見を聞くということが出たわけですが、最大限意見を聞く方法と、都市計画税、上下水道料、やはりコンセンサスといいたいでしょうか、納得を得るための方策をお伺いしたいということと、観光も観光立市と、今年はデスティネーションキャンペーンをJRがやったわけですが、来年はJR主催の花の山梨キャンペーンが春先に開催されるわけですし、新たなJR、県、企画といえますか発掘、また、そのキャンペーンに対する市は、どういうふうに取り組まなければいけないのかという具体策と、新たなキャンペーンが終ると、ともすれば一過性なキャンペーンで終わるわけですし、例えば、DCキャンペーン、笛吹市も今年の4月ですか、駅前ロータリーにバラも植えましたし、その花ということであれば、バラも植えて、その花が枯れたのも捨てるのではなくて、ポプリにして観光客とかに2回ほど配ったり、いろんな総合的な観光施策、花を一つにしてもできますし、一過性のもではなく、とにかく来訪者を確保し続ける方策というのも大事じゃないかと思うわけですし、来年も新たに一つある、そしてまた、今年も踏まえて継続し続ける観光施策というものをどう考えているのか、お伺いしたい。

その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

今、再々質問をいただきましたけれども、上下水道ならびに都市計画マスタープランにつきましては、先ほど経営政策部長のほうからご説明申し上げましたとおり、1月の末から2月の下旬にかけて各地域を回りまして、現状、こういう方向でいきたいというような形で、市民の

皆さまにご理解いただくべく努力をしまいたいと考えております。

いずれにいたしましても、今、非常に大きな差があるわけでありますから、それを一気に全部統一ということはできないわけでありますから、場合によっては地域を区切ったりとか段階的に、そして、なおかつ水の不足している地域については、上水道をつくって水の心配がないような状況にして、そして値上げをさせていただく。

しかし、今見ますと倍くらいの差があるわけですから、一気に同じにするというわけにはまいませんから、そういうことも含めて市民の皆さまに十分に説明を申し上げ、そして合意をいただく中で進めてまいりたいと思います。

しかし、下がる方についてはほとんど問題ないと思うんですが、上がる方については、おかしんじゃないかと、やっぱり納得いただけない方も一部は出てくると思いますが、やはり流れの中で、この点については示させていただきたいと思います。

すべての市民の意見というのをどこまで聞き取れるかということが、大きな課題だと思っております。

それから、観光振興計画でございますが、来年度またJRのほうで特に力を入れていただきまして、山梨花のキャンペーンという形でやっていただきます。

また、まだ計画中でありますが、SLも走らせていただき、なおかつ夜間は桃の花のライトアップについても、昨年は笛吹市でほとんど予算を付けて、桃の花のライトアップをしたわけですが、今度はもっと長い距離で、JRさんも一緒になって費用も出していただけると、こんなようなお話も承っております。

それから、なおかつそれを結びつけるシャトルバスも運行していきたいと考えておりますし、また、市民の皆さまがいろんな部分で菜の花を大変まいていただいております。そういったものも含めて、シーズン中のプログラムをつくってご提案を申し上げたいと思います。

観光振興計画そのもの、これは春の企画であります。今年の流れを見ておられますと、やはり秋の計画が非常に弱いと感じておりますから、先ほど、部長のほうからも説明しましたように、十分にご意見をいただきながら、そして、観光振興計画については、今回の私の選挙の中での公約で申し上げたわけであります。

できる限り筋道をつけて、早い機会にスケジュールをつくっていきたくないと、かように考えておりますから、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（上野稔君）

以上で、大久保俊雄君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

20番、渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

公明党の渡邊清美です。

2点、質問させていただきます。

はじめに、鳥獣被害防止計画策定についてお伺いいたします。

野生鳥獣による農作物への被害を防ぐための、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律が、本年2月より施行されています。

有害鳥獣の捕獲数を10年前と比較すると、イノシシは5.1倍、ニホンジカは3.2倍、ニホンザルは2倍に増加しています。

もちろん、捕獲や駆除だけではなく、生息環境の整備や保全といった視点も取り入れ、地域の実態に即した抜本的な対策と強化が図られるよう、法律の制定となりました。

農林水産省は、本年度予算に鳥獣害防止対策事業として、新たに28億円計上しており、同法と併せて鳥獣害対策が大きく前進することになります。

この鳥獣被害防止特措法では、農林水産大臣が策定した基本方針に即し、各市町村が被害防止計画を策定するとあります。

被害防止計画を定めた市町村に対し、権限委譲として都道府県に代わって市町村自ら被害防止のための捕獲許可が行使できる。また、財政支援として、地方交付税の拡充、補助事業による支援など財政上の措置が講じられる。また、人材確保として、鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員として、狩猟税の軽減措置等の措置が講じられるとあります。

本市においても、今回サルの被害が多く目立ちました。

農家の皆さま、また住民の皆さまが、安心して暮らせるよう被害防止計画の策定につきまして、どのような対応をなされたのかお伺いいたします。

2点目としまして、高齢者の聴覚検診導入につきましてお伺いいたします。

聴覚の衰えは、年を取るにつれ気が付きにくくなります。老眼は見たり読んだりすることで比較的、早く気付きますが、難聴は音を大きくすると聞こえるため意外と気付きません。

そうした状態が強くなると、人と今度は接することができなくなり、いわゆるコミュニケーション障害です。こうなると、本当に自分の中に閉じこもってしまいます。そういった引きこもりを懸念いたします。結果的には、寝たきりや認知症、うつ病を引き起こす原因となります。

厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の高齢者のうち、聞こえにくいと自覚している人は、全体の2割以上となっています。60歳以上で日常生活やテレビの聞き取りに困っている割合も8%近くに達しています。しかし、補聴器を使っている60歳以上の割合は、約3%にすぎません。60歳以上で補聴器などの聴覚保障の支援を受けていない人は、10%以上いると推定されています。

同じく、厚生労働省の調査によりますと、聴力の低い人は活動能力が男性・女性とも低くなることが予告されております。この抑うつ状態が強くなることで、寝たきりや痴呆状態が続いてしまいます。

新生児から企業内での産業保健までは、聴覚検診体制ができていますが、高齢者を対象にしたものはありません。

そこで、基本健診に聴覚検診を取り入れてはいかがでしょうか。具体的には、「テレビの音が大きいと言われたことがありますか」など、簡単なチェックをした後に、高音などを診断する簡易発信器を使つての聴覚検診導入につきまして、ご所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

渡邊清美議員の一般質問、鳥獣被害防止計画の策定についてお答えいたします。

近年、イノシシ・クマ・カラス・ムクドリなど鳥獣による被害の発生が、特に深刻な問題となっており、中山間地域の農業振興を図る上で、鳥獣害対策を推進することが極めて重要な課題となってきました。

まず、市の被害防止対策の取り組みからお答えいたします。

現在、イノシシ等「獣害防止柵」については、県補助等で約50キロメートル、地域の皆さまの勤労奉仕で設置した原材料支給で約47キロメートルの、総延長97キロメートルが設置済みであり、本年度も御坂・一宮地域などに原材料支給で、3,200メートルを新たに設置する予定であります。

有害鳥獣被害防止電気柵の設置補助についても強い要望があり、本年度も引き続き50%の設置補助を行っております。

また、イノシシ・クマの捕獲おりについては、有害鳥獣許可により、猟友会の皆さまに設置をお願いしており、現在55基設置し、イノシシについては平成18年度で134頭、19年度19頭、20年度現在56頭の捕獲実績を上げております。

カラスの被害対策としまして、特に被害が大きい春日居地区に、本年度捕獲おり2基の設置を行ったところであります。

今後とも、さらに必要な個所に設置していきたいと考えております。

また、最近、御坂地区に群れを離れたサルが出没し、農作物への被害だけでなく、人家への侵入や人への威嚇行為などが起きております。

市といたしましても、この対策として地域の皆さまから情報をお聞きし、また県の専門職員の指導を仰ぐ中、サル専用の捕獲おりの設置やエアガン・爆竹等を地域に配布し、市・区・猟友会・警察等合同で連携を取り、サルの山への追い払いも今年2回試みしました。

そのような状況の中、11月22日に、おりにより1匹捕獲することができましたが、まだ残り2匹いますので、引き続き地域の皆さまや関係する皆さまと連携を取り、この対策を講じていきたいと考えております。

次に、鳥獣被害防止計画の策定状況についてお答えいたします。

農産漁村地域において、鳥獣による農林水産業等にかかる害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、特別措置に関する法律が本年2月に施行されました。

この基本指針に即し、被害防止計画を定めた市町村には、渡邊議員ご指摘のとおり、鳥獣の捕獲の許可権限の移譲、財政上の措置および狩猟税の軽減措置などが講じられます。

現在、市におきましても、笛吹市鳥獣被害防止計画の本年度中の策定に向け、鳥獣被害の現状や、従前講じてきた被害防止対策を踏まえた今後の取り組みなどを内容とした素案を作成し、県の鳥獣保護事業計画等との整合性を図る中、県との最終的な詰めの協議を現在いたしているところであります。

策定後は、この防止計画に沿って、県・農業委員会、農協・猟友会・農業生産者などと、なお一層連携を取り、被害防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

渡邊清美議員の一般質問、高齢者の聴覚検診導入についてお答えいたします。

本市におきましては、65歳以上の方に介護保険法に基づく介護予防のための健診を実施しております。

要介護状態になるおそれのある特定高齢者に該当するか否かを判定し、要介護状態にならないよう予防していくための健診です。

この健診での質問項目の基本チェックリストは、厚生労働省が示しました運動機能、低栄養、口腔、閉じこもり、認知症、うつ症状などについての25項目で、聴力に関する項目は入っておりません。

ご質問の簡易発信器による聴力検査につきましては、埼玉県内の2つの市でモデル事業として取り組んでおりまして、聴力に関する項目を新たに加え、回答に不安があれば簡易発信器による検査を行い、異常があれば専門医療機関への受診勧奨をするものであります。

高齢者の約3割近くが難聴であるといわれております。

聴力障害を早期発見し適切な治療を行うことは、高齢者の生活の質の向上や介護予防の観点から大事であると考えております。

しかし、検査用の簡易発信器は、埼玉県内の診療所長が考案したもので、市販されているものではないようです。

したいまして、公的機関で検査に使用するについては研究する必要があると考えられます。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

ありがとうございました。

細かいところまで調べていただきまして、本当に助かりました。よろしく願いいたします。

鳥獣被害の再質問をさせていただきます。

計画を策定した地域等においては、サル等の被害対策指導員の育成があります。各地域における取り組みを支援する観点から、以下、3点お聞きいたします。

1として、鳥獣害対策アドバイザー登録照会について、2点としまして、被害防止マニュアルの作成・配布につきまして、3点としまして、指導員育成のための研修を実施することについての取り組みをお伺いいたします。

○議長（上野稔君）

ただいまのお答えを保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

3点の再質問をいただきました。

まず、アドバイザーの登録照会、あるいは被害防止マニュアルの作成・配布、指導者育成のための研修実施についての取り組みということですので、まず、先ほどお答えしました計画策

定についての具体的な措置につきましては、3本柱ということで、権限委譲、それから財政支援、3本目に人材確保ということがありまして、この中には、民間の隊員については非常勤の公務員として認められていくということで、当然、狩猟税の軽減もありますけれども、鳥獣被害対策実施隊ということで、これを設けていきたい。

そのためには、まず笛吹市の計画策定後に被害防止対策協議会を設置していきたい。この構成の中には、地区の代表の方々、あるいは猟友会、農業委員会とか生産者、JAあるいは県等の関係機関の方々を含めた構成員の中の協議会を設置したい。

まず、この協議会の中で、被害対策実施隊については当然猟友会にお願いするわけですが、アドバイザーとしての育成をしていきたい。それから、登録をどうしていくかということは、この中でまた決めていきたい。

それから、被害防止のマニュアルにつきましても、それぞれサル・イノシシ・クマの対策、あるいはムクドリ・カラス等の対策はまた違いますので、それぞれ県の専門機関の意見を聞きながら、まず、この協議会の中でのマニュアルをつくりながら、どの程度作成や配布をしていくのか協議会の中で決めていきたい。

それから、育成のため研修の実施ですが、実は、先ほど答弁したとおり、サルの捕獲をできたのも、県の専門員の人に来ていただきまして、おりの位置を少し変えたんです。それと餌のやり方ですが、それで見事に、言葉は悪いんですけども1匹捕まえることができましたので、当然、県には専門の方がいらっしゃると思いますので、回数は別にして、できるだけ多くサル・イノシシ・クマ、それぞれについての指導者育成の研修会を実施していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

仙台市では、サルの生息域が広がることに伴い拡大を続ける農作物の被害、捕獲に対してサル追いの専門家また専門犬のペアがおります。専門犬は猟友会の人たちが使う犬、猟犬として飼われていた品種を使っているそうです。そして、欧米の群生動物を管理する資料館のように、馬とかそういうものを使ってのことに代わって、また犬を使って、犬猿の中とかそういうことで、遺伝子的にサルが犬を怖がるというそういうことも使っているようですけれども、実は、御坂町の場合ほとんどなくて、サルも賢いものですから、犬を慣らしてしまっ、犬の餌を食べて暮らしていると。犬のほうがおびえているというような状態でありまして、本当にこういった対策は、いったんは追うことによって山のほうへとにかく、この専門員も言うことは、山のほうに奥へ奥へと押し進めて行くことが一番いいということで、それをするにはやはり資金が、この仙台市の方はボランティアでやっているもので、あっちの群れもいる、こっちの群れもいるということで、ボランティアだけの費用ではできないから、そういう援助をしていただきたいと、そういう声が上がったらしいですけれども。

やはり、いったんはいいんですけどもまた、足があるものですからどんどん下りて来ますので、どうかこういうことがきたら、次はこの手、あの手ということをしつかりとつくっていただくことによって、住民の方々がおびえることなく、特に、男性はいいんですけども女性

は威嚇してくるそうです。女性とか子どもは威嚇してくるそうです。そして、群れが少なくなりまして、自分ひとりになってしまった場合は寂しくなってしまうと、ネコを抱えて山のほうへ行ったとか、何時間後にネコが帰ってきたということがありますから、地元の人が心配しているのは、赤ちゃんをもし抱えられたら困るという、そういうこともあるそうですから、どうか県のほうに働きかけて、しっかりとやっていただきたいと思います。

このような状態でもって、またいつころになったら1年間の計画とか、そういうのは順次立てるのでしょうか。

やはり冬の間だったら猟友会の人たちが出て、木が枯れていますので、葉っぱがないので、どんどん撃つ、本当はおりが一番いいんですが、そういうこともありますけど、この前、猟友会の方たちが間違っって人を撃ってしまったという話もありますけど、その点について、お互いに注意すべき点なんかも考えておられるのかというのが1点と、もう1つ、最初に教えてくださいましたイノシシの件ですが、八代町の米倉地区のほうで電気柵をやった中に、まだイノシシがいたということで、そういった対策はどのようになされていたのか、この2点質問して終わりたいと思います。

○議長（上野稔君）

答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

再々質問にお答えいたします。

この計画は、できるだけ年度中に作成しまして、構成員の方々もはっきり決めまして、しっかりしたマニュアルの作成に入っていきたいと思っております。

大変、鳥獣害、イノシシも10月に石和のホテル八田の旅館街で2頭捕まえました。過日も境川で、警察の立ち会いの下でイノシシ2頭、われわれが行ったらすぐ逃げると思ったんですが、しっかりそこで穴を掘って餌を食べていまして、びっくりもしなくてそのまま若干移動していくと。境川の猟友会の方々に来ていただきまして射殺した経過がありますけれども。

まず、地域と一体となって取り組みをしていかなければならないと考えておりますが、まず、被害防止策をどうしていくかということですが、当然、先ほどありました防護柵ということですが、今後もこれは電気柵も含めて、年間200万から300万円くらいの予算計上で補助をしていきたい。

あとは、サル・イノシシの隠れ場所となるような、やぶ等の刈り払いを地域の方々にしていただきたい。御坂の場合も大変やぶはあるし、空き家はあるし、それから餌となる生ごみや農作物の収穫後の残ったもの、これを非常に好んで食べますので、サルにとれば快適だということなので、まずこのへんの空き家へ囲んでもらうとか、生ごみを出さないとかということを徹底してお願いをしたい。

あとは、先ほど議員からも話がありましており、犬等での追い払いということですが、犬猿の中はまったくどころではなくて、最近では仲良くなってしまって犬ではちょっとえらいかなと思いますけれども、そのへん専門の犬の育成もしていかなければならないとは思っておりますけれども。

あとは、先ほどもありますけれども、指導者の育成や地域住民の知識をどういうふうに市が指導していくかということになりますが、いずれ市は市として予算計上しながら、先ほど申しました鳥獣害防止対策協議会の中で、特に中心となっていたくのは猟友会の方、笛吹市には

約200名いますけれども、連携を強化しながら、この協議会の中でしっかりした具体的な対策で、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上野稔君）

以上で、渡邊清美君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

11時20分に再開します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

4番、北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

正鶴会の北嶋恒男でございます。

本日、新人議員として初めての議会で一般質問の機会を与えられましたこと、大変光栄に思っております。

4年前、新しい笛吹市として荻野市政が誕生いたしました。

荻野市政は、いつも市民の目線で経営感覚を持った行政の効率化と行財政改革を進められ、合併後の各町村を一つにまとめ上げました。大変なご苦労があったことと思います。そして、もろもろの実績が評価され、この度、引き続き2期目にご就任されることになり、私も大変うれしく思っている次第でございます。

笛吹市は、県下の中でも農業・商工業・観光など、ますます発展する中心的な地域だと思います。既にリニア新幹線や大規模ごみ処理施設、新環状道路建設などの大きなプロジェクト事業が既に進行しており、本市にとっては、これからそれらの事業とも整合を図った環境整備を進め、創意工夫した地域づくりが必要であります。

このように、目先のことだけでも目に見えて市政の課題は山積しております。ますます荻野市政の積極的な行政運営を期待する次第でございます。

さて、せっかくの機会ですので、私の新人議員としての思いを最初に述べさせていただきたいと思っております。

私は、妻が難病患者になったときを契機に、難病患者の患者会活動にかかわってきました。そして、長年の活動から学んだことは、「患者家族の悩みや喜びは経験しなければ分からない」「病気を知らなければ医療機関や行政に働きかけることはできない」「患者の声が行政を変えることができる」ということでした。

私の社会への基本姿勢は、障害者・高齢者が生き難い社会は、国民みんなが生き難い社会だということ、弱い立場からの目線です。

お年寄りに優しい町は住民みんなに優しい町。障害者や子どもたちが安心して暮らせる町は、住民みんなが安心して暮らせる町。車いすで通れる道は歩行者みんなが歩きやすい道です。

このような優しさのあふれる社会をつくっていきたいと思います。

それでは、これから2点の質問をさせていただきます。

1つ目は、教育の現場にも障害者の当事者参加授業を取り入れてほしいということでありませう。

核家族化の昨今では、子どもたちにとっては、老人および病や障害を抱えた人との接触の機会が少ない中で育ってきています。学校の中では、障害をもったお友だちは別の支援学校などに行ってしまうので、児童・生徒自らの体験を通して、自発的に心身の健康問題を考えることができにくい状況にあるので、子どもたちが人間として命の尊さ、どんな困難にも生きる力をはぐくめる機会が少ないように感じています。

既に各学校では、ゆとり教育の時間等で福祉講話のようなことも実施されていることとは思いますが、実際に苦難を乗り越えてきた難病患者や、障害者の当事者・家族などを授業に招き、当事者からの児童・生徒への体験の語りや、交流・ふれあいによって人間のいろいろな生き方や、人に対する思いやりの気持ちをはぐくんでもらえる機会になってほしいと考えています。

また、一方、難病患者や障害者の当事者本人とっても、自分自身を語れる場と機会があることは、地域社会の中で社会参加するよい機会になり、人のために役立つことが生きがいにもつながっています。

では、ここでわれわれの地域の中で重度障害者であっても、頑張っている患者を何人か紹介いたします。

中学生のころから視力が落ち成人になって失明、全盲になりましたが、日々の生活を創意工夫しながら、今年、定年退職まで務め上げた方ですが、自分の体験を同病者の生活相談で活躍している方。また、同じく失明された方ですが、小中学生や学生への福祉講話で、語りの演出や人生相談をしている方。

また、私の妻のことですが、ALS、日本語では筋萎縮性側索硬化症という難病患者ですが、全身の運動神経がまひして、車いすに人工呼吸器を付けて、全身が動かない、声も出ない状態で、特別のパソコンで意思伝達を図って大学等で講話をしている者。また、一人で車いすでバスを利用して、多くの障害者が社会参加しやすいまちづくりへのアドバイザーとして活躍している方等々です。

また、このような方々をそれぞれ支えている家族の方、介護者の方々のお話も、小さい子どもたちだけに限らず一般社会人にとっても、家族とは何か、人間の優しさや介護の学習の発見の場にもなることと思います。

このような方々は、県内の身近なところにおられますので、ボランティアで要請することは可能です。

どうか、今後の教育方針の中で前向きにご検討のほどをよろしく願いいたします。

次に、災害時等における障害者と高齢者のための緊急支援体制づくりの対応状況について、伺います。

近年、国内では相次ぐ台風の襲来により、各地に豪雨がもたらされたり、新潟県中越地震をはじめとする大きな地震が起きました。これらの災害を通じて、災害時に弱い立場に置かれ

る障害者や高齢者など、避難等に支援を必要とする災害時要援護者への防災対策の確立は急務であると思います。

本県においても、近い将来に東海地震の発生による大災害が懸念されており、家庭や地域での防災の備えと併せて、災害時要支援者の方々を平常時から、いかに多くの方たちがかわり、支え合っていくかが問われています。

平成17年3月に県障害福祉課により、障害者や高齢者のための災害時支援マニュアルが策定され、現在、これを基に各市町村による災害時要支援者支援マニュアルづくりや、支援体制の検討が進められているところだと思えます。

そこで、本市における具体的な対応状況として、以下の3点について伺います。

1点目ですが、個人情報保護への過剰反応もあり、市町村の要援護者台帳への登録状況は、なかなか進まない自治体もあると聞いていますが、当事者も行政も危機感をもって対応しなければならぬと思いますが、本市での取り組みの現状をお伺いします。

2点目ですが、災害時に情報収集が円滑に実施できるように、医療依存度の高い在宅療養者の支援の方法、避難経路や福祉避難所などを書き込んだ、マップの作成などの対応状況について伺います。

3点目ですが、重度障害者を抱える患者家族の役割や、地域住民が担える支援について、当事者と話し合ったり考えたりする機会が必要と思えます。定期的に当事者の家族を対象とした防災の研修会や防災訓練の実施が必要であると思えます。行政側として、今後の取り組み予定について伺います。

障害者・高齢者を災害から守れる社会は、誰もが守ってもらえる社会、市民一人ひとりの防災意識を高めていくのは、市政のリーダーシップにかかっていると思えます。

今後の対応を期待しております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を山田教育長。

○教育長（山田武人君）

北嶋恒男議員の一般質問、教育の現場にも障害者の当事者参加授業を取り入れてほしいに、お答えいたします。

改めて申し上げるまでもなく、社会福祉の基本理念は、社会福祉法の趣旨に沿い、住民の誰もが年齢や性別、障害の有無、社会的経済的地位などにかかわらず、個人として等しく尊重され、住み慣れた地域において、健康で安心して暮らすことができるまちづくりを目指すものとしています。

また、文部科学省では平成10年に教育課程審議会による「幼児、高齢者や障害のある人と交流し、触れ合う活動や、介護・福祉に関するボランティア活動を体験することを重視する必要がある」との答申を受けまして、学習指導要領の改訂が行われ、道徳教育や総合的な学習の中で、「誰に対しても差別することなく、偏見を持つことなく公正、公平にし、正義の実現に努めるもの」として取り組むこととされ、教育課程のなかに福祉教育が盛り込まれ、多くの学校で福祉教育が実施されているところでございます。

市内の小中学校におきましても、思いやりの心を持って助け合う態度を育て、共に生きる人間の育成を図るために、道徳および総合的な学習の時間、特別活動の時間の中で、実践的な体験活動や、障害者による福祉講話などの福祉教育が全校において実施されております。

具体的に申し上げますと、各学校では毎年特別支援学校の児童・生徒との交流、障害者自身の指導による車いす介助体験、親子による車いす体験や、盲導犬とアイマスクを付けての歩行体験等が行われています。

また、特に今年9月に開催されました北京パラリンピックに「義足のハイジャンパー」として出場し話題となった、日本選手団の旗手をも務めた、山梨市出身の鈴木徹選手を招いての、福祉講話や高飛びの実演などが実施されているところであります。

このように福祉教育を通じて、児童・生徒への福祉に関する理解と関心を促すことは、家族、地域社会全体の福祉への関心の高まりにもつながることと考えております。

今後におきましても、各種ボランティア団体の皆様のご協力や、身近なところからの講師の要請など、関係機関のご協力をいただき、本年度策定しました、学校教育ビジョンにおける福祉教育への継続的な学習活動として、取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

北嶋恒男議員の一般質問、災害時等における障害者や高齢者ら「弱者」に対する緊急支援体制づくりの対応状況について、お答えいたします。

大規模な災害等が発生したとき、家族等の支援がなくて、一人では情報を得たり、避難したりすることができない方々が、地域のみなさんの支援により、安全かつ円滑に避難できるようにするため、本年4月から行政区を通じて「災害時要援護者支援登録事業」を展開してまいりました。

行政区役員のみなさんにご協力いただく中で、全戸の家庭を対象に行い、登録希望者には承諾の上、登録をしていただいたものであります。

すべての地区での登録作業の結果、現在の登録者数は498名で、その多くは独り暮らしの高齢者となっています。

しかしながら、個人情報等の関係から、登録を拒む対象者がまだまだ存在していると考えておりますので、今後につきましても、事業の趣旨を広報するとともに、希望される対象者には、いつでも説明に伺い、登録が進みますよう行政区役員の皆さまにも、引き続きご協力をお願いをしていきたいと考えております。

登録にあたりましては、組長さんや民生委員さんのご支援もいただきながら、まず2名の地域支援者を見つけていただき、申請書に必要事項を記入し、それぞれの支所地域課に提出していただきます。

地域ぐるみで要援護者を登録するとともに、日ごろから声かけなどもしていただき、地域の中での結びつきを強めておくことで、災害時には「共助の力」を活用し、被害を最小限に食い止めるものであります。

また、市では、災害が起きた場合に、自らの命を守るために必要な事項を、要援護者本人と家族や周りの支援者が明確にし、普段から予防対策を講じるなど、高齢者や心身障害者等が災

害発生時に適切な行動がとれるように示した、災害時要援護者の行動マニュアルを平成19年度に策定いたしました。

災害時要援護者支援登録事業と併せ、行動マニュアルをより実践的なものとするために、今年8月31日に実施した行政区防災訓練では、要援護者の避難を含めた訓練を実施いたしました。

また、11月には障害者福祉会、障害児者家族会を中心に災害時要援護者の行動について学習会を行うなど、啓発に努めているところです。

さらに、市内23の福祉施設と要援護者の受入れ協定を締結するなど、防災にかかわる平常時の行動や避難体制を構築しつつあります。

今後の各行政区の自主防災組織による取り組みといたしまして、災害時の活動が円滑にできるための基礎的資料として作成した、自主防災組織活動マニュアルを基に、要援護者の支援を考えた避難経路、避難所等を記載した防災マップ等の作成や、防災訓練と学習会の実施を促し、さらに災害時要援護者の福祉避難所等のシステムづくりに重点を置き、防災体制を推進していきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

まず、最初に教育問題についての再質問でございますが、ただいま答弁の中で、多くの学校では福祉講話というのを実施されているとお聞きしましたが、いままで具体的にもし分りましたら、どのような方を要請されてきましたか。そして、またそれを通じて子どもたちがどのような感想を述べられていたかと、いうことをお分かりでしたらお願いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

ただいまの質問に対して、早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

北嶋議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、答弁申し上げました福祉講話のほか具体的に言いますと、手話の勉強とか甲州ろうあ太鼓等の実演、それから点字の学習、デイサービスセンターに出向いてお年寄りとの交流、それから、市内の学校によりましては、アルミ缶を全校で集めて、その収益金で福祉施設に車いすを、長い間寄贈する活動を行っているという学校もございます。

いずれにいたしましても、このように福祉教育は時間的には短く、回数的にも少ないかも知れませんが、これらを少しずつ長く続けることによりまして、児童・生徒の間に、障害あるいは福祉に対する理解が浸透していくものと期待しております。

なお、現在、ノーマライゼーションという立場で健常者それから障害のある方が、共に手を携えて社会を送っていくというふうなことで、これらの教育を受けた子どもたちが今後の牽引力になるのではないかと、非常に期待しております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再々質問を許します。

北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

災害時支援の体制についてでございますが、われわれの身近は、本当にいつ災害がきてもおかしくないという状況でございます。

そういったことで、もう少し危機意識をもって対応していくべきではないかということで、まず、この事業を実施していくにつきまして、各町で1カ所のモデル地区を選定しまして、その地区の患者とか高齢者を対象とした訓練計画をつくって、実施していただきたいと思っております。

市のほうから区長会とか、それから社会福祉協議会、民生委員さんの会というようなところへ要請して、具体的な日程で準備を進めていくべきではないかと思えます。

ただいま、答弁で前向きな姿勢は分かりますが、やはり、ややもすると日が追ってしまう、どんどん追ってしまうという状態でございますので、例えば、あと何カ月後には実際に災害がくるんだというような危機的状況を想定して、ぜひ実際のそういった訓練、マップの図上の訓練でも結構でございます。そういうようなことで実績を踏んでいくべきではないかと思えます。

昨今、いろいろ新聞等で情報も各地区で寄せられておりますので、ぜひ本市でも、本市の取り組みは非常に進んでいるということは、お話を聞いておりますけれども、われわれ実際に地元で、自分がどういう状態かな、隣近所の人はどうかなということを考えますと、まだまだよく分かっていないという状況でございますので、ぜひ、そういったことで、そういう取り組みをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（上野稔君）

答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

北嶋議員の再々質問にお答えいたします。

災害時を想定したときには、一番大事なのは行政区であると考えております。そういった意味から、行政区の役員の方、また近隣の方、組単位になるかと思っておりますが、そうした皆さまのご協力、また、民生委員、社会福祉協議会、さらには各市内の、先ほど申し上げましたように福祉事業所等がございます。それぞれの役割の中で要援護者の緊急避難、このことが地域の皆さんの支援に大きく役立つものと、このようにも考えております。

今後につきましても、行政区、また隣組での共助の力、これからの大切にしていきたいと考えております。

特に、社会福祉協議会や市内の事務所等につきましては、日常の事業がございますので事業を通し、また、あるいは福祉サービスの利用等の中でも関わりを深く持ち、そして、一層の連携を深めて日常活動をすることが、最も大事であるというようにも考えております。

そういった点でこれから、先ほど議員の提案がございました、モデル地区をとということもございましたので、総務部の関係の災害担当者とも協議する中で、今後そうした実践的な形もなるべく現場の中で、要援護者がスムーズな体制の中で守られていくような、そういう形ができるよう協議、考えてまいりたいと思っております。

今後、また担当とも協議させていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、北嶋恒男君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

共産党の渡辺正秀でございます。

一般質問をさせていただきます。

今回、取り上げる問題の第1は、公営住宅家賃についてであります。

公営住宅法は、国と自治体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

しかし、悪しき小泉改革の大波が今また公営住宅を襲っております。

平成19年12月27日改正の公営住宅法施行令が21年、来年4月1日から施行される予定でございます。

その改正の主な中身は、まず、入居収入資格を、今月額20万円以下とされているものを15万8千円以下に引き下げるという中身でございます。15万8千円超えると入居できない、また現在入っている人たちも法外な家賃を取られる結果となります。

また、2つ目に収入分位、家賃算定基礎額の改正および基準床面積の縮小による家賃の実質値上げが含まれております。ほとんどの入居者が1割から2割程度の値上げとなり、所得が15万3千円の方は、なんと22.4%の値上げとなります。

こうした改正は、貧困化の進行、住宅困窮者および公営住宅入居希望者の増大、民間住宅家賃の低下という実態を無視したものであるとともに、公営住宅の整備・増築・低廉な家賃での賃貸という、国と自治体の責務を放棄し、住宅をすべて自己責任と市場原理に任そうというものであります。

まず、この施行令改正に対する所感と対策について伺います。

次に、市営住宅の家賃について伺います。

市営住宅の中には、現在でも家賃が非常に高いものや、所得が20万円を超えたときに適用される、近傍同種の住宅の家賃算定額が異常に高いものがございます。

以下、例を挙げて、その対策を伺いたいと思います。

まず、例えば、第4収入分位で、八代町にある村上団地の家賃は4万4,300円、みさか桃源郷公園団地は3万7,700円、これは実態から見ても、なぜこうなっているかというのが非常に不思議であります。これは規模係数や利便性係数というものが反映していると思いますが、これを見直す必要はないか伺いたいと思います。

2つ目に、所得が現状では20万円を超え、来年4月からは15万8千円を超えた世帯の家賃というものは、1年から5年後には、近傍同種の住宅の家賃算定額になります。例えば、この額は村上団地第1棟では8万400円になります。一方、特優賃であります高家団地の家賃は、先の改定で5万3千円になっております。優良な特優賃住宅よりも、公営住宅の近傍同種

の住宅の家賃算定額が極端に高いということは、大変矛盾した話でございます。これは見直す必要があるのではないか、伺いたいと思います。

また、村上団地第1棟、近傍同種の住宅の家賃算定額が8万400円、同時期同仕様で建設された第2棟が7万1,800円と大幅に異なりますが、なぜか、見直す必要があると思うがどうか伺います。

以上、4月1日からの公営住宅法施行令の施行で、放っておけば市営住宅家賃は実情に合わない大幅引き上げとなります。

家賃の設定、近傍同種の住宅の家賃の算定については、自治体の裁量権も認められておりますが、その見直しの予定はどうか伺いたいと思います。

第2点目に移りたいと思います。

リニア対策についてであります。

リニア実験線一般区間の延伸事業は急進展しておりますが、安全対策、環境対策、地域対策など、十分に対応できているか説明を求めたいと思います。

2つ目に、農免道路の御坂一八代区間は、トンネル残土運搬車両や工事車両のルートとして、もともと想定されておらなかったものであります。そのため安全対策も十分に取られていないのが実態であります。今でも歩行者、自転車、農耕用車両にとって危険の多い道路に、さらに1日数百台の工事用車両等が増えることとなります。

どのような安全対策を取る考えか伺いたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目、2問目とも答弁を岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

渡辺正秀議員の一般質問、公営住宅家賃について、およびリニア対策についてお答えいたします。

まず、1問目のご質問、公営住宅家賃についてのうち、規模係数および利便性係数を見直す必要はないかについてであります。規模係数につきましては、建物全体の床面積を70平方メートルで除した国の基準で定められた数値であり、平成21年4月から、改正によりまして65平方メートルに公営住宅法施行令の一部改正が予定されております。

また、利便性係数につきましては、個々の住宅の設置時に各自治体で条件等を精査し算出された係数であり、設置後、学校、保育所あるいは鉄道駅や商店などの公共および公共的施設等に大きな環境変化、状況変化など、係数見直しの必要性が生じた場合につきましては、新たに不動産鑑定士等の意見を参考に必要な対策を講じてまいります。

次のご質問の、所得制限を超えた世帯の扱いについてであります。引き続き3年以上入居の場合につきましては、収入超過者として認定し、入居者は特公賃住宅などへ住み替えていただくなど、明け渡しの努力義務を条例で規定しております。

また、5年以上の場合につきましては、高額所得者に認定し、やはり特公賃住宅などへ住み替えていただくなどして、入居者に対し明け渡しの請求をすることと規定しており、家賃改定時に必要な説明等を入居者に行い理解を求めています。

最後のご質問の、公営住宅法施行令の一部改正についての所感と対策についてであります。平成21年4月からの一部改正を予定しているこの施行令は、主に平成8年に一部改正されて以後、変更がなかった入居収入基準であります所得制限が、月額20万円から15万8千円に引き下げられる内容であります。

これは、特に住宅に困窮している低所得者層の救済を意図したもので、市といたしましては国の改正に準じて、さらには、ご質問にございましたとおり、入居家賃を決定する上での算定基礎となります規模係数設定における床面積の数値、あるいは利便性係数等の設定等について、今後精査を行いまして、仮に家賃額が大幅な上昇となる場合につきましては、激変緩和措置等も視野に入れながら、条例改正等を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、住宅に困窮している低所得者に対して、低廉な家賃で住宅を提供することを本旨といたしまして、今後も住宅行政を推進してまいります。

次に、ご質問の第2問目、リニア対策についてお答えいたします。

渡辺議員のご質問のとおり、山梨リニア実験線一般区間の延伸工事は、笛吹市内においても、都留市側からつながってくる御坂トンネル工事の中工区、西工区および御坂町上黒駒から御坂町竹居に至る上黒駒トンネル工区が、本年2月下旬、鉄道・運輸機構により発注され、現在、土砂搬出用仮設道路、作業ヤード、作業坑の整備などを各工区の建設共同企業体が行っております。

市といたしましては、山梨県リニア担当部局とともに各工区工事に入るにあたり、事前に発注者であります鉄道・運輸機構、工事受注共同企業体による、地元自治会等への十分な説明の機会を求め、度重なる協議や説明会を行っており、地域の皆様さまご了解をいただいた中で、工事に着手しております。

当然、協議、説明の中では、工事関係車両の通行も含め、工事に係る安全対策、工事現場での粉塵防止・騒音防止等の環境対策等が明確に示されており、また、リニア実験線建設工事により、湧水・井戸・流水等貴重な自然資源への影響を、特に沿線地区では懸念していたため、昨年からの沿線自治会、水道組合等のご協力をいただき、本年初旬、事業主体によりまして水文調査器具の設置が完了しております。3月からデータ収集を開始してまいりまして、そのデータ結果が定期的に、市にも報告されております。

このデータ観測によりまして、工事による影響があった場合につきましては、いち早く対応ができるよう、異常がある場合につきましては、事業主体が速やかに緊急的対応や恒久的対応を行っていくこととなっております。

また、御坂一八代区間の金川曾根広域農道をリニア土砂運搬ルートとして使用することに関する安全対策のご質問ですが、現在、ご指摘の場所も含めまして運搬ルート全域において、沿線学校関係者とも協議を行い、車両運行上必要と考えられる場所への信号機・横断歩道、標識の設置、交通誘導員の配置を事業主体に要望しているところであり、今後さらに具体的な協議を行っていく予定となっております。

また、特に御坂一八代区間におきましては、沿線自治会等とも協力いたしまして、リニア関係車両の可能な限りの第二農免農道の利用や、歩道のない広域農道の危険箇所への仮設・永久歩道の設置等も求め、さらに山梨県と協働して事業主体と協議を行ってまいります。

いずれにいたしましても、国家的プロジェクトととらえ、残土運搬に係る安全対策については、関係機関と十分連携し、徹底を期してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

答弁ありがとうございました。

再質問の1点目ですが、利便性係数、近傍同種の住宅の家賃算定額等を見直すという答弁であったと思います。

特に、利便性係数も当然でございますが、所得が15万8千円から20万円の範囲の現入居者も、近傍同種の住宅の家賃算定額が適用されることになるわけでございまして、例えば、先ほど申しました8万400円という近傍同種住宅の家賃というのは、実際の民間の住宅家賃と比べて、妥当な近傍同種の住宅の家賃算定額とは、とても考えられない金額でございます。懲罰的なものでは、この数字はないはずで。

そういう点では、民間の住宅家賃と比べて妥当な算定額となるよう、見直しを強くお願いしたいと思います。

2点目は、法令の改正時点に併せて利便性係数等々の見直しということで、結構なわけですが、しかし、規模係数という質問を私はしたわけですが、これは規模係数において、一部の住宅においては、本来、住居専用床面積を使うべきところ、床面積が使われていたということでもあります。そして、今もその係数に基づく家賃が徴収されているのであって、今月分からでもこれは是正する必要があると思いますが、この点いかがでしょうか。

そして、過去の分については、時効消滅期間、それから加算金利率はどうなるか伺いたいと思います。これは一般的な料金あるいは負担金等の条例がどうなっているかということですので、総務部長からのお答えになるでしょうか、どちらでも結構ですがよろしく申し上げます。

それから、リニア対策については、先ほどございましたけれども、どうもありがとうございます。

地元の説明会、住民に対しての説明というのはまだないわけですが、ぜひ、先ほどありましたような形で歩道の設置、これはぜひ実現していかなければ、今のこの幅でトラックが通るということでは、大変危険な状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁をお願いします。

公営家賃の部分、岩澤建設部長、お願いします。

○建設部長（岩澤重信君）

ただいま、渡辺議員からご質問のございました、近傍同種の家賃の算定の考え方でございますが、これにつきましては、根拠法令に基づきまして、それぞれ個々の住宅の推定再建費、それから現地の土地の実態に、必要経費によって算定されるものということの中で、当然、笛吹市29団地すべて、これは現在の実態数値に基づいて、毎年度見直しの中から数値的なものは決定されているというふうに、ご理解をいただきたいと思っております。

あとは、規模係数のことでございますが、規模係数につきましては、先ほどのご質問のとおり、確かに70平方メートルが65平方メートルになったということで、分母のほうが小さく

なったということになりますから、係数的には若干上がってくる状態になります。

その中で、規模係数、それから今回の利便性係数との絡みの中で、利便性係数につきましては、今回条例改正の中で許容値が、最大1.6が今度1.3に改善される方向になっておりますので、そういう面も含めまして、今、私どものほうが管理しております住宅につきましては、合併前の町村の基礎資料に基づきまして、今日現在それを管理しておるわけでございますが、当然、利便性係数につきましては、限度額1.6が1.3になりますので、今日現在1.3以上使われているものは、当然直すべき義務もありますし、全体的に旧町村の考え方の中の、市町村の裁量の中で決定された利便性係数につきましては、笛吹市の基準に基づきまして、ここで全面的なものは考えていきたいと考えております。

それから、今言う、床面積の取り扱いの考え方の問題でございますが、これにつきましても、合併前の町村から引き続けているわけでございますが、これにつきましては、具体的に申しますと、一戸建ての住宅につきましては、たぶんそういう数値的な問題は議論の対象から外れてくるということで、3階建て以上、2階建て、3階建ての共有の部分等の取り扱いの中から、そういう数値の違い等が想定されるわけでございますが、これにつきましては、早急に検討いたしまして、早い時期に実態の数値と、それから今日現在の台帳との付け合わせを、建設当時の建築士等のご意見も踏まえた中で早速、調査をしていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目のリニアの関係でございますが、リニアにつきましては、過日の議会の全員協議会の中でも、概要のほうを鉄道・運輸機構のほうからご説明をいただいたわけでございますが、これにつきましては鉄道・運輸機構、山梨県と調整をする中で、運搬路の通過区域につきましては、早急に各地区の自治体の皆さん方と直接、鉄道・運輸機構、山梨県を介して、運搬ルート等に対する安全対策の基本的な考え方と、地域住民の皆さん方のご意見等につきまして、説明会を順次開催していく予定になっております。

ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上野稔君）

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

還付加算の利率でございますが、正式に掌握していませんので、後ほど答弁したいと思います。

○議長（上野稔君）

再々質問、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

先ほどの早急に調べるということでは、繰り返しますが、現在もその家賃の徴収が行われているということでございますので、できることならば今月からでもそういう是正は、するべきものは是正するというので、ぜひよろしく願います。この答弁は必要ございません。

よろしく願います。

○議長（上野稔君）

以上で、渡辺正秀君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

渡辺議員の関連質問で、公営住宅のことについて関連質問をさせていただきます。

今、市の公営住宅はおよそ330戸ありますが、その中で特に木造建築で、築40年以上とか築50年以上も経っているものが、かなりあるところですよ。かなり老朽化しております。老朽化しているところで、転居したところは取り壊したりとか、公募していないところもいくつかあるわけですが、一般住宅でかなり耐震なんかも進んでいるところで、この老朽住宅について、今後建て替えも含めた抜本的な対策が必要だと思いますが、その対策についてお伺いしたいということと、それから、公営住宅のうち、およそ半数が汲み取りのトイレであります。汲み取りトイレの中で水洗化をしてほしいというのは、住んでいる人たちの大変切実な要求ですけども、汲み取りの水洗化のことについても、具体的な対応、方向があったらお伺いしたいということが1点と。

それから、八代にあります雇用促進住宅のことについてお伺いします。

この雇用促進住宅については、議会初日の市長の行政報告の中にも、取得の方向について意欲が示されておりましたけれども、もし、これが取得されて市営住宅になった場合、入居条件がどうなるのかということについて、具体的な対策はまだ進んでいるかどうかはちょっと分かりませんが、特に、今入居されている方がいらっしゃるわけですが、現在入居されている方も含めた入居条件がどうなるのか、家賃がどうなるのかということについてお伺いいたします。

○議長（上野稔君）

答弁を岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

亀山和子議員の関連質問にお答えします。

今、既存の市営住宅の木造住宅の取り扱いということでございますが、これにつきましては、今日現在、木造住宅については入居の募集はしてございません。たまたま退去があった場合ににつきましては、取り壊しをしているのが実態でございます。

これにつきましては、木造住宅以外も含めまして、耐震化等の対策につきましては、住宅マスタープラン、市営住宅のストック計画等々の考え方の中で、笛吹市の財政的なものも含めまして、全体的な住宅行政という形の中で方向性を検討し、対策を立てていきたいということで調整してございます。

それから、汲み取り便所の取り扱いの関係でございますが、これにつきましては、今、下水道が順次整備されているということで、下水道の整備に合わせまして、従来の汲み取り型便所を水洗化し、下水道の供用化に合わせて水洗化を進めているという実態でございます。木造住宅等々につきましては、今後の住宅の耐震化、それから住宅のストック計画の中で、例えば、建て替えていくのか、その住宅団地は廃止して新しい団地に切り替えていくとか、そういうふうな方針をある程度方向性を見た上で、汲み取り式の便所等についての対策も進めていきたいと考えております。

それから、最後の雇用促進住宅に対する考え方でございますが、これにつきましては、市長会におきまして、各市の中の雇用促進住宅を有している自治体の住宅担当課長をもちまして、雇用促進住宅を払い下げを希望する自治体と、希望しない自治体があるわけでございますが、希望する自治体の住宅担当課長をもって、対策のための会議を設立してございます。

今日現在、山梨県全体の中で、私の数字でございますと、戸数にいたしまして約2,600戸の雇用促進住宅があるわけですが、そのうち市の中に建てておりますのが約1,600戸くらいだと思いますが、今現在、県内の約半分の市が払い下げを希望していると、半分は希望していないという状況の中で、住宅担当課長をもちまして、今後、雇用促進住宅の払い下げにつきましては、できるだけ低額で、かつ有利な状態で払い下げがいただけるような連絡調整をしているのが実態でございます。

それから、仮に雇用促進住宅を市営住宅として払い下げた場合の、今後の運用ということでございますが、まったく今現在の市営住宅条例・規則を当てはめるということではなく、雇用促進住宅の本来の趣旨に沿った新しい、名前はどのような名前をつけるか分かりませんが、雇用促進住宅の実情に見合うような条例・規則等を整備して、管理運用していくこととして、今、検討しております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

（ な し ）

以上で、関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、13時30分といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時25分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、水道料・下水道料などの値上げ中止、そして料金統一の見直しを求める件について、質問いたします。

今、市民生活が大変なときに、この公共料金の値上げが当局より打ち出されました。

午前中の一般質問の中で、大久保議員の中にも大変な社会情勢だということが出されておりました、そういう情勢の見方ということについては、みんなが一致できるのではないかと思っております。

今、世界規模の不況の嵐の中で、国内でも製造業を中心に派遣切りとか、契約の中途での期間工の解雇とか雇い止めなど、数万人の働く人たちが行き場を失ったり、住むところも追われるなどして、本当に貧困にあえいでいる人たちが増加しております。

県内でも例外ではありません。倒産とか解雇など事業主の都合による離職者が増えておりました、ハローワークは求職者であふれかえっているような状況です。

中には、経営難で廃業するなどして職を探す自営業者も目立ってきたという、新聞報道もありました。

このように、生活不安がますます広がる中で、水道料の値上げを打ち出したわけですが、11月の広報では具体的な値上げ幅は知らせておりませんでした。先日の新聞報道では、現行の2割前後の値上げを検討ということでもあります。

しかし、先ほども述べましたように、市民生活がこんなに大変な時期に、市民にますますの負担増を強制する、この大幅な公共料金の値上げは、今の段階では中止すべきではないでしょうか。

地方自治体の本来の役割と申しますのは、住民福祉の向上と住民の安全と健康を守ることにあります。

この地方自治体の本旨からかんがみましても、命をつなぐための水を市民に供給する水道事業は、極めて公共性の高い事業であります。

広報11月号では、給水費用と売上を比較すると、すべての町で赤字だから適正な料金水準を図る旨、書いてありましたけれども、水道事業の公共性からいっても当面の値上げは中止して、住民負担を求めめるのではなく、繰入で賄うべきと考えておりますが、見解をお願いします。

また、料金統一を名目にした値上げで、例えば、境川町では現行の料金の2倍以上になることが示されております。境川・芦川地区については、急激な値上げは避けるために、21年度統一から外して23年度を目標に統一が計画されておりますが、現行の2倍以上にもはね上がってしまう急激な値上げを23年度に統一するなど、あまりにも早急すぎではないでしょうか。負担増のみならず行政への不信を拡大するばかりであると考えます。

もちろん、料金の統一は避けられないことでありまして、いつまでも不均一料金を徴収し続けることは、不可能でありますけれども、激変緩和策としては、23年度統一ではなく、もっと時間をかけるべきと考えますが、見解を求めます。

次に、職員、特に臨時職員の雇用改善について質問いたします。

現在、臨時職員は半年ごとの契約を繰り返しておりますが、すべての職種を合わせた現在の在職の職員987人のうち、306人が臨時職員となっております。

地方公務員法では、臨時職員採用の条件として、1つに、一定の期間内に終了が見込まれる業務、2つ目に、一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる業務に限って、任期を定めて採用することができるとしております。

市の臨時職員のうち、例えば保育士で言いますと、今、保育士は正職員66人、臨時職員58人です。この58人の保育士の仕事は、一定の期間に終了が見込まれる業務でもなく、また、一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる業務でもありません。明らかに正規雇用の代替えであります。

同じようなことは、例えば調理員にも言えることであります。調理員の正職員は38人ですが臨時職員は57人、また、司書にいたっては正職員8人に対して臨時職員30人でありまして、この比率にしますと、正職員はおおよそ2割にすぎません。

保育士にしても司書にしても、高い専門性が求められる仕事でありますし、また、調理員は大変過酷な条件の下で毎日の仕事をする職種であります。

正職員も臨時職員も、市民の側から見れば同じ市の職員でありまして、市民サービス向上のために市民が求める要件は同じではないでしょうか。

正規雇用の代替えとして、雇用格差の下で働かされている状況を少しでも改善する責務が、市にはあると考えます。

先の臨時議会で市長は所信表明の中で、非正規雇用の拡大が消費を冷え込ませていると語っていましたがけれども、そのことがそっくり笛吹市の市役所の職員の雇用状況にも当てはまるものではないでしょうか。

最後に、6月議会の折りに臨時の学校調理員の雇用改善について質問しました。その後の改善の取り組みについて、最後に伺います。

6月議会の折の教育次長の答弁では、「本市より条件の良い他市町村に調理員さんが流れたり、新規就労の際、笛吹市が選択されないようなことがないように考えなくてはならない。条件の見直しを協議していきたい」との答弁でありました。

この答弁を誠実に実践していくという視点に立って、来年度予算編成が進んでいるかと思いますが、どのような改善が図られるのか答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

亀山和子議員の一般質問、水道料・下水道料の値上げ中止と料金の統一の見直しを求める件について、お答えいたします。

本市の水道事業と下水道事業については、合併時に「現行のまま新市に引き継ぎ、料金・加入金等については、できる限り早期に統一を図る」とこととされています。

そこで、水道の新規加入金ならびに手数料等につきましては、統一を図ってきたところであります。

水道料金と下水道使用料につきましては、現在も合併前の旧町村ごとの料金体系をそのまま引き継ぎ、基本料金や超過料金については格差があります。そのため、市民の間では不公平を感じている方も大勢いらっしゃいます。

また、平成19年度決算において、上水道事業と簡易水道事業を合わせた、原水をろ過して浄水とするための費用である給水原価は、1立方メートル当たり131円、利用者から使用料金として納めていただいた供給単価が、1立方メートル当たり102円で、その差額が29円となり、一般会計からの繰入金が2億8,628万円となっております。

繰入金のうち、地方公営企業法等に定められた繰出基準に基づく繰入金が2億577万円、そのほか赤字補填的な繰出基準以外の繰入金が、約8,052万円ほどありますが、公営企業の独立採算の原則からいきますと、繰出基準以外の繰入金は、本来、自主財源で賄っていかなければならないものであります。

水道料金の改定につきましては、現在、上下水道事業審議会において検討していただいております。

改定後の料金と、現行料金との差額にもよりますが、差額が大きい地域については、急激な負担の変化を避けるため、激変緩和措置として2年かけて改定することも、併せて検討していただいております。

使用料金改定につきましては、厳しい財政状況の中で、事業運営の健全性を確保できる料金設定としなければなりません、住民生活に密接に関係するものでありますので、利用者の理解を得るために市民ミーティング等を行い、慎重に検討を進めてまいります。

以上で答弁いたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

亀山和子議員の一般質問、職員の雇用改善を求める件につきまして、お答えいたします。

はじめに、臨時職員の雇用についてお答えいたします。

市では、現在、行財政改革を積極的に進めておりますが、その中でも特に集中的に取り組むべき課題を明確にして、平成17年度から21年度の5年間、笛吹市集中改革プランを策定し取り組んでいるところであります。

この集中改革プランの中で計画された項目の1つであります、職員の定員適正化計画では、平成23年度当初には、平成18年の旧芦川村との合併時から77人削減し、人件費の抑制を図ることとしております。

そのためには、ただ職員を減らすのみではなく、総合計画にも掲げられているとおり、効率的な組織機構への転換や事務事業の見直し、民間委託の推進、人材の育成等による取り組みが不可欠であります。

現在の臨時職員の雇用数は約300名ですが、この中には1日4～5時間勤務の事務職や学童保育指導員、1日8時間勤務の司書、調理員、保育士などがあり、勤務形態も職種もさまざまであります。

また、この中には、産休や育児休業のための代替要員も含まれております。

旧7町村の合併によるスケールメリットを最大限発揮できる組織体制への移行を、事務事業の見直しを行いながら徐々に進めているところでもあり、そのための臨時的雇用も変革期における対応の一つとなっている状況であります。

今後につきましては、業務の内容などに応じて正規職員、臨時職員の役割分担を明確にするとともに、臨時職員の待遇改善につきましても必要な見直しも進めてまいります。

次に、非正規職員が多い実態は、官自らが働く貧困層をつくり出しているのご指摘ですが、臨時職員の賃金体系につきましては、近隣市の実態と比較しましても遜色なく、妥当なものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、学校給食調理員の雇用改善につきましてお答えします。

このことにつきましては、年度初めから調理現場の実態を把握するとともに、県内の市の雇用条件等につきましても調査を進めてまいりましたが、平成21年度当初予算に向けて日額のアップを検討しているところであります。

さらに、すべての臨時職員に関わることでありますが、有給休暇や夏休み休暇の取得につきましても、改善していきたいと考えております。

いずれにしましても、調理員をはじめとした臨時職員の皆さんが、健康に留意しながら意欲的に働いていただける職場づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

水道料のことで職員雇用改善のことについて、再質問させていただきます。

先ほど、水道料・下水道料の値上げのところで、激変緩和策として2年をかけて改定ということが出されましたが、それは芦川と境川については2年間時間をかけるという、そういう認識でいいわけですよね。

そのことについてなんですが、やはり今の2倍以上にも料金が上がってしまうというのは、いろいろほかの物価のところではちょっと考えられないところですよね。ですから2年というのは早急すぎるのではないかと考えております。

来年度は5町村、23年度には芦川、境川というような方向がされておりますが、やはりもっときちんと時間をかけてやるべきではないかと思っておりますので、そのところについて再度、答弁をお願いしたいと思うということと、それから、今の答弁の中にもありましたし、それから先日全員協議会のところでも、市民ミーティングのところでも出されました。その市民ミーティングにおいて水道料の統一のことについて、市民ミーティングを開催するんだという話がありました。

市民ミーティングを開催するということについては、別に反対するものではありませんが、ただ、先ほど市長の答弁では、ご理解をいただくために市民ミーティングをするんだということでした。やはり市民ミーティングの本旨からは、ちょっと外れているのではないかと、私は答弁を聞きながら考えております。よりまし論的な市民ミーティングの開催というような気がして、午前中の質問の中にも大久保議員が、結論先にありきの市民ミーティングではないかというようなことも出されましたけれども、本当に市民の声をつぶさに聞いて、それを水道料の値上げにしても、いろんな行政に市民の声を反映させていくためにも、やはり市民ミーティングというのは、違う開催の仕方をしなければいけないのではないかと考えています。

ですから、もっとももっとこの水道料のことについて市民の声を聞いて、それを反映させるという方向があるならば、もっと早くに開催しなければならなかった市民ミーティングではないでしょうか。これからのこともありますので、そのへんのところの見解をひとつお願いしたいと思っております。

あと、雇用の改善について伺います。

もちろん、今306人の臨時職員のうち全員を正職員として雇用するということは、たぶん不可能に近いかなとは思いますが、大変難しい局面もあるとは考えています。

しかし、例えば、保育士のところでは臨時職員が46.8%もいるわけです。調理員さんと60%が臨時職員です。司書に至っては78.9%も臨時職員で賄っているわけです。

こういう雇用の仕方というのは、本当に大変なことだと思っています。それを少しでも正規職員のバリアを高めていくという、そういう方向性が取れないものかということが1点と、それから、先ほど答弁の中にも、臨時職員の雇用改善に努めていきたいとは答弁がありましたけれども、具体的にどのようなことを今考えているのか。やはり雇用条件を少しでも正職員に近づけていくというような、雇用の仕方を私は求めていきたいと思うのですが、例えば、今の日給制を月給制にするとか、というようなことがいろいろあると思っておりますので、今、部長が答弁した雇用条件の改善というのは、今どのようなことをお考えなのか伺いたいと思っております。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

水道の関係を竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

ただいま、亀山議員の再質問でございますが、先ほど、境川町と芦川町というお話がありました。芦川町は今回の統一からは除かれております。境川町は入っておりますが、芦川町は入っておりません。芦川町については、もう少し時間がかかるということで、統一は少し先延ばしということでございます。

それから、なぜこの時期かということですが、この厳しい経済状況ではありますけれども、会計につきましては、上下水道審議会でも、この時期がいいのかどうかという話題にもなりましたが、やはり合併して4年経っているということで、このままに料金をしておきますと、高い料金の地域から行政に対する、不公平感をもっと増すのではないかとということで、審議会の中でもご理解をいただきましたので、統一をしていきたいというふうに考えております。

審議会の中でも、境川町の方から、一度に上げてほしいという話が出ましたけれども、やはり一度に上げるのは急激な上がり具合ですので、委員の方から2回に分けたほうがいいのではないかとということで、そういう意見の統一をさせていただきました。

それから、市民ミーティングの関係でございますが、これは議員の言うとおりでございますが、地域のほうへ出向いてご理解をいただかなければいけないと思いますので、各地区へ出向いて、現在の笛吹市の水道事業についてご理解をいただいた中で、水道料金の統一をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

2問目を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）。

亀山議員の再質問にお答えします。

まず、臨時職員、正職員のことでございますが、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、合併後の改革の中の一つの流れの中で今現在、言われるように臨時職員も多いわけですが、将来的には、先ほど答弁の中にもありましたアウトソーシングによる民間委託等も考える中で、現在、職員が多いということでございまして、保育士につきましては、来年度、2名採用ということで予定しております。

それから、雇用条件の関係でございますが、雇用条件につきましては、先ほど日額のアップということで説明いたしましたが、給食の調理員につきましては6,200円を、日額6,500円にアップを考えております。

なお、休暇につきましても、労働基準法でいきますと、6カ月以降過ぎた方でないと有給休暇は取れないわけですが、1カ月目から有給休暇を取得、なおかつ繰越も可能ということで、来年度から雇用条件を考えておりまして、それ以降も順次また検討しながら改善をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再々質問を許します。

（ な し ）

以上で、亀山和子君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

下水道料金の関係で伺いたいと思いますが、私ども、生活排水等についてきれいに浄化していくということは、どうしてもないがしろにできない問題だと考えておりますが、ただ、その方法について従来の下水道方式でずっとやっていくと、財政が持たないのではないかということ指摘して、適切な方法をとる改善を求めてまいったわけです。

そういうことで調査費が今年700万円盛られているわけですが、この調査費について、どのような内容でこの調査を行うのか、これを指示しているのかということ。これについては、委託先というものは決まったのかどうなのかということをお聞きするわけですが、特に今値上げというものの関連で言いますと、多少の値上げでは、はっきり言いまして焼け石に水というような状況で、私たちは抜本的な、この水道会計についての対策を求めるということを言ってきたわけですが、ぜひ、今回の調査がそういう中身になる用をお願いしたいわけです。

そんなことで、どういう中身で調査を依頼しているのか、その委託が決まって、いつ結論が出るのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

渡辺議員の関連質問についてお答えいたします。

現在、下水道の全体計画は3,299ヘクタールで、そのうち事業認可が2,502ヘクタールです。平成19年度末の整備済み面積は1,743ヘクタールで、総事業費は504億円を投入しています。未整備の面積につきましては1,556ヘクタールですので、約450億円の事業費が想定されています。事業費として、国庫交付金と起債、市債、受益者負担金で行っておるわけですが、笛吹市の財政面から見ましても、大変厳しい状況でございますので、下水道計画の見直しと、未整備地区を下水道と浄化槽で環境整備をしていきたいと考えております。

今回の調査の内容でございますが、下水道事業の現状と計画策定の状況調査、人口の現状と見直しの検討、水環境の現状調査、土地利用の現状の調査検討、合併浄化槽の整備状況調査、下水道事業と浄化槽事業費の比較検討、以上の6項目を検討し、整備を決定したいと思います。

入札につきましては、来年早々になります。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問はありますか。

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

そういう調査をするということですが、合わせてもう1点、合併処理浄化槽等を設置する場合に、1つは設置者に対する各家庭や事業所に対して補助金を支給する方法と、それから、市がその建設事業を行い、同時に総合の運営の事業も下水道と同じようにやっていくという方法があるわけですが、財政的に見ますと、あるいは、その後の管理の問題をみますと、補助金と起債ができ、そして受益者負担という形でやっていく、実際に市が直接責任をもって事業

を行っていくやり方というものが、財政的に見たら有利だと。また、その後の管理という点についても、徹底できると考えますが、そのへんの検討は依頼されているかどうか伺います。

○議長（上野稔君）

竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

ただいまの渡辺議員の関連質問でございますが、浄化槽整備補助につきましては、浄化槽設置整備事業、これは個人型と市町村整備推進事業と、二通りあるわけですが、市町村設置型につきましては、費用が非常にかかるという話を聞いておりますし、管理の関係もすべて市で行わなければならないということで、市としては大変だという、費用も大変ですし管理も大変だということは聞いております。できれば個人型の設置整備事業のほうで行いたいと考えております。

以上です。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

11番、中村善次君。

○11番議員（中村善次君）

議長の許可をいただきましたので、以下、質問を行います。

学校教育ビジョンの具現化について。

昨今、子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変容しております。中でも、人と人のつながりが希薄化しており、子どもたちにとっても、人間関係がつくりづらい状況にもあるように思えるところであります。

こんなときこそ、学校と保護者、地域、さらに教育行政とが共通の理解の下、連携して子どもたちの教育に当たらなければならないと、考えるところであります。

文部科学省におきましては、今回の学習指導要領の改正の柱の1つに、道徳教育の充実を公表しました。

われわれの世代には当然のごとく思い継がれてきました、命を大切にすの心や、他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性が薄れてきていることも強く感じ、今後の地域社会のあり方について不安を持つ者は、私だけではないものと思います。

このような社会状況の中、教育委員会ではこのほど、市内の子どもたちの実態を分析し、伝統的に引き継がれてきたよさや課題を明らかにするとともに、明日の笛吹市の目指す学校教育の姿や子ども像を明確にし、生きて働く力を身に付けた子どもの育成、家族や人を愛し自然や郷土を大切にすの子ども育成、それらを基本目標とする学校教育ビジョンを制定されました。

既に、この9月には教育関係者はもとより、保護者をはじめとする市内全世帯に概要版を配布し、市民の皆さんのご理解を得ているところであります。

市の宝である子どもたちを守り伸ばすため、地域全体において取り組んでいく上で、学校教育ビジョンは大変意義あるものとして評価するところであります。

そこで、これからの笛吹市を担う子どもたちの育成について、学校や教育者だけでなく住民が一体となった、地域を挙げての環境づくりが必要であるものと考えることから、この素晴らしい学校教育ビジョンの具体化の方途、および現在最も求められているものの一つである、豊

かな道德心を身に付けた子どもの育成などを含めた、笛吹教育の取り組みについて伺います。

次に、地域が一体となった高齢者の施策について伺います。

近年、人と人との関わりに変化が表れ、ご近所、地域間の交流にもその傾向が見られ、人間関係が希薄になってきているとの指摘が聞かれます。核家族、少子高齢化の時代となり、高齢化社会が形成されつつある今日、地域が一体となり高齢者家庭、高齢者一人住まい家庭に、日常生活を通して交流や見守りなどが一層必要な時となっております。

本市においては、高齢者を対象とする諸事業が展開されております。

そのような中、市独自の事業である行政区敬老事業は、地域から、大変に有効な事業であり継続を望む声が多く聞かれております。

この事業の実施状況と今後の取り組みについて伺います。

以上です。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を山田教育長。

○教育長（山田武人君）

中村善次議員の一般質問、教育ビジョンの具現化についてお答えいたします。

既にご案内のとおり、教育委員会では平成20年9月に「笛吹市学校教育ビジョン」を策定いたしました。

本ビジョン策定の趣旨は、笛吹市が目指す学校教育の姿や子ども像を明らかにすることで、市内すべての学校や保護者・地域が一丸となって、将来の笛吹市を担う子どもたちを育てようとするものでございます。

中村議員がご指摘のとおり、教育ビジョンは策定されましたが、これを教育現場において具現化をどのように図っていくのかが、大変重要になると考えております。

また、本ビジョンを反映した学校教育の姿に、市民の皆さまの大きな期待がかけられていることにつきましても、十分に承知しているところでございます。

これから市内すべての学校が、本ビジョンの具現化に向けて、実際に教育活動を進めていくわけですが、まずは、笛吹市内全20校の校長が、平成21年度の学校経営方針を立てるにあたり、本ビジョンの基本目標である「生きてはたらく力を身につけた子どもの育成」と「家族や人を愛し、自然や郷土を大切にする子どもの育成」との、二本柱をしっかり学校経営方針に反映することから始まると考えております。

この基本目標の達成を目指して、各校の特色ある取り組みが展開されていくわけですが、具体的な取り組みの部分につきましては、教育委員会といたしましても、本ビジョンの具体的施策の中から、全小中学校に対して「必ず取り組んでもらう」共通の実践項目を提示していきたいと考えております。

この積み重ねが、やがては笛吹教育の特色になっていくものと期待しているところでございます。

次に、道德教育についてですが、最近では学力の向上がとかく強調される傾向にあります。

しかし、それ以前に基本となる学習への意欲の喚起や、共に学び合ったり、真実を求める粘り強さの涵養などは、道德教育に負うところが大きであると考えます。

中村議員のご指摘のように、新学習指導要領においても道德教育の充実が図られ、いわゆる

道徳の時間だけでなく、各教科や特別活動においても、さまざまな体験活動を通して道徳教育を進めていくことが重要とされています。

小学校においては、道徳的価値を形成する指導、および自己の生き方についての指導を充実することとし、中学校においては、思春期の特質と社会との関わりの視点を考慮して、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実しようとするものであります。

本市におきましては、学校教育ビジョンにおいて、「家族や人を愛する心や自然や郷土を愛する心」を育てていきたいと願い、基本目標に掲げさせていただいたところでございます。

笛吹市の子どもたちに教育活動全体を通じて、「人としての生き方を学ぶ教育」を展開していきたいと考えています。

以上、申し上げましたが、学校教育ビジョンの目指す「子どもたちが夢や希望に向かって輝き、人と人との関わり合いの中から高め合い、地域の中で磨かれていく」、そんな笛吹の子どもをめざして、教育委員会と学校とが常に連携を絶やすことなく、取り組みを行う所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

中村善次議員の一般質問、地域が一体となった高齢者の施策についてお答えいたします。

ご質問の、「笛吹市では、市独自の事業である行政区敬老事業が大変に有効な事業であり、継続を望みますが、この事業の実施状況と今後の取り組みを伺います。」についてであります、ご承知のとおり、わが国は世界でも有数の長寿国となりました。

本年4月1日現在の高齢者福祉基礎調査によりますと、本市の65歳以上の高齢者は1万6,125人で、高齢化率は22.3%であります。

さて、行政区敬老事業は、高齢者の長寿を祝い各行政区が実施する敬老事業に対し、市が助成を行うことにより、市民の敬老思想を高揚し、高齢者福祉の増進を図ることを目的としております。

事業実施にあたっては、高齢者を何歳から招待するかは、それぞれの行政区の考えによりますが、市の助成金の対象年齢の基準は、当該年度4月1日現在75歳以上の方であって、本市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方であります。

助成金の額は、1行政区に対し2万円の均等割と、対象者1名に対し3,500円の人数割で算出した金額を、申請のあった行政区に助成をしております。

助成対象事業は、敬老会や子どもと高齢者との交流会、見学バスなど多岐にわたっており、それぞれの行政区で区長さんや役員の皆さんには、高齢者宅をくまなく訪問され、事業へのお誘いや生活実態の把握および激励などにご協力とご苦勞をいただき、趣向を生かして実施されております。

実施状況につきましては、平成18年度が119行政区、19年度が125行政区、本年度は132行政区中126行政区が実施しており、その実施率は95.5%となっております。

今後も高齢化が進行する中、この行政区敬老事業により、高齢者の皆さんの「生きがいつくり」「仲間づくり」「閉じこもり予防」の場となり、さらには、第1次総合計画の施策に掲げられている「高齢者がいつまでも元気で暮らせる環境づくり」の一環として、大変に有効な事業

であると思います。

高齢者の皆さんが地域の人達と交流することにより、一層元気で生き生きと暮らすことができるよう、特色ある本市の独自事業の行政区敬老事業に、今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

中村善次君。

○11番議員（中村善次君）

国においては、今年の7月、教育基本法に基づいて教育振興基本計画を改め策定しました。

本県においても、基本計画の見直しを決めたところでもあります。基本理念は、「郷土を愛し未来を開く山梨の教育、ふるさとを愛し世界に通じる人づくり」であります。

趣旨は、ほぼ本市と同様であります。目指す教育目標は1つであると考えます。

今後、笛吹教育の成果が表れ、他の模範となることに期待をしたいと思います。

それから、行政区敬老事業につきましても、継続していくというふうな答弁でございます。多くの高齢者の皆さまに参加していただき、本事業に、これも期待するところでございます。

そこで、こうした事業に参加することができない在宅の高齢者も多くおられます。こういった高齢者に対し、新たに地域で支える具体的な取り組み等が必要だと思っております。

この点につきまして質問をいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目を山田教育長。

○教育長（山田武人君）

ありがとうございます。

山梨県の基本計画策定には、前教育委員長である曾根先生も出席いたしまして、笛吹市の教育ビジョンが、何か山梨県の基本計画の原形になったようなお話を聞いて、非常に自負しております。

ご期待に沿うよう、これから一生懸命に頑張っていきたいと思っております。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

中村議員の再質問にお答えいたします。

行政区の敬老事業に参加できない在宅の高齢者に対しての、地域で支える具体的な取り組みはというご質問でございますが、議員もご指摘のとおり、参加できない高齢者に対しての取り組みも、大事であることと考えております。

現在、市におきましては地域での取り組みは、各地区の単位老人クラブにもお願いいたしまして、ご近所の独り暮らしの高齢者や、また虚弱等で閉じこもりがちな高齢者を対象に、友愛訪問等を行っていただいております。同じ地域の高齢者が話し合い手になっていただいたり、地域への行事の参加を促しております。年間を通しての安否確認や閉じこもりなどの予防として、取り組んでいただいているのが現状でございます。

今後の取り組みでございますが、来年度からは特に新規事業といたしまして、地域住民による高齢者の見守りや介護予防を目指す、高齢者安心地域づくりモデル事業を実施していきたいと考えております。

この事業につきましては、モデル地区を選定いたしまして、おおむね2年計画でそれぞれの地域に合った活動を実施し、年間活動を検証した上で、さらに他の地域にも順次、普及をさせていきたいという考えを持っております。

さらに、今後、認知症の高齢者の増加も予測されますので、高齢者その家族を温かく見守るための地域の応援者としての認知症のサポーターを養成していく、認知症高齢者対策事業等も考えております。

また、在宅高齢者が自ら自発的に介護予防に取り組んでいかれるよう、きらめきテレビの放映などを通じて、介護予防を行う介護予防普及啓発事業を一宮・御坂地区をモデルとして、新たに実施をしていきたい、このようにも考えております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再々質問を許します。

（「結構です」の声あり）

以上で、中村善次君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

9番、降矢好文君。

○9番議員（降矢好文君）

私は、中村議員の、本市における子どもたちを取り巻く教育環境についての取り組みについて、お伺いいたします。

12月5日の新聞ですか、大阪の橋下知事が表明した、学校内での携帯電話の持ち込み、使用禁止が全国的に大きな波紋を呼んでいると書かれておりました。

そんな中、また本日の山日新聞には、香川県の松沢知事のコメントとして、学校・親・子どもが安全を確認し合うツールにもなると、一律に禁止することに否定的な考えを示したとありますが、当笛吹市では、学校教室内への携帯電話の持ち込みに対し、何らかの一律規制があるのか、ないのか。また、規制があるのなら、どのような規制があるのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

降矢議員の関連質問にお答えいたします。

携帯電話でございますが、まず、基本的な市内の小中学校での取り扱いでございますが、小中学校とも持ち込み禁止となっております。

具体的な対応につきましては、学校ごとの対応に委ねられております。

現状では、必要に応じて保護者からの申請あるいは連絡により、許可を得て担任に預けるか、本人の管理となっております。

その場合にいたしましても、もちろん学校内での使用は禁止となっております。

なお、携帯電話を預かる生徒数でございますが、中学校では平均3名程度、小学校では平均

1名いるかどうかという状況でございますが、小学校によっては長距離の通学をしている児童が10名程度いる学校もございまして、安全管理上の意味から、保護者からの申請によりまして、持ち込みの申請があると聞いております。

ちなみに、最新の市内のある中学校の携帯電話の所有率についてでございますが、1年生が32%、2年生が54%、3年生が68%、平均で52%と、こういうふうな状況でございます。

なお、ご質問にもございましたとおり、新聞紙上でも携帯電話にかかわる危険な状況というのは、たくさん出ております。本日の新聞にも出ておりまして、県教委でも携帯電話の使い方についての啓発チラシを、全校に配るということも載っております。

フィルタリングという言葉がございまして、子どもには危険なサイトへいかせないという、購入時でのそういう指導がございまして、これは親が十分に危険性を承知して指導しなければならないということで、親御さんの携帯電話に対する意識を十分に熟成させなければならないと、こういうふうを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問ありますか。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

6番、風間好美君。

○6番議員（風間好美君）

通告に従い、2問について一般質問をさせていただきます。

第1点目としまして、子育て支援拠点設置についてお伺いします。

全国各地域の子育て支援拠点も、少子化対策特別事業として最重要化しており、つどいの広場と地域子育て支援センターは、2009年度に全国で約1万カ所に向けて、早急に整備していく方針を政府でも打ち出しているところであります。

本市でも、現在の核家族や女性の社会進出など社会の変化に伴い、福祉施設の中でこれからの次世代を担う子育て支援は、重要であることは言うまでもありません。

こうした子育て支援対策が、出生率回復の切り札になり、地域の実情に併せ行動計画を着実に実施していく、本市の息の長い努力が地域再生の鍵になろうと考えております。

市長も子育て支援に大変に力を注いでいることに対して、私自身もうれしく感じているところでもあります。

さて、マニフェストにも子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターの設置が掲げられておりますが、未設置地区に早期に拠点が必要と思われるが、市のお考えをお伺いいたします。

2点目としまして、学校給食費の滞納についてお伺いいたします。

昨年冬、マスコミをにぎわした石和中学校の給食申込書の記事は、全国的に大きな波紋を広げました。このエピソードは笛吹市民の記憶にも新しいことと思いますが、これは保護者のモラルの問題だというのが、そのときの大方の反応だと思っています。

給食費の未納問題は深刻で、学校によって徴収率に格差があるとお聞きしております。払え

るのに払わないケースが結構あるとか、さまざまな問題があるようです。

いずれにしても、食べた分を払わないというのは、表現は悪いですが、いわゆる「食い逃げ」と同じではないかという声も耳にしております。

正直に払った人が損をするようなことがあってはならないと思います。

一方、市長は市税の納税率向上を最重要課題と位置付けられております。給食費は市税ではありませんので、同じ論点ではありませんが、公平という点では、給食費の徴収も大事な問題と思います。

このような状況の中で、市としては強制的な措置などの検討はされているのかどうかお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を荻野市長。

○市長（荻野正直君）

風間好美議員の一般質問、子育て支援拠点設置についてお答えいたします。

国や地方自治体では、近年の出生率の低下や核家族化、就労形態の多様化などにより、少子化対策としてさまざまな施策を行っているところであります。

市でも、子育て親子の交流や育児に対する相談・指導などの育児支援を行うための、子育て支援施設として、地域子育て支援センターを2カ所と、つどいの広場1カ所を設置しているところであります。

ご質問の、地域子育て支援センターにつきましては、平成18年10月に一宮福祉センター内に、「きっず・いちのみや」を開設し、本年4月には御坂児童センター内に「きっず・みさか」を開設したところであります。

いずれの施設も、その事業運営につきましては、NPO法人や子育て支援団体に委託をしております。施設ごとに工夫した支援事業を実施しております。

未設置地区への子育て支援施設の設置につきましては、来年1月中に八代総合会館内に、八代・境川・芦川地区の子育て親子を対象として、子育て支援センター「きっず・やつしろ」を開設したいと考えております。

具体的には、1月から3月までは、試行的に週3日間の開設とし、4月から週5日間の本格的実施を行ってまいりたいと考えております。

また、支援センターの事業運営につきましては、他の施設と同様に提案型プロポーザル方式で選定したNPO法人や、子育て支援団体に委託することとし、市のホームページや広報で公募を行い、今後、審査委員会で厳正な書類審査やヒヤリングを行った上で、12月中には運営事業者を決定してまいりたいと思います。

いずれにしても、市内3カ所目となります子育て支援センターですが、子育て中の親子の交流や育児相談など、さまざまなニーズに応える事業を行ってまいりますので、地域の多くの皆さまにご利用いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2 問目の答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

風間好美議員の、学校給食費の滞納についてのご質問にお答えいたします。

一昨年、石和中学校および石和南小学校が保護者に対し、給食申込書の提出を求めた件につきましては、ただいまご質問にあったとおりでございます。

「何の連絡もなしに給食費を2カ月間滞納した場合には、翌月から弁当を持参させるので、給食の提供を停止してください」という文面と、支払の保証人を立てることの2点が、その要旨でありました。

このことがきっかけとなりまして、給食費滞納問題への全国的な関心が高まったと申しましても、過言ではないと思います。

反応の多くが、保護者のモラルの問題であるとか、食べた分を払わない人がいること自体が驚きである、とかといった感想でありまして、それゆえ給食申込書への対応が好意的に受け入れられたと考えております。

ご承知のとおり、学校給食は施設の設置者である市町村と利用者とは、それぞれの役割に応じて費用負担する仕組みをとっております。

学校給食法第6条によりますと、施設設備や人件費、修繕費に関しては設置者が負担し、この他の経費、主に食材にかかわる部分でございますが、これは保護者の方に負担していただくこととなっております。

したがいまして、保護者の方に負担していただく、いわゆる給食費に未払いがあると、当然ながら給食の運営に支障を来すこととなってまいります。

特に、最近の食材高騰によりまして、1食当たりの単価も非常に高騰しまして、今年度値上げせざるを得ませんでしたので、その影響は大きいものがあります。

また、児童・生徒が食べた分の食材費相当経費等を給食費として、保護者の方全員に支払っていただくのは、公平な負担の観点からいっても重要でございます。

未納件数を減らすため、生活の困窮を理由として払えない方には、要保護および準要保護の手続きをお勧めしておりますが、払えるのに払わないというケースがあるのは、由々しき問題であると考えております。

そこで、法的措置のような強制的な対策がとれないかのご質問ですが、法的措置をとることができるかどうか、とれるとすればどのような手法がふさわしいか、笛吹市の顧問弁護士とも相談する中で、現在、調査研究を行っております。

また、今年度設置しました「学校給食検討委員会」のご意見もお聞きしながら、対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

風間好美君。

○6番議員（風間好美君）

ありがとうございました。

子育て支援の拠点施設については、具体的な答弁を市長自らしていただきまして、本当にありがとうございます

各地域における大勢の若いお父さん、お母さんたちより、すべての子育てに対する意見・要望がたくさんありました。大事な子育て支援をぜひとも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、今答弁にありましたが、各施設で行われておりますセンターの活動状況は、どんな状況でしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

次に、学校給食について、ただいま答弁の中で、学校給食検討委員会を設立しましたと答弁がありましたが、構成の人数、および、どのようなことを今から検討していくのか、再度お聞きしたいと思ひます。

以上です。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

風間議員の再質問にお答えいたします。

現在、3カ所で行われている活動状況についてということでございますが、最初に、つどいの広場につきましては平成17年10月より実施しております。これにつきましては県内に先駆けて設置をし、場所につきましては旧石和保健所内において、NPO法人に委託し事業を行っているところでありまして、子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できるように設置しております。参加人数でございますが、平成19年度は、延べでございますが3,554人、1日当たり平均16.8人でございます。平成20年度につきましては途中でございますが、11月までの利用人数ですが3,142人ということで、昨年とほとんど同じ状況でございますが、1日当たり16.9人というような利用状況でございます。

特に、ここの施設につきましては、ベビーマッサージとか、また特徴的には父親の子育て支援の事業等も、ここで行っております。

次に、子育て支援センターにつきましては、2カ所ございますが、まず、最初に「きっず・いちのみや」、一宮町のYLO会館で実施しておりますが、平成19年度につきましては、延べ利用人数が4,352人ということで、1日当たり平均17.8人利用しております。平成20年度につきましては、11月までであります。既に4千人を超しております。4,045人で、24.5人ということで、1日当たり約7人、昨年より利用の増でございます。

これにつきましても、親子の遊びの講座等も開いております。活発に事業展開をさせていただいております。

次の、「きっず・みさか」でございますが、御坂で行っておりますが、本年の4月から実施しておりますが、延べ利用人数は11月までで4,380人ということでございます。1日当たり25.8人ということで、事業をしておりますが、これにつきましては、わらべ歌とかベビーマッサージ等を月曜日に行っておりまして、特に特徴的でありまして、また、妊婦を対象とした事業等も盛り込んでおります。

それぞれが特色を生かしながら子育て支援が図られている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

風間議員の再質問にお答えいたします。

9月29日に設置しました笛吹市学校給食検討委員会では、市内全体の学校給食の適正化、それから円滑な運営を図るため、これらにかかわる諸問題、ご質問の滞納等も含めまして協議をするものでございます。

簡略的に言いますと、給食費に関することですか、給食物資に関すること、学校給食の調査研究に関すること、というふうなことになります。

メンバーは11名でございまして、PTAの関係で保護者の代表が2名、それから小中学校の校長先生の代表2名、それから小学校の教頭先生の代表が1名、栄養士さんが1名、学識経験者この2名は教育委員長さんと職務代理さんでございまして、2名。それから市職員、学校給食・学校教育課の課長それからリーダー、そして、その他として教育協議会の事務局長というメンバーでございまして。

なお、今、子どもたちの標語が「早寝・早起き・朝ごはん」というようなことで、市内では非常に少ないんですが、朝食を食べない子どもがいるというような状況の中で、食育という立場から学校給食というのは非常に重要な意味があるということで、今後、この検討委員会をますます機能させまして、より良い給食にしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再々質問を許します。

（「結構です」の声あり）

以上で、風間好美君の一般質問を終了します。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、14時50分とします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

21番、川村恵子君。

○21番議員（川村恵子君）

公明党の川村でございます。

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

はじめに、今議会は改選後初めての定例会でもありますので、一言申し述べさせていただきます。

このたびの選挙では、市長をはじめ各議員の皆さまにおかれましては、定数削減による大変厳しい選挙戦を勝ち取られました。また、市長におかれましては、さまざまな改革に向けての困難な課題に立ち向かわれることと思っておりますが、市民の目線で笛吹市を見つめ、「あなたと創る笛吹市」をスローガンとして、決意も新たに出發されたことと思っております。

何のための政治か、誰のための政治なのか。言うまでもなくそれは国や地域を支える庶民のための政治でなければなりません。庶民の暮らしを守るための政治を実現するために、私ども議員はもとより市長も、そして職員の皆さまも、すべての市民の公僕として仕える使命があります。

私ども公明党議員も、生活者の市政実現に向けて誠心誠意働いてまいり所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、はじめに、地方分権型社会に対応する市役所づくりについて伺います。

平成12年、地方分権一括法が制定されて以来、権限の移譲が進み、国と地方自治体の関係は、長年続いた中央集権型社会から地方分権型社会へと移行しており、自主自立した自治体の実現を目指して、さらなる行財政改革などが求められております。

どの自治体も財政が厳しい中であって、さまざまな問題と格闘しながら、市民の福祉向上を目指して地域の発展に心を砕いております。

笛吹市においても、第1次笛吹市総合計画“ふえふき協奏曲第1番”も既に稼働しており、笛吹市では、親しみやすく機能的な市役所づくりとして、住民票等の交付申請がインターネット上のできる電子申請受付システムを導入。また、住基カードを使用した証明書自動交付機を本庁や支所、市内図書館等に設置し、住民票や印鑑証明が取得できるようになりました。また、休日開庁により各種証明書の交付や市税の納付を行い、利便性の向上に努めていただいております。

市長は、選挙公約の中で、地方分権型社会の進展に向けて「市民のための市役所、市民のための職員」とありましたが、具体的にどのような施策をお考えなのかお伺いいたします。

2点目として、小中学校のデジタル放送への対応について質問します。

2011年、平成23年7月24日までに地上アナログテレビ放送を終了し、新たに地上デジタルテレビ放送に移行します。

したがって、それまでに地上デジタルテレビの購入等、地デジを視聴できる環境を整えておかなければなりません。地デジを受信するには、BSテレビの放送のようにパラボラ等のアンテナは不要です。地デジの特徴は、ちらつきがなくきれいな映像を受信することが可能になります。

文部科学省として、3カ年計画で整備を進めるとして、21年度は75億円の予算を要求するとのこと。これは3カ年で約60万台に対応する計画をしており、事業費ベースとして約350億円になるといわれております。

具体的には、地デジ対応テレビの整備費やチューナー・アンテナ工事費の2分の1を国が負担するという形になると思います。

当然ながら、地元自治体の負担については、地方財政措置を行うことになると思います。

こうした計画の中で、文部科学省としては、単に地デジのテレビが見られればよいというのではなく、基本的には42インチの地デジ対応テレビの設置を進め、教育用機材として整備を図りたいと考えているようです。

小中学校では、60%強のテレビを地デジに替える方向です。高校では、とりあえず1校1台の地デジ対応テレビの整備を図ることとしています。

いずれにしても、約60万台のうち、初年度が20%、22年度は40%、残りは23年度で整備、地デジ対応テレビへの切り替えで64%、チューナーでのデジタル対応が34%とい

う割合で考えているようです。

現状、デジタル化率は約1%ですが、本市の教育現場において、どのような対応計画を考えているのかお伺いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を荻野市長。

○市長（荻野正直君）

川村恵子議員の一般質問、地方分権型社会に対応する市役所づくりについて、お答えいたします。

地方分権は、これまでの中央集権的な仕組みを見直し、行政の権限や財源を国から地方自治体に移譲することにより、国と地方が適切に役割を分担し、地方が自らの責任で真に住民に必要なサービスの選択・決定を行う、地方の自主自立を図るための国と地方の新たな枠組みであります。

地方分権の実現に不可欠である、地方自治体への財源を伴った権限の移譲に関しましては、まだまだ多くのハードルが存在いたしておりますが、地方分権化が進むことにより、地域の特性や実情を的確に反映させた独自の行財政経営が可能となります。

地方分権は、真の地方自治を進めていく上での転換期とらえ、自治体自らが変革していかなければなりません。

地方分権化が進むことにより、行政サービスはますます多様化かつ複雑化します。

地方自治体を取り巻く環境の変化に伴い生じた、新たな課題に迅速かつ適切に対応するためには、従来の行政経営の手法に対し、発想の転換、大胆な見直しも必要であり、さらに最少の経費で最大の効果を上げる自治体組織をつくり上げていくことが必要であります。

本市では、自らの責任で自ら判断し、まちづくりを推進する地方分権型社会に対応していくため、既に行財政経営のあり方や市役所の組織の見直し、さらには、これまでの行政主体のシステムから、市民の皆さまの知恵とアイデアを生かし、市民とともに経営する市民協働のまちづくりを進めているところであります。

しかしながら、その実現のためには、職員自らが「市民のための市役所、市民のための職員」であるという意識を持って、各種施策に取り組むことが必要であると考えております。

市民第一主義の経営方針のもと、積極的な情報公開を進めつつ、市民と行政がお互いに情報を共有し合い、信頼関係を高めていけるような環境づくりを進めてまいります。

具体的には、市の財政状況や政策形成過程などの行政情報を市民に積極的に提供することにより、行財政の中身を市民に分かりやすく開かれたものとし、市民の皆さまからの要望を単に聞く受身の姿勢から、積極的に市民に呼びかけ、市民が進んで参加できるような場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、組織につきましては、行財政改革により簡素で効率的な組織・機構に向けての見直しを重ねており、定員管理適正化計画に基づき職員数の削減・適正化を進めております。

併せて、高度化・多様化する市民ニーズに対応できる知識と技術を持ち、分権型社会にふさわしい問題解決能力や政策形成能力に優れ、判断力のある職員の確保に向けて、能力開発とともに人材育成、啓発を促すための人事評価などの人事管理システムや、事務事業評価、行政経

営システムの導入・構築などにも取り組んでいるところです。

今後、新たな業務や急激な変化に柔軟かつ機動的に対応できるような職員の配置や、組織の単純化、市民に分かりやすい組織への改編なども進め、「ヒト・モノ・カネ・情報」の経営資源を最大限有効活用し、市民が真に必要なとするサービスを、より良く、より効率的に実現していくことにより、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズにも即応できる市民生活を起点とした、地方分権型社会に対応できる市役所づくり、自治体づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

川村恵子議員の一般質問、小中学校の地上デジタル放送への対応についてお答えいたします。

ご案内のとおり、毎日の生活に欠かせないテレビが、昭和28年に地上テレビジョン放送として開始されましたが、議員のただいまのご質問の中にもございましたとおり、国は地上デジタル方式化に向けての施策としまして、放送事業者と連携して平成23年7月24日までの間に移行する予定で現在進めております。

市内の小中学校20校におきまして、地上デジタル放送の対応がなされているテレビの台数が5台、対応を検討する必要なテレビの台数が382台の、合計387台が各学校に設置されております。

デジタル化を推進するための具体策といたしましては、地上デジタル対応テレビの整備費やチューナー・アンテナ等の設備工事が見込まれます。

今後の対応についての計画であります。災害情報の入手や教材を録画するため受信が必要なテレビにつきましては、地上デジタル放送対応チューナーを購入して、地上デジタル放送が受信できるように対応してまいりたいと考えております。

また、教育用機材の整備につきましても、学校現場からの情報をもとにしまして、関係部局や市内CATV局業者と、ともに協議を重ねて対応の実態を把握していく中、国や県の助成制度の内容の把握等を行いながら、円滑に移行ができますように、その方法等につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

川村恵子君。

○21番議員（川村恵子君）

答弁ありがとうございました。

先日の市長の所信表明の中に、来年度に採用の合格者が11名という発表がございましたが、私は、市役所は地域における最大のサービス産業であると思っております。市民に対する窓口での対応は、笛吹市のこれからのイメージアップにもつながっていくと思っておりますので、それと、市民の声の中で職員の市民への対応を高めてもらいたいというのが、総合計画の中に意見として載っておりました。ぜひ、この11名の合格者に対して、これからどういうふうに研修をしていくのか。また、市民への対応を高めるには、どういうふうに市長としてはお考え

になっているのか。また、笛吹市のイメージアップにもつながると思いますので、その点の答弁をいただきたいと思います。

さらに、親切で丁寧な市民サービス、いろいろな事業を行うにしても、やはりもとは市民サービス、親切な対応が大事になってくると思いますので、その点についてお伺いします。

それから、地上デジタルの対応ですが、これからさまざま計画されると思いますが、今、平成21年度の予算編成をされているわけですが、その中に検討していく予算が盛り込まれているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

川村恵子議員の再質問でございますが、11名の新任職員の研修をどうするのかという質問でございますが、市では、職員研修計画に基づきまして、新任職員につきましては町村会の新任職員研修、採用前から事前研修もするわけですが、採用後につきましては、町村会の新任職員研修、ならびに、毎年、国のほうから自治研修の研修生が来るわけですが、その国のほうの実地研修の職員と一緒に新しい職員も同時に、同じ研修を職場内で研修をさせるということ。

それから、市内に春からの行事なんかもありますので市の様子、あるいは、いろいろな行事に参加していただきまして、早く職員としての自覚を持ってもらったり、状況を把握してもらおうということで、研修を毎年させている状況でございます。

以上です。

○議長（上野稔君）

2 問目を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

川村恵子議員の再質問にお答えいたします。

新年度、21年度につきましては調査ということでございますので、取り立てて予算は計上してございません。あくまでも調査ということ、人手ということでご了解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

以上で、川村恵子君の一般質問を終了します。

関連質問ありますか。

（なし）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

19番、中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

議長のお許しをいただきまして、公明党会派の中川秀哉でございます。

これより、一般質問をさせていただきます。

私も、市内をお伺いする中で、いろいろなご意見・ご要望をいただく中で、以下、2点につきお伺いをさせていただきます。

1点目は、平成27年、甲府・峡東地域ごみ処理が稼働する予定でございますが、現在、本市における可燃ごみの処理の現状と、今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

そして、2問目といたしまして、本市の休日をまたぐ可燃ごみの収集日の改善を求めることでございます。

私の家庭も、ご存じのとおり夫婦2人で住んでおります。狭いながらも1Kのアパートに住んでおります。ドアを開けるとすぐ裏が見えてしまう、そのような状況の中で、実は、コンポスターを購入しようと考えたのですが、なかなか設置する場所がないと、そういうアパート暮らしでもございます。

こういった家庭も多くございまして、単独世帯また核家族化、共働きなどの世帯が多くなる中で、この週2回の回収の中で、わが石和地区の状況を見ると、休日をまたぐ中で、なか3日が10区、そして、なか4日が18区ございます。そうすると、なか4日となりますと、なかなか次に出すまでが、少なくしようと思っても大変難しい状況でございます。しかも、これが合併後4年間ずっと同じ状況だということでもございます。

要望の中では、ぜひもう1日増やしてほしい、週3日にならないかというようなご要望をいただいております。

ぜひ、その件についてお伺いしたいと思います。

3つ目といたしましては、今、公明党でも進めております、携帯電話などに含まれる金や銀、コバルトなどのレアメタル、いわゆる希少金属が再利用されるということが話題となっておりますが、ただし、この使用済みの携帯電話が、2000年の約662万台をピークに年々減少しておりまして、見るところ2006年度には約半分の362万台まで減っているということでもございます。その上で、今資源が少ない日本にとりまして、この携帯電話にはさまざまな貴金属が入っているということから、これを回収して有用な資源にしていこうという運動が起きております。

公明党青年局といたしましても、この9月に環境省の斉藤環境大臣を表敬訪問した折に、今年の5月から使用済み携帯電話の回収・リサイクル推進に関する署名運動を、全国で展開したことを紹介させていただき、そして、国民運動などで広く周知して、レアメタルなどの有用資源の回収や再資源化を促進していく必要があると強調させていただきました。そして、申し入れの中に、1つ目として、携帯電話ユーザーに対する啓発活動や、また携帯電話回収促進につながる企業・団体の取り組みに対する支援策の実施、そして、レアメタルなどに対する高度なリサイクル技術の開発や、循環利用のための社会システムの確立などを要望させていただきました。

この上で、斉藤環境大臣からも、来年度の予算概算要求に盛り込んだ、レアメタルのリサイクル拡大のためのモデル事業として補正予算が成立次第、速やかに実施していくとおっしゃっていただいております。

さらに、東京都では、この9月26日に東京通信事業記者協会や情報通信ネットワーク産業協会、および区市町村などと連携をして、使用済みの携帯電話・PHS端末の回収実験を実施したところでもございます。約10月から11月までの2カ月の間に、都内の行政機関や学校、

鉄道などの交通機関に、20カ所の携帯電話・PHS端末の回収箱を設置し、モバイルリサイクルネットワークが回収資源の再利用を行うという形になっております。

わが笛吹市といたしましても、まだ県内では少ないわけでございますけれども、このリサイクルをすることによりまして、有用な資源の確保に努めるべく、このリサイクル回収に対する強い意欲をお示しいただきたいと思ひまして、ぜひ市のご所見をお伺いいたします。

続きまして、青少年に対する薬物乱用の危険性の啓発に向けて、私は平成17年第2回定例議会におきまして代表質問をさせていただき、若者への薬物汚染がますます拡大し、深刻な社会問題となっていることから、本市においても、これから関係機関と協議の上で、市民の安全確保に向けた取り組みを含めて、脱法ドラッグへの取り締まりと条例制定などを求めたところ、市長より、「国や県が取り組んでおります薬物乱用防止活動や、学校等において薬物乱用防止に関する指導の充実について、今後も国や県と歩調を合わせて取り組んでいく」というふうにご答弁をいただいたところでございます。

その後、約4年経ったところでございますが、最近、特にまたこの脱法ドラッグ、いわゆる大麻などの汚染がさらに進行しております。特にインターネットが普及する中で、皆さまもご存じのとおり、県内の若い青少年がこの汚染に悩まされているところでもございます。

わが笛吹市の中でも、学校等における薬物乱用防止に対する指導への取り組みや、また、広報啓発活動、関係機関等による相談体制の整備の取り組みについてお伺いし、壇上での質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

中川秀哉議員の一般質問、市民生活の向上のため市の取り組みを伺うについて、お答えいたします。

甲府・峡東地域ごみ処理施設の平成27年度稼働に向けて、最初に、本市における可燃ごみ処理の現状と今後のスケジュールについてですが、笛吹市では、ごみ減量53%に向けて、ごみ減量に努める具体的な行動を整理した減量プランを設け、循環型社会の構築に向けた施策に取り組んでおります。

主な施策として、組成割合の高い「ミックスペーパー」「その他プラ」の分別排出による減量化、およびバイオマス構想との連携を図る中で、モデル地区における生ごみの分別排出に伴う堆肥化等、リサイクル事業の推進を図っております。

さらに、減量対策として各地域における分別説明会の開催のほか、アパートや集合住宅単位での説明会の開催、市内スーパーなどでの、ごみ減量推進キャンペーンなどを年末から来年に向けて、実施していく考えであります。

笛吹市の昨年度における可燃ごみ収集量は1万1,412トンであり、春日居町の可燃ごみは東山梨環境衛生組合、ほか6町の可燃ごみはすべて甲府市環境センターにて処理されております。

今後のスケジュールとしては、境川町に計画されております、新ごみ処理施設建設事業の進捗状況を見極めつつ、平成27年度の供用開始を視野に入れる中で、市内のごみ搬入量が施設

運営負担金に大きく影響することから、笛吹市の現状を多くの市民にご理解いただき、市民と行政が共通の認識に立ち、ごみの減量と分別によります再資源化に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の可燃ごみ収集日の改善についてであります。排出回数の多い可燃ごみの収集個所については、市内全域で1,350カ所となっております。

これらの収集場所については、排出者の利便性を第一に考えており、従前からの排出個所に加え、地区要望に対しても現地の状況等を考慮する中で対応しております。

収集日については週2回の回収を実施しておりますが、収集間隔については、月・水曜日収集等、なか一日の地区もあるのが現状です。

これらは世帯数を考慮する中で1週間のバランスを考えたものですが、今後、委託業者との協議を図り、排出者の要望を最優先した取り組みを最重要と考え、なか2日～3日等のバランスのよい収集日の設定を設けたいと考えております。

次に、自治体による携帯電話リサイクル推進への取り組みについてお答えします。

近年、「都市鉱山」という言葉を耳にしますが、その代表格が携帯電話であり、内部の電子基板などに金や銅など、資源化できる金属が使われていることから言われ始めました。

電子部品には、資源枯渇が危惧される、携帯の液晶に使われるレアメタルと呼ばれる金属も含まれており、環境省では「都市鉱山のレアメタルリサイクル推進事業」と銘打ち、平成20年度補正において予算確保したところでもあります。

笛吹市においての、携帯電話のリサイクルについては、個人情報等の取り扱い問題もあることから、販売業者等の関係機関と協議を重ね、携帯電話はリサイクルできるということを市民に啓発することも、必要と考えております。

今後も、ごみ減量および資源リサイクルに向けて、なお一層の継続的な普及啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

中川秀哉議員の、薬物乱用の危険から青少年を守る運動の実施についてのご質問に、お答えいたします。

青少年による薬物乱用防止については、これまで全国的に、学校等における薬物乱用の有害性・危険性に関する指導の充実、広報啓発や街頭補導活動の強化を始めとした、青少年に薬物乱用をさせない環境整備など、さまざまな取り組みが行なわれてきました。

その結果、薬物は絶対使うべきでないとする青少年が増加し、青少年の覚せい剤事犯の検挙者数が減少傾向にあります。

残念ながら、新聞報道でご案内のとおり大麻、合成された麻薬の一種で、錠剤やカプセルで服用する、MDMA等合成麻薬については、青少年を中心に乱用されている状況にあります。

このような厳しい現状を踏まえ、平成15年7月に厚生労働省が策定した「薬物乱用防止新5カ年戦略」に基づく対策の一環として、平成19年に中学校の生徒や、小学校の6年生の保護者に対し、薬物乱用防止啓発読本を配布し、正しい知識の修得に努めているところであります。

さて、ご質問の学校における薬物乱用防止に関する指導への取り組みであります。市内の中学校におきましては、体育や総合的な学習の時間等を活用しながら、教師のみならず笛吹警察署やボランティア団体等から講師を招いて、生徒への指導に取り組んでおります。

また、小学校では高学年での体育や保健学習の中で、健康に関する総合的な教育活動として指導を行っています。

なお、教育委員会といたしましても、生徒指導推進委員会を立ち上げ、各学校の校長および生徒指導担当や青少年育成コーディネーター等、関係者への意識の高揚と啓発のために講演会等の開催や、育成会や関係機関の協力による街頭補導活動を行っています。

また、今年7月には、笛吹市青少年育成推進協議会が、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間での取り組みとして、スコレーセンターにおいて開催しました、「夜回り先生」でおなじみの水谷修先生を招いての講演会には、市内の子どもたちや保護者の皆さまが多数参加され、大きな反響がありました。

時節柄、啓発運動の一つとして大変有意義であったものと考えております。

次に、広報啓発活動や関係機関による相談体制への取り組みについてでございます。

青少年が薬物に関する問題に遭遇したときに、誰もが気軽に相談できる人や場所が用意されていることは、大変重要なことであるものと思います。

既に、公的なものとして保健所や警察等関係機関に相談窓口が設置されているところですが、これらの窓口の活用を図るため、中学生に対して、電話番号が入ったパンフレットの配布や、ポスターによる周知がされているところでもあります。

また、学校における具体策としては、中学校全校に配置されていますスクールカウンセラーや、生活指導担当等が窓口となつての相談業務、さらには「ひまわり相談室」における教育相談窓口の活用、また、笛吹警察署のスクールサポーターとの連携を図りながらの相談業務などが行われております。

今後の薬物乱用防止への取り組みにつきましては、学校のみならず家庭、地域社会が一体となるとともに、警察等関係機関と十分に連携を図りながら取り組んでいく所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

大変ご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

私も昨年、今年と、2カ所のバイオマスプラントを勉強させていただきました。その中で有意義に、生ごみのみならず牛ふんとか剪定枝とか、そういったものを使って上手に利用されて、それをまた販売、加工されていたという状況を確認しました。

実は、私も驚いたところですが、12月4日の山日新聞の中にも、このバイオマスセンターということで、市内で進められるというお話を伺ったところでもございます。この記事の中にも大型の生ごみ処理施設と、剪定枝や建設資材などをチップ化する粉碎設備などを設けるといふ形を取られるようでございます。このごみ処理センター以外にもバイオマスタウン構想の中で、市内の生ごみについて、そういうふうには回収されるような予定があるのかという、また、

どういう状況なのかということをお伺いしたいと思います。

もう1つは、実は今月12月が地球温暖化防止月間ということもございまして、温室効果ガスについては、公明党といたしましてもクールアースデーの創設を含めて、市内でも市長の下で夏場のライトダウンイベントについてご協力もいただきまして、大変にありがたい状況でもございます。

この地球温暖化月間の中で、今、県の中でも温暖化の防止条例を来年3月までに進めていくということを計画しているようでございます。

わが笛吹市におきましても、去る6月に質問させていただいた中で、地球温暖化に対する防止研究体制を取られるというふうにも聞いております。その中でどのように今後進められるのかということをお伺いしたいと思います。

もう1点、青少年に対する薬物乱用については、実は本日の山日新聞の中で、「大麻の危険性を知って」という記事がございました。

この中で驚いたところでは、県警によりますと、今年は9月までに約24人がこの大麻により摘発されましたが、過去10年間で最も多いと。特に高校生や大学生などの若者の摘発が目立っているというふうにも聞いております。この幻覚によります、出来心で大麻に手を出して、薬物依存症になって、ほかの薬物へと移行するケースが後を絶たないというふうにも伺っております。

覚醒効果があるということで、学生の間では勉強がはかどるなんていう、そういう迷信も多くなって、簡単に利用してしまうというケースもあるようでございます。

ぜひ、こういう防止の部分でも、先ほどご答弁にもありましたとおり、青少年育成推進協議会を通して、生徒またご父兄、また地域の中でも、ぜひ訴えをしていただきたいと思いますと考えております。

そんな中で、国のほうでも薬物撲滅のキャラバンカーを全国に配信しておりまして、関東でも1台回っているというふうにも聞いております。

私も、これを2年前にお伺いしまして、そのときの職員の方に、ぜひ検討してみたらいかがかということもお話しをさせていただいた次第でございます。

ぜひ、そういったものも取り組んでいただけるように、推進をお願いしたいということで質問をさせていただきますまして、終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、中川秀哉議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、バイオマスの関係でございまして、大型ごみ処理施設、市内の生ごみを収集する予定なのかというご質問でございます。

実は、生ごみの処理につきましては、平成19年に、これは農務サイドでございまして、笛吹市のバイオマスタウン構想を策定いたしております。この中で農と食、さらに微生物を生かしたバイオマスの郷づくりという計画でございまして。

ただいま、この計画に基づきまして、モデル的に大型生ごみ処理機を設置いたしまして、一宮町の田中地区、御坂町の成田地区から家庭用の生ごみを収集して、現在、堆肥化を行って

るところでございます。

この計画でございますが、生ごみ等を堆肥化いたしまして、循環型社会を構築するという長期計画でございます。当然ながら、対象は市内という形になるかと思えます。その具体的な内容につきましては、現在、経営政策部と産業観光部、市民環境部の3部で、それぞれ担当レベルで検討している最中でございます。これがまとまりますと、より具体的な内容が見えてくるということでございます。

それから、2点目でございます。

地球温暖化防止の関係で、県で防止条例をつくると、市の対応をとということでございますが、今年度、笛吹市の地球温暖化防止対策の実行計画の策定をいたしております。これは笛吹市、いうならば事業者としての対策というのが基本的な考えでございます。既に各部局それから支所の公共施設、指定管理とか民間に委託している施設は除いて、19年度の実績値の集計がほぼ終わりました。

これを見ますと、電気に伴うCO2の削減が85%という、そういう内容が出てくるわけでございますが、この集計がまとまりましたので、今後、5年間、21年から25年までの削減の目標を検討していく段階でございます。今年度中にこの実行計画を策定いたしまして、21年度から推進を行っていくという予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

中川議員の再質問にお答えいたします。

キャラバンカーをはじめとしまして、あらゆる啓発の機会、場を通じまして、薬物の怖さというものを徹底させることが基本だと思っております。

本日のある新聞でございますが、笛吹署の担当でございます、スクールサポーターの川崎芳雄さんという方の人物紹介がありまして、非常にやる気に取り組んでいるという状況でございます。子どもたちにいつも声をかけて、子どもたちの状況をうかがうということが基本であるということが出ておりますので、サポーターのみならず地域全体が、そういう方向で向かっていけば、減少に進むのではないかと思っております。

教育委員会としても、精いっぱい取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

以上で、中川秀哉君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

15番、新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

通告に従いまして、質問いたします。

過日、11月12日から25日まで、女性に対する暴力をなくす運動が、男女共同参画推進センターで展開されていました。

女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることは、男女共に生きる社会実現の重要な課題です。

県では、身近にある紫色のパープルリボンを募集し、私が今ここにしている紫色のこんなりボンですが、このリボンで富士山の形をつくって、それに県民大勢の人から集まったこのパープルリボンをすごく、山の頂上まで飾ってありました。そんなことを県では啓発活動にしました。

富士山の形に飾り、「広げる・つなげる・結び合う山梨パープルリボン」と題しての啓発活動でした。

私の今回の選挙公約であります「笑顔あふれる社会の実現」、その取り組みの第一歩として、私もこの女性に対する暴力について、わが笛吹市の現状はと思い取り上げました。

では、質問に入ります。

ドメスティック・バイオレンス対策について。

夫や恋人からの暴力、ドメスティック・バイオレンスについて、県に寄せられた相談が545件にもものぼり、前年に比べ70%増となりました。

ドメスティック・バイオレンスに対する意識が高まっていることが背景にあり、また、身体に危害を及ぼす恐れなどから、一時保護が必要なケースも50%増となり、ドメスティック・バイオレンス問題が深刻化しています。

そこで、市としては、ふえふき協奏曲の中で、子育て世代の後押し支援の中でもうたっておりますが、ドメスティック・バイオレンスへの対応策、取り組み体制、現状など、また相談窓口について、3番として職員研修についてのことを伺います。

以上です。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

新田議員議員の一般質問、ドメスティック・バイオレンス対策についてお答えいたします。

ドメスティック・バイオレンス、DVとは、配偶者から振るわれる暴力であり、その暴力は犯罪であり重大な人権侵害でもあります。

また、DVの被害者は、多くの場合が女性であり、特に経済的自立が困難な女性に対して、配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっているところであります。

平成13年に制定されました「配偶者暴力防止法」に基づき、DVに関する相談、情報提供、被害者の一時保護、自立支援などを行っております。

最初のご質問の対応策と現状の取り組みについては、現在、笛吹市としては、独自に家庭相談員を2名、母子自立支援員1名の計3名を配置しており、虐待やDVの相談に応じております。

情報や相談を受けたときには、十分な実態の把握に努め、必要に応じて個別ケース会議を開催し、人権を尊重しながら対応しております。

さらに、困難事例については、女性相談所と密接に連携し、慎重に対応しております。

DVに関する相談は、平成19年度については1件でありました。

今年度は、今のところありません。

次の、相談窓口につきましては、児童課内に家庭児童相談室を設置して対応しております。

また、県においては、配偶者暴力相談支援センターとして、県立女性相談所や男女共同参画推進センター・ぴゅあ総合があり、甲府地方法務局内には、女性の人権ホットラインなどがあります。

市役所は、住民の身近な相談窓口であることも、広報誌等で周知しております。

次に、職員研修についてであります。虐待やDVに関する内容については、大変難しい場面もあり、実態の正しい把握や的確な判断が求められます。

したがって、従事する職員や相談員の研修は不可欠であり、県が主催するDVに関する研修会や相談業務実務者研修などに積極的に参加し、職員一人ひとりの能力向上に努めております。

今後も、暴力のない、明るく安全安心のまちづくりを目指してまいります。

以上で、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

今の部長の答弁によりまして、相談員も家庭相談員が2名、母子自立支援員1名と、配置していただいているようですが、母子相談所の件数、去年は1件ということでしたが、県のほうには、県内では笛吹市は相談が多い数が上がっています。また、DVはなかなか身近な人には知られたくないという面もあるとは思いますが、先ほどからいろいろ地方分権で、国から県、県からまた市と、地域へ下りていくということで、いろんなことが転換期になってくると思います。

質問ですが、1番として、平成19年にDV法が改正になり、いろんな基本計画が県の策定から市町村の努力義務となりました。また、配偶者支援センターの設置について、市町村の努力義務となったことについては、どのような方向を出しているのでしょうか。

2番として、DVは本人だけでなく子どもの虐待にも通じていく恐れがありますので、未然防止の点からも、地域、学校、保育所また幼稚園とか児童館、保育士さんとのネットづくりが必要と思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

あと1点は、DVを受けている人というのは、本人はなかなか声を上げづらいという面があります。そして、周囲の人たちが気付いてあげるということも大切なことと思います。また、最近では若いカップルで、デートDVの被害を受けている女性が19%と、新しい問題となっています。

先日の委員会の委員さんの中にも、このような市民を対象にした、DVの正しい知識の研修会の開催を要望という声もありましたが、こんな点についてもお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上野稔君）

答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

新田議員の再質問にお答えいたします。

4点ほどご質問をいただいておりますが、最初の基本計画の策定につきましてですが、この基本計画の策定につきましては、市町村の努力義務となっているところでございます。

県におきましては、基本計画の策定は男女共同参画課において行われております。現在、第2期基本計画の策定中ではありますが、市町村につきましては、今のところどこも策定している状況ではございません。

今後、市町村への策定につきましての説明会や、実施の計画策定の指導があると思われまので、他市町村の状況等かんがみながら考えてまいりたいと思っております。

次に、支援センターの設置でございますが、これにつきましては、全国的に見ても、政令指定都市など人口の多い一部の市に設置されている状況であります。本市への設置については、現在のところ考えておりませんが、今後も県の支援センターである女性相談所などと連携を図りながら、DV被害者に対して相談、または相談機関の紹介・情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

3番目の、DVにつきましての、子どもを守るためのネットワークのシステムでございますが、ご質問のとおり、DVの家庭において、子どもへの虐待に発展するケースが非常に多く見られておりまして、市におきましては、要保護児童の早期発見と的確な支援を行うために、健全な育成を図るため、今年6月25日に笛吹市要保護児童対策地域協議会を立ち上げたところでございます。

この要保護児童対策地域協議会につきましては、笛吹市の医師会、笛吹警察署、県の児童相談所、市内の小中学校・保育所・幼稚園、および民生委員協議会等の代表からなる13名のメンバーで構成され、実務者会議と個別ケース検討会議によって、要保護児童の早期発見等、的確な支援を行っているところであります。

また、過日の11月19日には、市内の民生児童委員、学校関係者および保育関係者等を対象に研修会も実施し、児童虐待の実情と対応を学んでいただいたところでございます。

次の、一般市民を対象としたDVに対する研修会の開催についてのご質問でございますが、配偶者等による暴力、いわゆるDVにつきましては、非常にデリケートな問題でありまして、被害者の守秘義務を尊重し、また、ケース内容も幅広いため、市民を対象とした研修につきましては、どのような形がよいのか、今後慎重に研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再々質問を許します。

新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

今後、DVが一番身近な地域でということで、先ほど、ネットワークづくりが立ち上げられたということを聞きましたが、ぜひ、このネットワークを有効に利用してほしいと思います。

最後に、市長にお聞きしたいのですが、DVを支援する人たちからですが、被害者は何も持たないで、とにかく飛び出してしまいお金がないということ。また、ハローワークに行っても仕事がないということで就労支援など、本当に相談したいことはいっぱいあると言っていました。

また、DVの被害防止、被害者の支援を目的とした事業に使用する、他の市によっては、そんな基金を積み立てているところもあるし、また、医療機関での受診助成など、自治体によっては取り組みをしている市もあります。

先ほど、計画のほうも他の市町村を見ながらと言っておりましたが、笛吹市としても、やはり率先していろいろ進めていってほしいと思います。

そして、児童課のほうで相談ということで昨日見に行ったんですが、県の女性相談所は通路があって、外部の人とはあまり接触しないような感じで中に入っていくんですが、今後ともそういう相談の場所なども検討していってほしいと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

答弁を荻野市長。

○市長（荻野正直君）

新田議員の再々質問であります。自治体によってそれぞれ取り組みがまだまだ、遅れているところ、進んでいるところがあるということでございますけれども、先ほどのご質問の中にも、笛吹市は多いじゃないかというようなことでございますが、実態としてまだ私どものところにそういう事実の報告が少ないわけでありまして。

したがって、対応策として、今ご提案いただいたようなことにつきましては、今後検討させていただきたいと思っておりますし、それから、相談コーナーや窓口につきましては、今、新しい南館につきましても、できるだけ市民の相談に対して、個別に対応できるような方向で、今そういう体制を取りつつありますし、特に、場所は違いますが、税の収納問題につきましても個々に相談ができるような、そういう体制を順次取りつつありますから、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上野稔君）

以上で、新田治江君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

野澤今朝幸君。

○3番議員（野澤今朝幸君）

新田議員の今の質問と重なりますけれども、やはりドメスティック・バイオレンスの対応というのは、非常に笛吹市にとっては重要な課題だと考えます。

というのは、先ほども、まだ市のほうでは、545件というような数字も県全体では挙がっているわけですが、そのうちのどのくらいを占めているかということについては、まだ実態をとらえていないということですが、たぶん流動性の強い笛吹市、石和町をはじめそういうところを考えると、非常に大きな割合を占めているだろうということが予想されるわけです。

こういうときに、特に地方分権の時代に、先ほど答えられたように、他の市町村を見ながらということではなく、むしろ率先して、このドメスティック・バイオレンスに対する防止基本

計画をしっかりと実態をとらえる中で、進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

関連質問にお答えいたします。

実態は、なかなか把握するには難しい部分があるわけでありまして、この計画の策定につきましては、県のほうからも説明会もあるというようなことを伺っております。それにつきましてよく内容を、どういう対応をするのが望ましいとか、詳細につきましてのさまざまな対応策についての考え方が、示されてくるというようにも想定されます。そこらへんのことを踏まえながら、今後、検討もさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問ありますか。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

3番、野澤今朝幸君。

○3番議員（野澤今朝幸君）

改革市民派クラブの野澤です。

まず、2年前の合併時におきましては、荻野市長、そして当時の議長でありました龍澤議長、非常に議員さんをはじめ職員の皆さんには、絶大なるご協力をいただく中で芦川村が笛吹市に合併できたことに対して、まず、この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私は、芦川中学校の存続に係る質問をさせていただき、市長のご所見を伺いたいと思っております。

芦川中学校に通っている中学生、その保護者、私も保護者の一人ですが、学校の存続を強く望んでいます。その声を代弁して質問させていただきます。

市の方針では、昨年の秋、小学校は当面存続させるが、中学校については大幅な生徒増加、それもしかもしも芦川在住の生徒の増加が見込めない限り、21年度までの存続、つまり22年度以降は廃校にするというような考えだと伺っています。

そのような市の方針を背景に私たち保護者は、児童・生徒を少しでも増やすため、何度も集会を開き、また誘致のためのチラシ等を配るなど、できるだけのことを精いっぱい自主的にやってきました。この1年間に1家族、子ども2人が移り住んでいます。また、合併からの期間ですと3家族、子ども8人が移り住んできています。Uターンの形で編入学してきた家族もあります。

そこで、まず教育委員会に伺いたいと思います。

教育委員会として、在住の、つまり住んでいる中学生を増やすために何らかの施策あるいは取り組みをしてきたかどうか、そのへんについて実態を知りたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

私たち保護者は、この間、今申したように在住の児童・生徒を増やすために取り組みながら、どうかして中学校を存続させるために新たな方法、具体的な策はないかと、そういう話し合いも重ねてきました。そして父兄の皆さん、保護者の皆さんにアンケートも実施してきました。そこから得られた結論は、芦川中学校を小規模特認校として教育委員会に認定していただく方法、こういう方法が望まれるのではないかと結論付けてきました。

先ほど、休憩中に配らせていただいた朝日新聞の切り抜きですが、そこにかかわる、芦川と同じような状況の小中学校ですが、参考になればと思ってお配りさせていただきました。

今、申しました小規模特認校とは、小規模な特色を生かした学校で、市町村の他の学区から通学できる、このことを教育委員会が認めるという制度です。つまり笛吹市においては、笛吹市全体から芦川中学校がもし認められるならば、芦川中学校は学区を関係なく通学できるというような制度であります。

このような小規模特認校の導入の結論に至ったいくつかの背景・理由を申し上げますと、1つは、芦川小中学校は、言うまでもなく地元の公立の義務教育機関であります。子どもたちが歩いて通える範囲、親も安心して届けられる学校であり、そこに通学するのが言うまでもなく最も自然な形であるということです。

2つ目としては、芦川地域は山間地域であります。これまで小中学校があることによって、先ほども申しましたように、移住してきた家族が多くあり、そして、芦川村の最も大きな課題である過疎化、高齢化への一定のブレーキの役割を果たしてきています。学校は地域の活力づくりの中心となっており、芦川地域の存続にとっては、学校の存在は極めて重要である。この点は、どれほど強調しても強調したりないくらいの重要な事柄であろうかと思えます。

3つ目として、大多数の保護者は現状のような、仮に小さくても残していただきたいと望んでいます。しかし、現状の生徒数では、一定の集団的な教育では授業に不安を持っていることも確かであります。できるなら生徒数をもっともっと増えたほうがよいというふうにも考えています。

4つ目として、定住を前提とするには、移転して移住してくる家族の職の問題、あるいは仕事の問題というふうに大きな高いハードルがあるわけですので、なかなか短期間で定住で人口を増やすということは難しいということでもあります。

5つ目としては、芦川村が笛吹市と合併することによって、いままでよりもっと、いままでは自治体を越えての通学ということでしたけれど、今度は笛吹市の学区外の通学ということですから非常に、芦川に通学するのが制度上は楽になってきている。そのようなところから、今、笛吹市内からも多くの中学生が通っていて、この学区外通学のニーズは非常に高いと見ています。

最後にですが、2年間という非常に短い時期でこの結果を出すということは、やはり時期尚早ではないかとわれわれは考えています。

若彦トンネルの開通、今、市長が進めてくれている直売所の建設、あるいは重伝建の指定、さらに景観保全とか観光開発ということで、芦川担当の職員を2名も就けていただいているというような状況の中で、そのコアになっている中学校をこの時点で失うということは、非常に大きな地域づくりの上でマイナスであろうと。中学校がなくなるということは、当然それは小学校にも影響してくるということでもあります。中学校がなければ小学校に入学する子どもも移

転して来ないというようなことも、当然起こるわけです。中学校からは御坂、八代のほうに通うとなると、そのへんで一つのブレーキもかかると思っています。

先ほど示したように、全国では小規模特認校ということで、芦川の小中学校が置かれたようなところを、どうにか再生しようという取り組みもありますので、ぜひ、そういうふうな考え方のもとで、今後、芦川中学校の存続を考えていかれるかどうか、この点について市長のご意見を伺いたいと思います。

以上で終わります。

(「暫時休憩」の声あり)

○議長(上野稔君)

暫時休憩します。

再開は16時25分。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時28分

○議長(上野稔君)

再開いたします。

なお、本日の会議時間は議事日程の都合により、あらかじめ延長します。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 5時22分

○議長(上野稔君)

再開いたします。

当局の答弁を求めます。

山田教育長。

○教育長(山田武人君)

野澤今朝幸議員の一般質問、芦川中学校を存続させるための施策を検討する用意はあるか、にお答えいたします。

新しい議員さんもおられますので、ご質問のお答えに先立ちまして、教育委員会の芦川小中学校存続に関する方針を出すまでの経過から、お話しをさせていただきたいと思います。

芦川村が笛吹市と合併する際に、荻野市長と当時の芦川村の村長、ご質問をいただいております野澤議員さんとの間では、学校存続に関する希望や協議は直接はなされなかったと聞いております。

学校をどうするかについては、合併協議会にゆだねられましたが、結論が出ず、芦川村教育委員会、笛吹市教育委員会にさらに引き継がれました。

両教育委員会の話し合いの中でも結論が出ないまま合併の日を迎え、この問題は笛吹市教育委員会にゆだねられることになりました。

市教委では、笛吹市誕生後の学校経営の方針といたしまして、市内の小中学校の生徒一人ひとりが、平等な教育を受けられることを教育の第一義とし、いわゆる教育の平準化を指針として、旧町村が引きずってきましてきたさまざまな問題、課題に対処してまいりました。

教育委員会におきましては、芦川小中学校の運営につきましても、同様の扱いを基本とするとともに、学校存続につきましても、19年度中に状況を精査して方針を決め、20年度から市の新たな方針の下に教育を行うという決定がなされました。

このことにつきましては、前の芦原教育長が議会でのご質問で答弁させていただいております。

私は、19年7月の教育長拝命後、ほかの教育委員さんたちと共に学校訪問を行い、芦川小中学校の先生方の現場の声を聞かせていただきました。

当時の校長は、1年生、今の2年生になりますが、1年生は中学校がなくなることは知らずに入学しているので、少なくとも1年生が卒業するまでは、存続させていただきたいという考えでした。

これに先立つこと、19年2月に、既に芦川小中学校に関する意見書が、教育長あてに提出されており、これらを読み、さらに保護者の皆さんと何度かの話し合いの機会を持つ中で、芦川地域の学校に対する思いの深さについて、しっかりと受け止めさせていただいたつもりであります。

また、荻野市長からも、今在籍している子どもたちのことを第一に考え、方針を出すようにというご指示も受けました。

以上のことをかんがみ、教育委員会でさまざまに検討した結果、全員一致の結論に至りました。

その内容は、小学校については、近隣の小学校までは、15キロに及ぶ距離を通学する難儀さもありませんし、また、地区住民の小学生が学級を構成する上で、人数的にもまだ十分であると判断し、当分の間、いままでどおり存続するとうたいました。中学校につきましても、1年生、今の2年生ですが、1年生が卒業するまでは存続、その後については、旧住民などの転入により芦川在住の生徒の増加が認められれば、その時点でさらに考慮するというものでした。

なお、市議会に対しましても、19年8月25日の教育厚生常任委員会、さらに、その後の全員協議会において、当時の齊藤教育委員長からお話をさせていただき、ご了解をいただきました。

また、市長からも、小学校は当面存続、中学校は2年間存続という市教委の方針を尊重するという、ご理解をいただいております。

市教委といたしましては、芦川地域の皆さんの思いを強く受け止め、最大限の努力をして方針を出したと自負しております。

以上が、これまでの経過でございます。

さて、最初のご質問の、市教委として在住への施策についてであります。これまで述べましたように、芦川小中学校に対しては、十分に意を尽くし理解を示してまいりました。

今後は、芦川町地域にお住まいの皆さまおよび出身者の、地域を思う気持ちが、いかに小中学生増加に結び付くかをご期待しているところであります。

次に、小規模特認校採用についてのご質問にお答えいたします。

去る10月21日に芦川小中学校の保護者代表から、芦川小中学校を小規模特認校に認定するようにという要望書を受け取りました。

そもそも、小規模特認校というのは、学区を外し、市内どこからも特定の小中学校に通える

ようにするという制度であります。

笛吹市では、改めて特認校にしなくても、既に芦川小中学校に転入したいという市内の児童生徒については認めております。

この要望書について、教育委員会で話し合った結果、既定方針どおりということで、この要望には応じないこととしております。

芦川中学校の存続問題につきましては、教育委員会として、改めて来年の議会において、既定方針どおりの提案をさせていただき所存でございます。

繰り返しになりますが、芦川中学校は笛吹市立の普通の中学校で、芦川町に定住する子どもたちのための学校であると、教育委員会では考えております。

なお、県教育委員会では、適正規模検討委員会が、学校の適正規模は小学校・中学校とも、1学年2学級以上、学級規模は20名以上としております。

また、県内の様子を見ますと、大月市では、19年3月に畑倉小学校は56名、浅利小学校は27名、また七保中学校は86名、これはいずれも定住している児童・生徒ですけれども、それで統廃合しております。

また、上野原市では、西原中で13名、桐原中33名が上野原中学校に統廃合、増富中は定住している生徒が10名いましたが、須玉中に統廃合されております。

ひるがえって、今の芦川中学校は、1年生2名が芦川在住の生徒、2年生6名のうち2名が在住者、3年生5名のうち1名のみが在住者となっております。つまり5名のみが芦川在住の生徒であります。さらに付け加えますと、小学校6年生の在住者は2名、5年生も2名という状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

野澤議員の一般質問は、持ち時間が終了しました。

以上で、野澤議員の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

2番、志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

笛政クラブの志村直毅でございます。

議長の許可をいただきましたので、本日最後の一般質問となりますが、私にとっては初めての質問でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問に先立ち、荻野市政の2期目のスタートにあたり、選挙を通じて訴えてまいりました、“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニーを市長と共に奏でさせていただきたい。そして、未来に希望が持て、生活に安心を与える笛吹市を共につくっていききたい。この思いを実現させるべく、私の背中を力強く押して議会に送ってくださった、子育て世代をはじめとした大変多くの市民の皆さまに、子どもにつけを回さないという政治姿勢で、全力で議員活動に取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

また、上野議長が就任あいさつで述べられた「討論する議会の実現」のため、笛政クラブの

先輩方をはじめ議員各位の皆さまと共に頑張っまいります。

それでは、通告に基づきまして質問いたします。

今年度、いよいよ笛吹市の総合計画、“ふえふき協奏曲第1番”で示された将来像、「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」の実現に向けて取り組みが始まっております。

そこで、まず、笛吹市総合計画の具現化における市民協働の取り組みについて、お伺いいたします。

市民の主体的な活動を支える仕組みづくりとして、また、市民との協働によるまちづくり、地域づくりという、将来のまさに地域コミュニティーの自治を見据えた支援策として、市民活動支援の重要性を改めて感じているわけですが、この市民との協働の手法による取り組みの現状と課題について、ご見解をお聞かせください。

また、総合計画には市民提案プロジェクトも掲げられ、この取り組みについて今年度からスタートいたしております。こちらも市民との協働という中で、提案されたプロジェクトの実現に向けて取り組んでいくわけですが、“ふえふき協奏曲第1番”を市民と奏でていくという部分で、大変期待をしております。

また、市民協働ワークショップも既に十数回開催され、いずれは地域活動やNPOなどの活動が望まれる、担い手の育成に寄与していると考えます。

そうは申しましても、地域活動、市民活動の担い手は一朝一夕に育つわけではありませんから、笛吹市の将来を共につくっていく人材を増やしていくためにも、引き続き市民活動支援に取り組んでいただきたいと願っております。

さらに、市民のまちづくりへの参画は、市民目線での発想やアイデアの提案、同時に市民として何ができるのか、また、何をすべきなのかといった視点を培うとともに、施策の企画立案にも大いに貢献することが考えられます。

市においては、経営企画課と市民活動支援課が有効的に連携し、市民参画の積極的な活用をこれまでどおり、あるいは、これまで以上に図っていくことは、荻野市長の掲げる市民協働のまちづくりを、実りあるものとしていくことにつながっていくものと考えます。

この点について、総合計画を実行していく上で本市のお考えをお伺いいたします。

続いて、笛吹市での出産・子育て・定住促進のための包括的な取り組みについて、質問いたします。

わが国で、1.57ショックといわれ、少子化の進行が注目されるようになった1989年以降の平成生まれの世代も、これから結婚や出産というライフステージに入っていきます。

当然、人の生き方はさまざまに一括りにできるものではありませんが、出産ということになると、おおよそ20代から40代の人口にかかってきますから、特にこれからそうした時期を迎えるであろう世代にとっては、笛吹市に住み続けたい。あるいは、市外からも笛吹市に住みたいという動機付け、また誘引となる子育て支援や教育施策の充実は、なにより重要であると考えます。

日本の国全体では、現在、30代中盤から後半、1971年から74年生まれの第2次ベビーブーム世代、団塊ジュニアといわれる世代を中心とした出産機会の暫増により、合計特殊出生率、これは2005年の1.26で底を打ち、2006年は1.32、2007年は1.34と回復しているかのようにも感じます。山梨県においても、2006年は1.34、2007年

は1.35と同様の傾向にあるようです。

しかし、実際には出産数は減っており、晩産、少産といった傾向が続くことから、少子の状態は継続していくと受け止められております。

総合計画の策定過程で実施された基礎調査等を参考にすれば、笛吹市の15歳未満、いわゆる年少人口は平成29年には現在の約1万人余から千人程度は減少し、9,500人程度になるとの推計がされております。笛吹市の将来像を実現していくためには、その基礎である人、市民の人口減少は、できる限りこれを抑制していく。そして、年少人口の維持拡大を図っていく。すなわち笛吹市の基礎体力をしっかりとぐくんでいく必要があるでしょう。

笛吹市の農林業をはじめとした産業振興も、観光都市としての発展も、これを担う人材が育ってこそ成し得るものであり、交流人口の増加による経済効果や振興策という「動」の政策とともに、長期的な視点で市の基礎体力を強化していくという、いわば「静」の政策ともいえる出産・子育て支援・定住促進のための取り組みも、着実に進めていく必要があると考えます。

笛吹市では、平成16年10月の合併後、国の次世代育成支援対策推進法に基づく市の次世代育成支援行動計画を策定し、「すくすく・生き生き子育てのまち 笛吹」を基本理念に、次世代育成支援・子育て支援の充実を図ってきており、さらに、これを定住促進につなげ、子どもと家族を応援する笛吹市として、また、一段進めた包括的な取り組みを行い、“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニーの演奏者たる市民をはぐくんでいく、現在もさまざまな取り組まれている本市の出産・子育て支援策をトータルで、パッケージとして見ながら、さらに1歩、2歩とバランスよく進め、定住促進にもつなげていく、こうした観点から、以下の質問をさせていただきます。

まず、笛吹市では、出産・子育てを迎えた親に対して、笛吹市子育てハンドブックや母親学級などを通じて情報提供や学習の機会、出産や子育てのための準備を支援する取り組みが行われていることと思います。

また、最近では、一宮図書館での妊婦を対象とした、読み聞かせ教室「プレママ」が毎月第2と第4の金曜日に開かれているという報道もされております。

しかし、親になるための子育てのための学習の機会というのは、実際にはそう多くなく、昨今は育児の孤立化やさまざまな要因から子どもへの虐待、あるいは育児放棄といった深刻な社会問題なども顕在化してきており、人口減少へ進む中で、子どもや家族を応援するためにも、その準備段階のサポートということも大切ではないかと考えます。

例えば、就学時健診を利用した子育て講座、母親学級に限らず両親学級とか、父母学級といった形での父親も含めた学習機会の創出、あるいは、スロニティ講座などを活用した、子育てサークルなどによる学習の場の提供など、さまざまな取り組みが考えられると思いますが、現状、どのような取り組みが行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

また、市には結婚相談員がいて、定期的な相談業務も行っておりますが、こうした機会を有効活用することも考えられます。現在、どのような取り組みがされているのか、お聞かせください。

次に、妊産婦・配偶者・家族などが出生届を入手・提出しやすい配慮がなされているかという視点から、出生届の産科医への配布についてお尋ねします。

出生届の用紙というのは、全国統一の書式で、市役所で入手することができますし、また、出産する病院や産院でも入手することができます。病院や産院では、出産後の妊産婦・配偶者、

家族などへの配慮から、時折り役所に出向いて必要枚数をまとめてもらい、常備しておくようにしているというお話も聞いております。

実務的に、届出は本籍地、または住民登録している役所、出生地、提出義務者が滞在している土地の役所等で、提出することができるものと理解しております。

これを市内や市外、近隣の病院・産院に、通常は自分で書き込む提出先の記入スペースに、「山梨県笛吹市長」と印を押して、定期的に頒布しておき、例えば、出産して出生届を笛吹市役所に提出する場合、産科医から用紙をいただくときに、「笛吹市役所ではこうして出生届を病院にストックしておいてくれるんですよ」というような一言があつたりすれば、渡された妊産婦や配偶者は、笛吹市では私たちの出産を、こんなところでもサポートしてくれているんだというメッセージを感じることでしょう。

分野は異なりますが、昨日、実施されたという石和温泉の改善を提言した覆面調査によれば、座布団について染みといったこまやかなところまで、利用する側はサービス内容を実によく知っているという報告がなされ、おもてなしというのは、痒いところに手が届く、こういう側面も性格として持っているのだなど、改めて感じたところでございます。

出産・子育て支援に対する祝福のシグナルも、ほんの小さなことでも、大きなお金をかけなくてもできることもあるのかなということで、些細なことですが、産科医の負担を少しでも軽減し、また、出産後の妊産婦・配偶者・家族などへの配慮といった視点からも、検討できないかなと思います。この点についていかがでしょうかお伺いいたします。

次に、いわゆる誕生祝金のような制度、例えば、第三子が生まれると20万円のお祝い金を支給する。これは東京都練馬区、愛知県岡崎市などの例ですが、これについて現在、笛吹市についてはこうしたものはございませんが、晩産化、少産化という傾向の中で、3人、4人と出産をするご家庭への祝いとして、一時金の支給を行うことができないかと思いますが、この点についてご検討されるお考えはございますでしょうか、お尋ねいたします。

次に、不妊治療費支援事業の拡充についてお伺いしますが、国立社会保障人口問題研究所が2002年に実施した結婚と出産に関する全国調査、夫婦調査によれば、4組に1組の夫婦が子どものいない夫婦では、約半数が不妊を心配したことがあるという結果が出ており、30代、40代と年齢が上がるにつれ、検査や治療の経験も高くなってきています。

結婚すると大抵の場合、不妊かどうかということは、なかなか分からないことが多いですから、周囲から子どもの誕生を期待され、時には「早く」「まだなの」などと促されたりもして、わが子の誕生を願う当事者にとってみれば、プレッシャーであつたり、大変デリケートな悩みだったりする中で、笛吹市においても、昨年度からこの不妊治療費支援事業が開始されております。

不妊治療費の経済的負担を軽減し、1組でも多くの悩みを抱えるカップルに対して、この事業も少しでも充実していければと思っていたところ、9月議会において、事業への関心の高まりが報告されるとともに、積極的な利用があつたこと。また、来年度からは年2回の助成に拡大していくとの方針が示され、うれしく思っているところでございます。

そこで、今年度、これまでの利用についてどのような状況でしょうか、お尋ねいたします。

次に、乳幼児医療費助成の年齢引き上げも含めた、さらなる拡充の検討についてお聞きします。

出産・子育て支援、そして定住促進のために、包括的な取り組みを展開していく中で、現金あるいは現物給付のあり方や、ニーズに合致した制度設計などを随時検討しながら、出産前の妊婦健診、出産、出産後の育児支援、各種手当、小児医療などをパッケージとして、これを総合的に充実させていくことが大切であり、仕事と出産、子育ての二者択一構造の解決につながる取り組みを自治体としても、しっかり実施しているというシグナルを、ともし続けていかなければなりません。

笛吹市では、「こんにちは赤ちゃん事業」といった新しい取り組みもすぐに導入し、子育て支援センターや、つどいの広場の開設、他方、保育・教育環境の充実も進めている状況にあり、乳幼児医療費の助成については、既に9月議会において、新年度から通院の助成対象年齢を入院と同じ就学前までに拡大し、併せて入院時に負担する食事療養費についても、助成の対象としていくという、市長の決断がなされ、不妊治療助成の拡大とともに市の子育て支援メニューの着実な進展が、さらに図られたと思っております。

そのような中で乳幼児医療費の助成は、一方で、今般の選挙を通じましても、保護者の要望としてさらなる引き上げをとという声も、私のところにも少なからずいただいております、これは十分財政的な精査と想定される課題、パッケージとしての支援策の充実といった観点からの分析など、来年度の助成拡大後も、これで終わりということではなく、引き続いてさらに検討していく必要もあると考えております。当局として今後の継続的な検討について、ご見解をお伺いします。

次に、乳幼児健康支援一時預かり事業についてですが、笛吹市の次世代育成支援行動計画では、特定14項目の目標事業量が設定されております。

これは定量的な目標数値を参考にしたいという国の意向から設定され、また進捗状況が公表されているものと理解しておりますが、笛吹市では、夜間保育やトワイライトステイ事業など、地域の実情に即していないと思われる5事業を除いた9事業について、それぞれ数値を設定し、その実現に向けて鋭意取り組まれているものと思います。

特に、延長保育や一時保育については、計画策定時の設定目標値をはるかに上回る実績となっており、保護者のニーズに大きく応えて成果を上げていると言え、保育ニーズにしっかり対応しているものと受け止めております。

また、ファミリーサポートセンター事業においても、平成19年4月の事業開始から、当録会員数も順調に増加し、さらに拡大を図っているとお聞きしております。

その一方で、今年2月から登録看護師を確保して事業を開始しました、この乳幼児健康支援一時預かり事業については、派遣型ということで利用がなかったということでございますが、保育ニーズもさまざまですから、大変ご苦労されている部分もあろうかと思えます。

笛吹市の次世代育成支援行動計画も、平成22年度から後期計画期間に入ることから、計画の見直しも視野に入れる中で、このことについての分析、今後の対応等についてお聞かせください。

そして、包括的な出産・子育て・定住促進の取り組みについて、最後になりますが、子育て中に必要な情報を提供する取り組みについてお伺いします。

市では、既に先に申しました笛吹市子育てガイドブックを発行し、出産や子育てに関する情報を集約して、分かりやすく提供しているほか、ホームページでも情報を提供されております。

産後や、特に乳幼児期の子育て中は、必要な情報を得にくかったり、冊子や広報等ではしか

たのない面もございますが、情報自体のタイムラグ、古くなってしまったり、ということもあることから、鮮度の高い情報提供をホームページや携帯サイトなどを通じて、さらに進めていってほしいと願っております。

また、情報提供とともにインターネットや携帯端末を利用しての子育て情報の発信、親同士の交流・情報共有といった取り組みも併せて考えられるだろうと思います。

このような子育て中に必要な情報提供について、今後の取り組みをお聞きして、私の一般質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

志村直毅議員の一般質問、笛吹市総合計画の具現化における市民協働の取り組みについて、お答えいたします。

答弁に先立ちまして、市民と行政との協働について確認させていただきたいと存じます。

昨今、市民と行政との協働の必要性が叫ばれる背景には、少子高齢社会の到来と市民ニーズに対応した持続可能な社会の構築という、地域社会が抱える「より暮らしやすい、安全安心な地域社会」をつくることへの必然的な課題があります。

これまでの公共サービスは、主に行政が主体となって実施されてきましたが、市民ニーズに応え、市民自身が満足できる地域社会をつくり上げるために、主体的に公共に踏み出していく必要が生まれてきたともいえます。

また、行政においても、地域分権型社会への移行や行政経営の考え方による効率的な市政の運営が求められており、これまで担ってきた公共サービスのすべてを継続することが難しくなっています。

こうしたことから、より高い地域社会の理想を実現し、市民が満足できる安心、安全な市政を継続するためには、「協働」という手法を使い、新しい「公共」、言い換えれば「地域自治によるまちづくり」の取り組みが求められています。

そこで、笛吹市では、第1次笛吹市総合計画において、「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」として、市民と行政との協働による将来像を描こうと位置づけております。

また、市民と行政の協働の概念を考えてみますと、最終的な「協働」は1つではありますが、そこへ至る形態は大きく2つに分類することができるものと考えております。

まず、1つ目は、行政が行う施策や市民サービスに、市民の皆さんに企画段階から実施、検証まで参画していただき、そのサービスの質と効果を高めていこうというものです。そこには、「市民による市民のための行政施策の実現」というコンセプトが存在します。

これまでも、各種の審議会、検討委員会、施策推進委員会、事業実行委員会などへの市民参画や、市民ミーティング、パブリックコメントなどの手法により、取り組んできておりますが、これらの取り組みをさらに拡大することが必要であるものと考えております。

2つ目は、まちづくりは必ずしも行政が主体となるものでなく、市民自らが活動主体となってまちづくりを行うという概念です。

市民がその居住する生活空間において、地域ルールを定め、守り、安心・安全な暮らしやすさを追求し、そして、つくっていくというコミュニティ活動や、地域の祭りなど地域の連帯感の醸成などの活動です。

これは、個人や家族ができることは自分たちで、地域の範囲でできることは地域で、それできないことは行政でという、「自助」「共助」「公助」といった「三助論」のうち、主に「共助」の部分であります。

また、そこには各種の団体の活動や、ボランティア活動、NPOなどの活動も、その範疇に入るものと理解しております。

さらに、将来、行政のスリム化、小さな市役所が実現する場合は、「公助」の一部分も担っていただけるようなイメージを持っていただくことが、大切であると思います。

ご質問の1点目の、市民協働の手法による取り組みの現状についてであります。現在、市民協働実現に向けて、前述の二通りの手法から進めております。

まず、1つ目の形態、市民の行政参画を主としての取り組みですが、現在、総合計画に掲げた市民提案プロジェクトによる協働の事業実現に向けて取り組んでおります。

市民提案プロジェクトにつきましては、市民ワークショップの提案を基に、市民参画による具体的な企画、運営、評価を実施するものと位置づけられております。

現在、企画の段階としてワークショップによる具体化に向けた検討が進められているところですが、今後、運営や評価への具体的な参画といった形で、行政施策に対しての市民協働の取り組みが実現していくものと考えております。

次に、2つ目の形態、市民の主體的なまちづくりであります。市民と行政との協働の取り組みを進めるに当たり、市民の自主的、自発的な活動を促進し、地域づくりを進める活動の基礎をつくることをミッションとして、市民との協働事業の取り組みを啓発し、取り組みの仕組みづくりを進めようと努めているところであります。

地域には多くの人材や意欲、エネルギーが埋もれており、それを発掘して集団、グループ化していくこと、その方たちが核となって地域づくりを進めるコミュニティへと成長していくことが、これからの地域社会を安全安心な、市民の満足できるよりよい地域を実現する道であると考えております。

現在、そのための支援策として、市民ボランティア・NPO法人助成事業や市民活動支援講座の開催、活動支援拠点の整備、情報の提供や共有、公開システム構築の検討等の取り組みにより、地域自治への意識の高揚を促進しています。

また、まちづくりは市民と行政との協働により実現するとの認識に基づき、市民協働ワークショップによる、市民の皆さまに協働への意識や関心を持っていただく取り組みも行っております。

続きまして、ご質問の2点目の、経営企画課と市民活動支援課の有効な連携と市民参画の活用についてであります。経営企画課が進めております総合計画市民提案プロジェクトも、市民活動支援課が取り組んでいる地域振興促進事業も、冒頭述べましたとおり、市民と行政との協働の実現が、ゴールであることにほかなりません。

協働は、「複数の専門性がそれぞれの満足を追求しながらも、協力し合って新しいものを生み出すことである」といわれております。

市民と行政との協働は、その新しい公共のあり方を模索しながら、地域・コミュニティにとって満足できる、より良い地域社会の実現がゴールであると考えております。

このため、協働の認識、パートナーシップの意識を高めながら、すべての分野で市民の皆さまとの協働が実現できるような体制づくりが重要でありますので、横断的な連携を強化しながら、さまざまな角度から取り組んでいきたいと考えております。

総合計画に掲げる将来像「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」具現化に向けて、これからも努力してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

志村直毅議員の一般質問、出産・子育て・定住促進のための包括的な取り組みについて、お答えいたします。

まず、1点目のご質問であります、結婚ならびに子育てのための「準備教育」についてお答えいたします。

はじめに、笛吹市結婚相談所の組織および目的についてご説明いたします。

笛吹市結婚相談所は、幸せな家庭づくりを促進するため設置されました。

来年3月に、2年の任期が満了を迎えることとなります相談員は、現在13名おります。

毎月2回、第1金曜日と第3日曜日の午後1時半から4時半まで、結婚相談や結婚相手の紹介をしていただいております。登録者数はこの1年間で倍増し約100名を数えておりますが、増加に伴うニーズや要求に応えること、プライバシー保護等、業務も複雑化しております。

可能な限りニーズに応えるため、相談員の能力向上を目的とした研修を行うべく、今回補正を計上したところでです。

以上のように、笛吹市結婚相談所については、幸せな家庭づくりを促進するために、結婚相談や結婚相手の紹介などを行うことを目的に設置されているものであり、ご質問のような結婚ならびに子育てのための、「準備教育」としての目的の組織ではないことをご理解ください。

次に、子育てのための「準備教育」についてですが、母子保健法では妊娠したときは市に妊娠の届出をし、市は母子健康手帳を交付することとなっております。この時から出産を迎えるお母さんとのかかわりが始まります。

母子担当保健師による出産への心構えや、子どもを育てていくための妊婦の意識や行動、夫を含めた家族環境などの状況把握を行うとともに、必要な情報提供をいたします。

特に出産に対しての教育や支援を目的とした「母親学級」の実施、出産後には保護者を対象に「育児教室」を、また新生児訪問や成長に応じた各種健診を行っております。

妊産婦や、育児者、乳幼児の抱える課題はそれぞれであるため、保健師等専門職が相談・訪問等を通じ、妊娠期から一貫した総合的な母子保健事業を展開しております。

次に、出生届用紙の産科医療機関への配布についてですが、出生届用紙には、赤ちゃんが生まれますと医師の出生証明を記入していただく欄があります。

その用紙を医療機関が事前に保管することにより、保護者の利便性が図られると思われれます。

市としましては特に配布はしておりませんが、医療機関が窓口にとまとめて取りに来ているの

が現状です。

出生届用紙は標準様式で定められており、全国一律で使用できますので、従来どおり必要に応じて医療機関が最寄りの役所にてお受け取りいただくほうが、効率的と思われます。

次に、仮称・出産奨励金の創設についてお答えいたします。

出産奨励金を実施している自治体があり、少子化に対する一つの姿勢であると思いますが、本市では、笛吹市次世代育成支援行動計画が策定しており、これによる各事業の推進と、母子保健事業による支援等取り組んでおります。

この事業を実施している自治体の事業効果等を研究してみたいと思います。

次に、不妊治療費支援事業の拡充についてお答えします。

不妊治療は、身体的にも経済的にも負担が大きく、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくありません。

市ではこれらの夫婦を支援するために、平成19年度より不妊治療費支援事業を実施してまいりました。

助成内容は、治療に要した自己負担額の半分の10万円を限度に年1回とし、5回までを助成するものとなっています。

本年度は、現在31件の申請がございまして、8件の妊娠が成立しております。

想定外の申請件数であり、助成金に不足が生じますので、今定例議会にて補正予算のお願いをしております。

事業の拡充につきましては、今年度の事業成果を踏まえ、経済的負担のさらなる軽減を図るため、来年度より年1回を2回にすることで支援の拡充を行う考えであり、それに向け準備に取りかかっているところでございます。

次に、乳幼児医療費助成のさらなる拡充の検討についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児医療費助成につきましては、子育て家庭の負担の軽減を図るため、平成18年4月から市単独事業として、国民健康保険加入世帯の市内医療機関窓口無料化を実施してきましたが、本年4月からは、県下一斉に医療機関窓口無料化が実施されたところであります。

また、市では、助成対象年齢を、県と同様の5歳未満の通院と小学校就学前までの入院を助成の対象としてきたところでありますが、新年度から通院の助成対象年齢を、入院と同じ就学前までに拡大し、入院時に負担する食事療養費についても、助成の対象としてまいりたいと考えております。

今後のさらなる拡充につきましては、市単独事業であるため、医療費の推移を見極めながら、段階的に検討してまいりたいと思います。

次に、乳幼児健康支援一時預かり事業についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児健康支援一時預かり事業、いわゆる病児・病後児保育事業は、病気や病気回復期にあるお子さんを、保護者に代わって看護・保育するもので、病院等でお預かりする施設型と、看護師が自宅へ出向いて保育する訪問型とがあります。

市では、本年度、訪問型で利用できるよう必要な予算を計上し、在宅の看護師さんを広報等で募集しましたが、勤務形態が短期で突発的になるために、応募がない状況であります。

このため、利用の照会があるときは、軽度な病児保育についてはファミリーサポートセンター事業での対応が可能であることから、事前に登録をお願いし、緊急時に利用を行っているところであります。

次に、子育て中に必要な情報を提供するための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

市では、本年3月に「子育てガイドブック」を作成しました。

これは、子育ての不安や悩みを少しでも解消していただくために、出産前から中学生まで年齢階層ごとに、行政サービスや子育て支援策、各種相談窓口など、さまざまな子育て情報を掲載したものであります。

また、制度的なサービスにつきましては、法改正により内容の修正が必要となりますので、2年くらいを目途に改定してまいります。

ガイドブックの配布につきましては、保育園の保護者や子育て支援センターを利用する方にお配りしたり、児童手当現況届けの提出時にも、窓口でお渡ししております。

さらに、健康づくり課においても母子手帳の交付時にお渡ししたり、児童課窓口や支所でも必要な方にはお持ちいただいております。

また、見たいとき・必要なときの対応として、市のホームページへの掲載もしてあります。

今後は、携帯電話からのアクセスに対応できないか、担当部署と研究を進めていきたいと考えております。

いずれにしても、子育て支援の充実に努め、「安心して生み育てられる環境づくりを推進することが、定住促進の一策であると考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

大変、丁寧なご答弁をありがとうございました。

市民活動支援の取り組み、市民協働の取り組みについては、これからも力強く進めていっていただけるものと理解しております。

私、一市民としても、しっかりこれを見守りながら、また取り組みを支援していきたいと思っております。

また、包括的な出産・子育て支援・定住促進のための取り組みについても、ご丁寧にご答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。

いくつか再質問をさせていただきたいことがございます。

まず、1点目ですが、乳幼児健康支援一時預かり事業について、訪問型という中で、実際には看護師や保健師の方の確保についても、大変なご苦労があることと承知しております。また、では施設型なのかということになりますと、これも大変なことなのだろうと思います。

これまでは、施策が計画どおりに進捗しているかどうかというところに、事業の点検・評価のスポットが当てられていた傾向が、一般的だったと思いますが、とりわけ特定14項目の事業については、全国一律で同様のニーズがあるものというわけではないと思いますし、地域の実情に応じた利用者のニーズを、この場合は保育ニーズという視点に立って、包括的な制度設計と未来への投資としての効果的な財政投入といった観点から、次世代育成支援の後期計画策定に向けて、よく検証しながら、より利用者の視点に立った病児病後児保育の支援のあり方を検討していただきたいと、私も一保護者としてそのように思います。

そういった状況の中で、看護師、保健師の募集も苦勞されていると思うわけですが、現状の申し込み・問い合わせの状況が分かりましたら、参考までにお知らせいただけたらと思います。

次に、子育て中に必要な情報を得ていくためのツールとして、特に若年世代には携帯サイトの利用などが多いことから、笛吹市の携帯サイトの充実、これも研究していただけるということでしたので、コンテンツのテキスト化、通信費の抑制につながります、こういったことも念頭にアクセシビリティの向上を図っていただきたいと思います。

この子育てハンドブックの改定の際には、あるいは独自にこういったものを発行している事例もありますが、父子手帳機能といったものの付加といったことも、ぜひご検討していただきながら、父親の子育て参加、子育てを喚起して、ワークライフバランスの実現に資するような情報提供も検討していただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

答弁を求めます。

内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

まず、最初に、乳幼児健康支援事業、いわゆる一時預かり事業についてですが、今年度、計画を進めて実施しているところでございますが、なかなか、先ほど申し上げましたように、看護師・保健師さん等の申し出がないというような状況でございますが、これまでの取り組みを検証し、保育所や病院などの実施場所の受け入れや、実施形態について、今後どのような方法がよいのか十分な分析をし、今後も研究してまいりたいと考えております。

看護師・保健師等につきましては、なかなか、乳幼児に対する利用が少ないとか、安定的な時間が確保できない、利用が少ないために確保できない等について、なかなか一日中いること自体が、いてもそれだけの利用が見込めないとかというような形になりまして、非常にそういう点ではなかなか申し出がないということで、市のほうも苦慮しているところでございますが、先ほど申し上げましたように、今後どのような方法がよいのか、もう一度いままでの内容を精査し、検証し、次に向けての研究をしていきたいと思っております。

あと、子育てガイドブック等につきましても、議員から話がありましたが、携帯電話からのアクセスにつきましても、市長が常々申しております、積極的な情報の公開ということで、開かれた市政ということで取り組んできているわけでありまして、これにつきましても、どこまで細かく発信できるかというような点について、担当部局・部署とも研究し、進めてまいりたいと思っております。

また、議員さんのお手元にある市のガイドブック等がございますが、それらを身近なところでぜひ活用していただき、これからの市の、特に福祉につきまして制度的な面も、また施設的な面もさまざま網羅されておりますので、ぜひ活用していただき、支援をお願いしたいと考えております。

再質問の答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再々質問を許します。

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

ご答弁ありがとうございます。

非常に利用が得られないという状況は、行政としても心苦しいと思いますし、また、私どもも、これは前向きに視点を変えて、どんなふうな方策がいいのか、よくよく検討していく必要があるなと思っておりますので、ぜひまた議論をさせていただきながら進めていけたらと思います。保護者として、こういったニーズもあろうかと思いますが、今後どういった提供をしていくのかというところでは、やはり現実的にはいろいろ難しい部分もまだまだあるなど、このように受け止めております。

1点、子育て中に必要な情報を提供していただくという中で、参考といいますか、お伺いさせていただきたい部分がありますが、現在、政府のIT戦略本部・特別テーマ評価検討委員会というところで、結婚・妊娠・出産育児のケーススタディを行って、先般、中間報告というものが公表されました。

これは妊娠から出産・育児まで必要書類が20種類以上、提出先は30カ所以上ともいわれて、さまざまな手続きがあることに対して、国民実感としても負担感が高いというふうに予想されまして、また、医療、電子行政の両分野にもまたがるテーマであることから、国民の利便性の向上と行政のBPRの実現に、BPRというのはビジネスプロセス・リエンジニアリング、すなわち組織や業務の改善を分析して、主に情報システムを取り入れなどして合理化、最適化をしていくということですが、これを特別テーマとして、具体的に結婚・妊娠・出産・育児を取り上げて、取り組んでいこうというもので、子育てで大変な親が走り回るのではなく、代わりにデータが走り回ると、こういったことで利便性の向上を目指しているようです。

特に、包括的な出産・子育て・定住促進の取り組みにおいて、こうした情報もしっかり視野に入れていただきながら、進めていただけたらと思います。最終報告等の経過を見ながら、ぜひご検討をお願いいたします。

ご所見をお伺いしまして、終了させていただきます。

○議長（上野稔君）

答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

再々質問にお答えいたします。

妊娠から出産まで、また育児につきまして業務の改善ということであると思いますが、今、さまざまな機械化が進んでおりますので、そうした一つのいき方と、もう1点は、大事なことは私たちの身近な部分で保健師等が直接かかわりをもって面談し、細かなところを声を聞いて的確なアドバイスをしていく、このこともより大事ではないかなと思っております。

ですから、これからの業務の改善と機械化した業務の改善と併せて、私たちの誠意ある、ぬくもりのある、一人ひとりに対する、子育てに対する対応も忘れてはならないと、このように思いますので、議員が申された業務の改善と併せて、なお一層取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（上野稔君）

以上で、志村直毅君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

23番、前島敏彦君。

○23番議員（前島敏彦君）

2問目の出産・子育て支援・定住促進のための包括的な取り組みという点で、質問させていただきます。

保育ニーズに応えながら進めていくとのことをございまして、今議会の行政報告でも述べられました、保育所ビジョンを本年度中に作成していきたいとのことをございます。

このことにつきまして、詳細についてお伺いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

前島議員の関連質問にお答えいたします。

保育所ビジョンの策定につきましては、保育所ビジョン策定委員会、ならびに保育所ビジョンのワーキンググループを11月28日に立ち上げたところをございます。

策定委員につきましては、民生児童委員の代表、また保育協議会の代表、保護者会の代表、教育関係者、また指定管理受託者の事業者、保育所の職員、市関係の12名の策定委員をもって、市長より委嘱をいたしたところをございます。

また、ワーキンググループにつきましては、市内の公立、また私立保育園の園長と主任、一般保育士といった各層からのメンバーをもって構成いたしました。また、市内の小学校教員やさらに山梨学院大学の保育士養成研究スタッフ2名の先生にもお願いし、総勢18名のワーキンググループを結成し、これにつきましても市長より委嘱をさせていただきました。

これによりまして、今後、このメンバーを中心に策定してまいります。

ビジョンの柱といたしましては、特に基本的な生活習慣の学び、第1点目をございます。2点目には、安心・安全な保育。3番目には、小学校とのかかわり。4番目には、食育への取り組み。5番目には、子育て相談と関係機関との連携。6番、職員の資質の向上と保育サービス。

以上、6項目等を中心に策定を考えております。

保育所ビジョンにつきましては、年度末までの策定を目指しておりますが、中には時間をかけて十分な意見を出し合ったらどうかとの話も出ております。

個々の保育所の個性を尊重しながらも、笛吹市の統一した保育所指針により、将来を担う子どもたちの健全な育成を願い、保育所にビジョンを策定してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再質問ありますか。

（なし）

関連質問ありますか。

16番、大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

持ち時間が少なくなってきました、私もこの年になって初めて出産・子育てを目の当たりにしまして、父親も極力協力できることはないかなと、サポートできることはないかなと思う中で、市民との協働という視点から、情報の提供ということでガイドブックをつくられたわけで

すが、そのほかにもホームページ、今一番、若い世代、われわれよりも下の世代というのは、ホームページを開いて情報を収集するという中で、ホームページをリニューアルする中でいろいろな情報、例えば、見た人からこういう情報はよかったとか、インターネットを見ましても映画の情報、食べ物の情報、「良い」「悪い」「普通」とか、こういった評価・意見も、逆にまた市のほうへ提供して双方向の、市からまた情報するという、フィードバックといえますか、相互性のあるホームページを考えていただきたいというのが1つと、もう1点、届け出のされていない妊婦、今、届け出すれば母子手帳を交付というようなことがありましたが、いろいろな経済的な事情とか届け出のない妊婦さんに対するフォローアップというのが、なかなか目の目を見ないといえますか、いろいろな情報があるんですが、ともすれば社会問題になりかねない状況で、その2つを簡潔にお伺いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

関連質問にお答えいたします。

先ほど、話がありました中で、逆に意見をいただくという点についてはどうかということでございます。大変ありがたいことだと、私も感謝しております。一方通行でなくて、できたらそういうことが可能であればということで、また担当部局とも、どういう形が可能なのか、研究してまいりたいと思っております。

また、育児につきまして悩みがある部分、そうしたことに對しましても、妊娠から保健師が関わりを持ってまいりますので、より親切に丁寧に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

ホームページの部分で池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

現在、ホームページのリニューアルに向けて取り組んでおりますが、いろいろな市民の皆さんへの情報提供につきましては、多くの情報をホームページの中で発信していきたいと、基本的には考えております。

なお、市民の皆さんの市へのフィードバックの部分につきましては、市長への手紙制度を設けておまして、いろいろなご意見をちょうだいしております。市政の中で市民のご提案とか、今やっている施策についてのご意見とかちょうだいしております。

制度的には、そんなシステムを構築してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと1点、先ほどから志村議員のご発言の中で、携帯電話によるサービスということがございますけれども、いろんな計画をテキスト化いたしまして発信することは可能でございます。ただ、子育てガイドブックに特定すれば、現在のサーバーで対応はできますが、いろんな計画すべてをテキスト化、いわゆる文字として、電子情報として携帯電話で発信するという事は、かなりボリュームが大きいものですから、ちょっとハードルがあるのかなと。

あと1点は、ホームページ上でございますと、いろいろなフロー図とか絵とか、大変見やすくなっておりますが、携帯電話では文字情報だけでございますから、大変見づらいということ

と、それから携帯電話も、これは契約の方法ですが、インターネットを使う場合について、使っただけ使っても、基本料金はこのくらいで済むというような契約がしてあれば問題ないんですが、いわゆるデータ量が多いですから、そういう契約をされていない方ですと、大変料金が高額になってしまうという現実的な問題もあります。

どのような情報を携帯電話の中に発信できるかということは、また担当部署とも検討を進めさせていただきまして、なるべく多くの情報につきましては、ホームページの中で発信していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の議事は、すべて終了いたしました。

お諮りします。

明日10日から12日、15日および16日は、議案調査のため休会といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日10日から12日、15日および16日は、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、17日午後2時半から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 6時30分

平成 2 0 年

笛 吹 市 議 会 第 4 回 定 例 会

1 2 月 1 7 日

平成20年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第3号)

平成20年12月17日
午後2時40分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第118号 | 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第119号 | 笛吹市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第120号 | 平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第 4 | 議案第121号 | 平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 5 | 議案第122号 | 平成20年度笛吹市老人保健特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 6 | 議案第123号 | 平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 7 | 議案第124号 | 平成20年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 8 | 議案第125号 | 平成20年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 9 | 議案第126号 | 平成20年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第10 | 議案第127号 | 平成20年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第11 | 議案第128号 | 平成20年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第12 | 議案第129号 | 平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程第13 | 議案第130号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(いさわふれあいセンター他2施設) |
| 日程第14 | 議案第131号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(芦川国民健康保険診療所) |
| 日程第15 | 議案第132号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(御坂福祉センター他3施設) |
| 日程第16 | 議案第133号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(石和温泉駅前観光案内所) |

- 日程第17 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について(すずらんの里)
- 日程第18 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について(御坂路さくら公園他2施設)
- 日程第19 議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について(石和恵比寿公園)
- 日程第20 議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について(八代健康ふれあい館)
- 日程第21 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について(スコレーセンター他1施設)
- 日程第22 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について(いちのみや桃の里ふれあい文化館)
- 日程第23 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について(花鳥児童館)
- 日程第24 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について(御坂林業センター)
- 日程第25 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について(御坂東部地区コミュニティ施設)
- 日程第26 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について(八田御朱印公園)
- 日程第27 議案第144号 市道廃止について
- 日程第28 議案第145号 市道認定について
- 日程第29 発議第 11号 笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について
- 日程第30 議案第146号 笛吹市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第31 同意第 8号 監査委員の選任について
- 日程第32 同意第 9号 公平委員会委員の選任について
- 日程第33 同意第 10号 名所山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第34 同意第 11号 春日山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第35 同意第 12号 黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第36 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	中川啓次
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	内藤運富
福祉事務所長	佐藤貞雄	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	堀井一美	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	田中昭子
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	橘田益貴
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 議案第118号から、日程第29 発議第11号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日の5日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長、降矢好文君。

○総務常任委員長（降矢好文君）

ただいま、議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る、12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を、12月11日、12日の2日間、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し審査いたしました。

審査にあたり、いくつか質問等ありましたので報告いたします。

まず、総務部所管については、投票所の統合に伴う選挙経費の減額について、経費節減がすべてではないと思う。住民の不便性や地域の状況を調査してからやるべきではなかったかとの質問があり、投票所周辺の駐車場や、ポスター掲示場の確保が困難なところについて、今回統合することを選択した。

地域からの要望も考慮し、区長会での説明も行ったとの回答がありました。

また、コンビニ収納についての成果はどうかとの質問があり、コンビニ収納は24時間利用可能で利便性も高く、県や他市の実績が上がっていることから見ても、成果が見込まれるとの説明がありました。

経営政策部所管については、ホームページへの有料広告掲載についての質問があり、来年度から実施予定であり、市政情報コーナーに4枠、1枠当たり月額5千円、観光情報コーナーへも4枠、1枠当たり月額1万円の広告料を予定している。

また、アクセス件数の多い月には、広告料の割増しも検討していきたいとの説明がありました。

また、市営バス路線延長や新規路線の要望があるが、見直しの予定はどの質問があり、現在の実証運行を年度内行う方向で検討中である。路線については、運行許可や事業者との調整が

必要だが、来年4月以降見直しもあり得るとの説明がありました。

消防本部所管については、救急救命士の有資格者数、資格取得に伴う研修についての質問があり、現在13名の救急救命士がおり、3年後に18名体制にする計画で進めている。

そのため、10月から2名の職員が半年間の研修に参加しており、研修費用は1人当たり約200万円の経費が必要であるとの説明がありました。

市民環境部所管については、温泉施設の指定管理者にかかる仮協定について、附帯決議として申し入れた、施設修繕費の負担基準や、現在の施設の維持管理や食堂の運営状態などについて指摘があり、修繕費については、担当者が現場に出向き調査を行い、見積りを別に取りなどしてチェックしている。

業者選定も選定委員会でヒアリングを繰り返し行い、精査してきた経緯を理解してほしいとの説明がありました。

以上、本委員会に付託を受けました案件にかかる主な質疑等の報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第119号 「笛吹市都市計画税条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第120号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)」のうち、総務常任委員会担当項目について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第130号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(いさわふれあいセンター他2施設)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長(上野稔君)

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

総務常任委員会に付託されております議案第120号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に、討論および採決を行います。

それでは、議案第119号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託してあります案件につきまして、教育厚生常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、寶修君。

○教育厚生常任委員長（寶修君）

ただいま、議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る、12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を、12月11日、12日の2日間、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し審査いたしました。

審査にあたり、いくつか質問等ありましたので報告いたします。

まず、保健福祉部所管においては、重度心身障害者医療費助成額の補正額が当初に比べて大きく増えているがとの質問に、4月からの保険診療分の個人負担額の窓口無料化に伴い、病院に受診しやすくなり、受給者が増加したため助成額が増えたとの説明がありました。

また、生活保護費が増えた理由はとの質問に、保護受給者が昨年より増えており、今後も増える傾向にあると思われるが、働ける人には就労支援を行い、自立生活ができるように援助をしていくとの説明がありました。

市民環境部所管においては、ごみの全体量の傾向はとの質問に、全体量は減っているが、可燃ごみは減っていないため、引き続き各地区での出前説明会などを通じて、ごみの減量や分別の協力をお願いしていくとの説明がありました。

また、市の集団検診の検査項目が減ったがとの質問に、従来の検診より2項目減っているが、これは特定健診の検診項目で国から示されており、特別必要なものがあれば検査項目を検討していくとの説明がありました。

なお、後期高齢者医療特別会計補正予算については、反対および賛成討論がありました。

教育委員会所管においては、給食費の滞納への対応はとの質問に、学校と教育委員会で協力して対応していくが、学校給食検討委員会にも諮り、法的措置がとれるか検討をしたいとの説明がありました。

次に、発議第11号については、趣旨には賛成だが、予算措置の裏付けがなければ実施は難

しいとの意見があり、財政状況を勘案する中で全体的行政バランスを考慮し対応を検討したい。
また全国一律に実施できるよう、県に年齢拡大の要望をしていくとの説明がありました。

以上、本委員会に付託を受けました案件にかかる主な質疑等の報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第120号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)」のうち、教育厚生常任委員会担当項目については、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第121号 「平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」は、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第122号 「平成20年度笛吹市老人保健特別会計補正予算(第1号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第123号 「平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第124号 「平成20年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第2号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第125号 「平成20年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第131号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(芦川国民健康保険診療所)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第132号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(御坂福祉センター他3施設)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第138号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(スコレーセンター他1施設)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第139号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(いちのみや桃の里ふれあい文化館)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第140号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(花鳥児童館)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第141号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(御坂林業センター)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第142号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(御坂東部地区コミュニティ施設)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第143号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(八田御朱印公園)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

発議第11号 「笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について」、賛成少数で、否決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長(上野稔君)

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第120号につきましては、先般申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に、討論および採決を行います。

それでは、議案第121号から議案第124号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本4案件については、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案件に対する委員長報告は可決です。

本4案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第121号から議案第124号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号を議題とし、討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

議案第125号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号、議案第132号および議案第138号から議案第143号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本8案件については、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本8案件に対する委員長報告は可決です。

本8案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第131号、議案第132号および議案第138号から議案第143号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第11号を議題とし、討論を行います。

賛成討論を許します。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

発議第11号「笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について」、賛成討論を行います。

この条例改正案の内容は、子どもの医療費窓口無料について、現行の通院・5歳未満、入院・就学前までとなっている現行制度を、通院、入院ともに小学校6年生まで拡大するための改正案であります。

子どもの医療費無料の年齢拡大については、改めて述べるまでもありませんけれども、子育て世代を中心に強い要望があり、安心して医療が受けられ、どの子どもも健やかに成長するための最低の条件であります。

だからこそ、1万9,070筆もの賛同署名がまたたく間に集まりましたし、市内の開業医からも多くの賛同の声が寄せられました。

年齢拡大は、大きな議論になっており、子育て支援策にとどまらず、厳しい経済情勢が続く昨今では、市民の暮らし応援策にもなるものであります。

山梨県内では、先日、都留市も年齢拡大を表明しましたので、県内人口の73.7%が「小学生まで拡大」の制度の下に暮らすことになります。

慢性疾患で甲府市立病院に定期受診するというあるお母さんは、病院の会計窓口で、同じ子どもなのに住んでいるところが違うばかりに、無料と有料になってしまうことに対して、受診のたびに悔しい思いをすると語っておりました。

1万9,070筆もの署名に対して、市当局は「重く受け止めている」と口では言うものの、実施を渋るばかりであります。

それならば、議会が真に重く受け止めて当局に実施を迫るのが、市民要求実現のために働く議員の責務として当然ではないでしょうか。

その最も効果的な行為として、今回の議案提案となりました。

議会は、何も当局の提案や提出議案だけを審議するところではありません。市民要求に基づいて積極的に議案提案権を行使すべきであると考えております。

しかし、12月11日の教育厚生常任委員会が出した、この条例改正案に対する審議結果は、否決でありました。

市民要求に背を向けた結果となりました。

この常任委員会が否決の結論を出した翌日、12月12日の山日新聞には、都留市が年齢拡大を段階的に実施することになったとの記事がありました。

委員会が出した否決の結論とは、まったく対照的な記事でありました。公明党議員の質問に答えたというものであります。

今回、この条例改正案に対する反対討論がありませんけれども、この改正案のどこが問題なのか、どこに異議があるのか、討論がないのはとても残念なことであります。

私は、12月11日に開かれました常任委員会を傍聴しましたがけれども、年齢拡大に反対の意見は一つもありませんでしたし、条例案の中身そのものに触れた討論がほとんどないことに、とても残念に思っております。

さらに、9月議会での一般質問に対して、当局の示した対象年齢拡大に必要な予算額が、既に実施している自治体の実績に比べて、過大ではないかとの指摘に対して、最後まで明確な算定根拠を示さなかった当局も、大変誠実さを欠いたものであったと思っております。

審議の中で、発議は時期尚早とか、財政が厳しい中で背伸びすることもないとの討論がありましたけれども、小学生まで対象者を拡大した自治体の住民人口は、73.7%にまで達しているわけですから、時期尚早どころの話ではなく、遅れに遅れている当市でありますし、時期尚早などと言っている間に、子どもはどんどん大きくなるわけですから、無料の対象から外れていくばかりであります。

財政の問題で言いますと、ちなみに今度、議員定数6人が減りました。6人分の報酬、共済費、政務調査費の合計、年間3,923万8,200円の減額になりますけれども、これを充当するという考え方に立てないでしょうか。

市民の願いに応じて、全議員がこの条例改正案に賛成するよう呼びかけまして、賛成討論を終わります。

○議長（上野稔君）

次に、反対討論を許します。

20番、渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

発議第11号「笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について」、反対といたしますか、公明党としましては、全国的にも少子高齢化問題に真剣に取り組んでおります。都留市のほうにおいても、日ごろから財政状況をしっかりと皆さん方一同考えまして、そして今回の事態に踏み切りました。

国としましては、積極的にやっていることでありますし、私たち笛吹市の公明党会派におきましても、市民の皆さまの声はしっかりと受け止めております。

私たちは、9月の定例市議会におきまして、公明党の代表質問としまして、この医療費の件を提案いたしました。その結果、市のほうでもご検討くださいまして、入院、通院ともに6歳までということで、就学前までということで一歩前進することができました。

この点につきましては、本当に心から感謝を申し上げます。

わずかな一歩ではありますが、これがまた次なる確実な前進になることは、私たちは確信しております。

その点におきましても、さまざまな施策におきまして、しっかりと笛吹市が足腰の強い行政となりまして、そして、一日も早くこの乳幼児医療費の無料化、小学校入学また就学まで、そしてまた、もう一歩進んで卒業まで、またさらには、また大きく発展するよう、しっかりと私たち議員も頑張ってまいりたい、そう思います。

私たちが、公明党としまして、この点に反対ということではありませんけれども、今回の事態は、ここでもって踏みとどまったわけではございますが、これは9月議会におきまして、公明党の代表質問で、先ほど話しましたが提案いたしました。それによって来年度の4月から通院、入院ともに就学までということになりました。実施する期間がそれでございます。提案されたこの議案に対しましては、その4月1日から小学校の12歳までとか、そういう形で、その点につきまして大変大きな違いがあるという点で、今回は賛成することができなかったというわけでございます。

これからも、しっかりと私たちは県に働きかけ、また国のほうでも、全国的にそういうことが実施できるよう、今後とも市民の皆さま方の声は、しっかりと受け止めて今後前進してまいりたいと思います。

そういう意味で、多少の違いがあったということで、前向きにこの点については考えておりますので、今回の議会におきましては、ここで4月1日から6歳の未就学までということで、そういう段階を踏んでおるということで、承知していただきたいと思います。

これからも全力で頑張ってまいります。

以上です。

○議長（上野稔君）

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

発議第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決です。

したがって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 少 数 ）

挙手少数です。

よって、発議第11号は否決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託してあります案件について、建設経済常任委員長から審査の結果についての報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、松澤隆一君。

○建設経済常任委員長（松澤隆一君）

ただいま、議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る、12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を12月11日、12日、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し審査いたしました。

審査にあたり、いくつか質問等ありましたので報告いたします。

産業観光部所管では、一般会計補正予算および黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算、公の施設に係る指定管理者の指定について審議しました。

このうち、原油価格高騰に伴う農業施設生産活動維持緊急対策事業について質問があり、内容は、高効率の暖房機設置等施設園芸における省資源対策事業への補助であり、18の営農グループより申請がある状況との説明がありました。

また、経済状況が不安定であることから、行政と企業、企業相互間の意見交換の場として、市内の事業所のうち、農工団地に入居する企業19社、資本金1千万円以上、従業員20名以上の企業25社の合わせて44社と、「ものづくり企業」意見交換会を実施するとの説明がありました。

建設部所管では、一般会計補正予算および市道の廃止・認定、公の施設に係る指定管理者の指定について審議しました。

住宅管理費の補正に関しては、老朽化が進んでいる市営住宅3団地における修繕の実施、入居者の退去に伴う木造住宅2棟の解体工事を行うとの説明がありました。なお、今後の市営住

宅の計画についての質問があり、現在作業中である都市計画マスタープランの策定を受け、住宅マスタープランが作成される中で、市営住宅の計画を作成していくとのことでもあります。

また、道路維持費につきましては、市道における15メートル以上の橋梁を対象に、長寿命化対策・修繕計画策定のための点検委託を行うとの説明がありました。

公営企業部所管では、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業の設置等に関する条例の制定について、一般会計補正予算、水道事業会計および公共下水道、簡易水道の各特別会計補正予算について審議しました。

春日居地区温泉給湯事業については、特別会計として経理を行っているが、公会計改革に伴い、来年4月1日から企業会計として経理を行うべく事務処理を進めているが、そのための条例整備であるとの説明がありました。

下水道事業において、石和高校の新設校舎の下水道工事の設計図などができているのかとの質問については、石和高校の工事の概要や日程が提示され、仮浄化槽の設置などの二重投資を避けるため、仮設校舎を造る前に下水の工事が終わるように、工事発注を進めているとの回答がありました。

簡易水道事業については、一宮町上矢作地区の水源の撤去の内容についての質問に対し、一宮地区の水道統合整備事業により、地元から借りていた土地にあるポンプ場については、統合整備が終了した時点で、施設を撤去してお返しするという約束のため、今回事業が終了したので、ポンプ室と圧力ポンプ、水中ポンプの撤去を行いたいとの回答がありました。

以上、本委員会に付託を受けました案件にかかる主な質疑・意見等の報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第118号 「笛吹市営春日居地区温泉給湯事業の設置等に関する条例の制定について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第120号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)」のうち、建設経済常任委員会担当項目について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第126号 「平成20年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第127号 「平成20年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第128号 「平成20年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第2号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第129号 「平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第133号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(石和温泉駅前観光案内所)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第134号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(すずらんの里)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第135号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(御坂路さくら公園他2施設)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第136号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(石和恵比寿公園)」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第137号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（八代健康ふれあい館）」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第144号 「市道廃止について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第145号 「市道認定について」、賛成全員で、原案のとおり認定すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第120号につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

それでは、議案第118号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号から議案第129号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本4案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案件に対する委員長報告は可決です。

本4案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第126号から議案第129号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号から議案第137号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本5案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案件に対する委員長報告は可決です。

本5案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第133号から議案第137号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号および議案第145号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案件に対する委員長報告は可決です。

本2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第144号および議案第145号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

最後に、各常任委員会に分割付託いたしました議案第120号の採決を行います。

それでは、議案第120号を議題といたします。

本件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は、15時40分といたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時38分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

ただいま、市長より条例案件1件、および人事案件5件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（上野稔君）

これより、日程第30 議案第146号から、日程第35 同意第12号までを一括議題とし、提出者より説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

本日、追加提案させていただきます、議案および同意案件につきまして、概略のご説明を申し上げます。

まず、議案第146号 「笛吹市国民健康保険条例の一部改正について」であります。一定の出産にかかわる事故について、補償金の支払いに備えるために制度の創設により、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、条例を改正する必要性が生じたものであります。

次に、人事案件についてご説明を申し上げます。

同意第8号 「監査委員の選任について」であります。

任期満了に伴う監査委員の選任についてであります。現代表監査委員の飯田三郎氏を再任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所は笛吹市八代町北1639番地、昭和10年3月30日生まれで、現在73歳。

任期は、平成24年12月20日までの4年間であります。

同意第9号 「公平委員会委員の選任について」であります。

任期満了に伴う公平委員会委員の選任についてであります。現職の片岡国男氏を再任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所は笛吹市御坂町夏目原523番地5、昭和18年12月24日生まれで、現在64歳。

任期は、平成24年12月20日までの4年間であります。

同意第10号 「名所山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」であります。任期満了に伴い、管理委員会委員の改選をするものであり、小林憲賀氏、三浦勝氏、宮川良雄氏、春田正元氏、布施一貴氏、北野利則氏、中村幸男氏の7人についてお願いするものであります。

任期は、平成24年12月31日までの4年間であります。

同意第11号 「春日山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」であります。市議会が改選されたことに伴い、1名が欠員となっております。龍澤敦氏の再任についてお願いするものであります。

任期は、平成24年10月11日までとなります。

同意第12号「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」であります。健康上の理由により、11月20日をもって原田東洋男氏が辞任されましたので、その後任として志村建太郎氏の選任についてお願いするものであります。

任期は、平成24年10月11日までとなります。

以上、本日追加の6案件につきまして提案理由を述べさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（上野稔君）

説明が終わりました。

これから、議案第146号の質疑を行います。

（なし）

質疑を終結します。

お諮りします。

議案第146号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第146号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第146号の討論を行います。

討論ありませんか。

（なし）

討論を終結します。

議案第146号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、議案第146号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第31 同意第8号の質疑・討論・採決を行います。

ここで、監査委員、飯田三郎君の退場を求めます。

（飯田監査委員・退場）

これから、同意第8号の質疑を行います。

（なし）

質疑を終結します。

お諮りします。

同意第8号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第8号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

同意第8号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決しました。

飯田監査委員の入場を求めます。

(飯田監査委員・入場)

ただいま、同意されました件について、飯田監査委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

飯田監査委員の発言を許します。

飯田三郎君。

○監査委員(飯田三郎君)

ただいま、議会の皆さん方のご同意をいただきました、重く受け止めたいと思えます。

世情、ご存じのとおり金融財政の大きな、恐慌にも等しいような荒波が押し寄せているわけですが、市町村におきましても、少なからずそういう関連の影響は受けるはずでござります。

財政運営の監視役として、今後も頑張っていきたいと思えます。

監査それから検査・審査等におきまして、私たち3人で一致協力した中で、監視の目を強めながら、また、忌憚ない意見等をさせていただきながら、笛吹市の行財政の運営のより良い発展を期待しながら努力してまいりたいと思えますので、今後ともひとつよろしく願いたいと思えます。

○議長(上野稔君)

続いて、日程第32 同意第9号の質疑を行います。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

同意第9号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第9号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

同意第9号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、日程第33 同意第10号の質疑を行います。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

同意第10号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第10号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

同意第10号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、日程第34 同意第11号の質疑・討論・採決を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、龍澤敦君の退場を求めます。

(龍澤議員・退場)

これから、同意第11号の質疑を行います。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

同意第11号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第11号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

同意第11号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決しました。

龍澤敦君の入場を求めます。

(龍澤議員・入場)

続いて、日程第35 同意第12号の質疑を行います。

(な し)

質疑を終結します。

お諮りします。

同意第12号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第12号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

同意第12号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（上野稔君）

日程第36 「閉会中の継続審査について」を議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より、閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査と決しました。

以上で、今定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より、閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例市議会は、12月5日から本日まで13日間に及ぶ日程で開催されました。

改選後、初めての定例会でありましたが、正・副議長をはじめ議員各位におかれましては、本会議ならびに各委員会を通じ、慎重かつ熱心な審議に努めていただき、誠にありがとうございました。

また、本議会に上程いたしました提出案件のすべてにつきまして、原案のとおりご議決、ご同意を賜りましたことに対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、総務省の諮問機関であります地方財政審議会は、2009年度の地方財政に関する意見をまとめ、12月10日、鳩山総務大臣に提出いたしました。

分権型社会を支える地方税財政基盤の確立を目指した、地方の権限ならびに責任の拡大にふさわしい、地方税財源の充実強化の必要性を強調した上で、必要な財政需要を適切に積み上げ、一般財源を確保するとともに、特に地方交付税の増額を図るべきと提言しています。

歳出削減に懸命の努力を続けながら、極めて厳しい財政経営を強いられる地方公共団体にとりましては、地方交付税の増額は何にも増して強く切望するところであります。

景気後退の影響で、地方税や地方交付税の原資となる、国税5税の大幅な減収も見込まれておりますが、交付税をどこまで増額できるのか、国の施策に大いに期待するところであります。

さて、新年に入りますと、休み明け早々に大きな行事が続きます。

まず、1月4日には、いちのみや桃の里スポーツ公園グラウンドにおいて、関本伴規団長以下900名の団員が参加して、笛吹市消防団出初式が挙行されます。

市内7分団による盛大かつ厳粛な式典が行われるものと思われれます。

1月5日には、連合区長会長さんをはじめとする発起人の皆さまの呼びかけにより、平成21年新春交歓会ならびに受賞祝賀会が、ホテル甲斐路において開催されます。

市議会議員をはじめ、各種行政委員、連合区長会、区長、消防団幹部役員のほか、各種委員および団体代表各位をお招きして、叙勲および大臣表彰の受賞者、ならびに県政功績者の祝賀会を行うとともに、平成21年の新春をお祝いすると伺っております。

次に、1月11日には、市内7つの会場で成人式が開催され、約780名の若者が大人の仲間入りをいたします。

二十歳になりますと、選挙権をはじめ、さまざまな社会的権利が与えられると同時に、社会の一員として果たさなければならない義務も背負うこととなります。

新成人の皆さまには、社会の一員であることを自覚され、自らが社会をより良い方向へ導いていくという志を持って、行動していただくことを希望するところであります。

続きまして、市税等の収納率向上対策として、1月下旬から2月上旬にかけて、市税および国保税未納者を対象に、滞納整理強化に向けた戸別訪問を実施します。

課長以上の管理職員が、滞納者宅を直接訪問し、税負担の公平と納税の義務を周知し、納税を促すとともに、職員自らが税に対し危機感を持って収納対策に取り組むことにより、これまで以上の税に対する意識の高揚を図りたいと思います。

自己財源の確保に積極的に取り組み、健全な財政基盤の確立に努めながら、来年の干支「丑」のように、粘り強く、誠実な市政経営を推し進めてまいりたいと考えております。

師走も半ばを過ぎました。これから何かと慌ただしい時期を迎えることとなりますが、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ご家族ともども、平成21年の新春をご健勝のうちに迎えられるようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

以上をもちまして、平成20年第4回笛吹市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時00分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	橘 田 益 貴
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久